

建設業許可申請の手引き

【北海道知事許可業者用】

令和5年(2023年)6月

北海道 建設部建設政策局 建設管理課

この手引きは、北海道知事許可の建設業者を対象としています。

他都府県又は国土交通大臣許可の建設業者については、それぞれの都府県、国土交通省北海道開発局又は各地方整備局等へお問い合わせください。

目 次

1 建設業許可制度の概要

(1) 建設業の許可とは	1
(2) 「大臣許可」と「知事許可」の区分	1
(3) 「一般建設業」と「特定建設業」の区分	2
(4) 許可業種の区分	2
(5) 許可の有効期間	3
(6) 法人役員等の適用範囲	3

2 許可に必要な要件

(1) 「許可要件」と「欠格要件」	5
(2) 許可要件	5
ア 経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして国土交通省令で定める基準	5
イ 社会保険の加入について	7
ウ 営業所における専任技術者（専技）の設置	8
エ 請負契約における誠実性	9
オ 財産的基礎又は金銭的信用	10
(3) 欠格要件	11

3 許可（認可）申請の手続

(1) 「申請区分」と「手数料」	13
(2) 「申請の方法」と「標準処理期間」	14
ア 申請方法	14
イ 許可申請に関する標準処理期間	14
(3) 許可（認可）申請書類	14
ア 申請書記載に係る一般的な注意事項	14
イ 行政書士等が申請書等を作成した場合の取扱い	14
(4) その他留意事項	15
ア 許可番号の取扱いについて	15
イ 許可区分等を変更する申請等の取扱い	15
(ア) 一般・特定間移行の取扱い	
(イ) 許可換え新規の取扱い	
(ウ) 主たる営業所の所在地が他の振興局へ移転する場合の取扱い	
ウ 営業の同一性を失うことなく組織等を変更する申請の取扱い	16
(ア) 事業承継の取扱い	
(イ) 法人替の取扱い	
(ウ) 法人に係る組織変更の取扱い	
(5) 譲渡及び譲受け	16
ア 申請先	16

イ	認可基準	16
ウ	申請書類・確認書類	16
エ	許可の有効期間	16
オ	注意事項	16
(6)	合併（法人に限る）	17
ア	申請先	17
イ	認可基準	17
ウ	申請書類・確認書類	17
エ	許可の有効期間	17
オ	注意事項	17
(7)	分割（法人に限る）	18
ア	申請先	18
イ	認可基準	18
ウ	申請書類・確認書類	18
エ	許可の有効期間	18
オ	注意事項	18
(8)	相続	18
ア	申請先	18
イ	認可基準	19
ウ	申請書類・確認書類	19
エ	許可の有効期間	19
オ	注意事項	19
(9)	許可更新申請の取扱い	19
ア	更新の手続	19
イ	有効期間満了後の許可の効力について	19
ウ	変更事項の届出（決算報告含む。）未提出業者の取扱い	19
エ	特定建設業の財産的基礎に係る基準の確認について	19
オ	更新に係る許可の有効期間の調整（一本化）について	20

4 許可取得後の手続（変更届・廃業届の提出等）

(1)	変更届	20
(2)	廃業届	20
(3)	届出の方法	20
(4)	郵送による変更届の提出について	21

5 資料

表 1-1	建設工事と建設業の種類	22
表 1-2	非建設業の例示	29
表 2	建設業の種類別指定学科	30
表 3-1	建設工事の種類、並びに一般建設業及び特定建設業別専任技術者の資格要件一覧表	31
表 3-2	営業所における専任技術者となり得る国家資格者等一覧～有資格コード【一般建設業】	42

表 3-3	営業所における専任技術者となり得る国家資格者等一覧～有資格コード【特定建設業】	45
表 4-1	許可申請書の様式と添付書類	48
表 4-2	認可申請書の様式と添付書類	49
表 4-3	申請に係る確認書類	50
表 4-4	届書を提出したことを（変更の内容を）証する書類	51
表 4-5	知事が必要と認める書類	51
表 5	建設業許可後の各種届出	52
表 6	許可申請書、変更届出書等の提出先一覧	56

6 記載例

建設業許可申請書 [様式第 1 号]	57
役員等の一覧表 [別紙 1]	59
営業所一覧表（新規許可等）[別紙 2（1）]	60
営業所一覧表（更新）[別紙 2（2）]	62
専任技術者一覧表 [別紙 4]	63
工事経歴書 [様式第 2 号]	66
直前 3 年の各事業年度における工事施工金額 [様式第 3 号]	68
使用人数 [様式第 4 号]	70
誓約書 [様式第 6 号]	71
常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書 [様式第 7 号]	73
常勤役員等の略歴書 [別紙]	75
常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 [様式第 7 号の 2]	76
常勤役員等の略歴書 [別紙 1]	81
常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書 [別紙 2]	82
健康保険等の加入状況 [様式第 7 号の 3]	84
専任技術者証明書（新規・変更）[様式第 8 号]	86
実務経験証明書 [様式第 9 号]	90
指導監督的実務経験証明書 [様式第 10 号]	92
建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表 [様式第 11 号]	94
許可申請者（法人の役員等 本人 法定代理人 法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書 [様式第 12 号]	95
建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書 [様式第 13 号]	96
株主（出資者）調書 [様式第 14 号]	97
営業の沿革 [様式第 20 号]	98
所属建設業者団体 [様式第 20 号の 2]	99
主要取引金融機関名 [様式第 20 号の 3]	100
変更届出書 [様式第 22 号の 2]	101
届出書 [様式第 22 号の 3]	106
廃業届 [様式第 22 号の 4]	108
譲渡及び譲受け認可申請書 [様式第 22 号の 5]	110
役員等の一覧表 [別紙一]	114

営業所一覧表〔別紙二〕	115
専任技術者一覧表〔別紙三〕	117
誓約書〔様式第 22 号の 6〕	121
合併認可申請書〔様式第 22 号の 7〕	122
役員等の一覧表〔別紙一〕	126
営業所一覧表〔別紙二〕	127
専任技術者一覧表〔別紙三〕	129
分割認可申請書〔様式第 22 号の 8〕	133
役員等の一覧表〔別紙一〕	137
営業所一覧表〔別紙二〕	138
専任技術者一覧表〔別紙三〕	140
届出書〔様式第 22 号の 9〕	144
相続認可申請書〔様式第 22 号の 10〕	146
営業所一覧表〔別紙一〕	150
専任技術者一覧表〔別紙二〕	152
誓約書〔様式第 22 号の 11〕	156
届出書〔様式第 22 号の 12〕	157

7 用紙・作成例

北海道収入証紙ちょう付用紙	158
変更届出書〔別紙 5-1〕	159
営業所写真台紙作成例	160
診断書作成例	162

【凡例】

- ・「法」 ⇒ 「建設業法」
- ・「政令」 ⇒ 「建設業法施行令」
- ・「規則」 ⇒ 「建設業法施行規則」
- ・「要綱」 ⇒ 「建設業法に基づく許可事務に関する要綱」（平成 13 年 3 月 29 日付け建情第 2342 号北海道建設部長通知）
- ・「ガイドライン」 ⇒ 「建設業許可事務ガイドライン」（平成 13 年 4 月 3 日付け国総建第 97 号国土交通省総合政策局建設業課長通知）

1 建設業許可制度の概要

(1) 建設業の許可とは【法第3条第1項本文】

建設業を営むには、政令で定める「**軽微な建設工事**」のみを請け負っている場合を除き、許可が必要です。

【**軽微な建設工事**】とは、工事一件の請負代金の額^(※)が

- 「建築一式工事」の場合 ⇒ 1,500 万円に満たない工事 又は 延べ面積が 150 m²に満たない木造住宅工事
- 「建築一式工事以外の建設工事」の場合 ⇒ 500 万円に満たない工事

※消費税及び地方消費税相当額を含む。

※注文者が材料を提供する場合は、市場価格及び運送賃を含む。

【政令第 1 条の 2】

【許可の概要】

- ・建設業の許可は、営業所の設置状況により、「国土交通大臣」による許可と、「北海道知事」による許可があります。(⇒p1 参照)
- ・「一般建設業」のほか、下請に出そうとしている工事の額により、「特定建設業」の許可が必要となります。(⇒p2 参照)
- ・請け負おうとする建設工事に対応して、29 の業種区分（舗装工事、解体工事など）ごとに許可が必要です。(⇒p2 参照)
- ・許可の有効期間は 5 年で、継続して許可が必要な場合は、更新の手続が必要です。(⇒p3 参照)

(2) 「大臣許可」と「知事許可」の区分【法第3条第1項本文】

「大臣許可」を取るべきか「知事許可」を取るべきかは、営業所の設置状況によって区分されます。

大臣許可	2以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする場合
知事許可	1つの都道府県の区域内のみに営業所を設けて営業しようとする場合

※営業所の所在する都道府県の区域外で、その営業所における請負契約に基づき工事を施工することは、差し支えありません。

【営業所】とは【要綱第2-2注1】【ガイドライン第3条関係2】

- ・「本店」又は「支店」若しくは「常時建設工事の請負契約を締結する事務所」のこと。
- ・「本店」又は「支店」は、「常時建設工事の請負契約を締結する事務所」でない場合でも、他の営業所に対して請負契約に関する指導監督を行う等、建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合には、「営業所」に該当。
- ・「常時建設工事の請負契約を締結する事務所」とは、請負契約の見積、入札、請負契約の締結に係る実態的な行為を行う事務所。契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かは問わない。
- ・単に登記上の本店等に過ぎないもの、及び建設業を他の営業と兼営する場合等における支店、営業所であって建設業にはまったく無関係なものは、「営業所」には該当しない。
- ・許可を受けた業種について軽微な建設工事のみ行う営業所についても法に規定する「営業所」に該当。（当該営業所が、主たる営業所の所在する都道府県以外の区域内に設けられている場合は、「大臣許可」が必要）

(3) 「一般建設業」と「特定建設業」の区分【法第3条第1項第2号、政令第2条】

建設業の許可は、下請に出そうとしている工事の額により、「一般建設業」と「特定建設業」に区分されています。

特定建設業許可	発注者から直接請け負う1件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を、下請代金の額（下請契約が2以上あるときは、下請代金の総額）が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円） ^(※) 以上となる下請契約を締結して施工しようとする場合
一般建設業許可	特定建設業以外の場合

※消費税及び地方消費税の額を含む。元請負人が提供する材料費等の価格は含みません。【ガイドライン第3条関係4、その他2】

※同一業種について特定、一般の両方の許可を受けることはできません。【法第3条第1項本文】

※一般建設業者が同じ業種について特定建設業の許可を受けた場合、一般建設業許可は効力を失います。【法第3条第6項】

【特定建設業許可が必要となる場合】

- ・一次下請に発注する建設工事の総額によって判断。（4,500万円以上、建築一式工事は7,000万円以上）⇒元請業者が発注者から直接請け負う金額に制限はありません。
- ・建設工事としての下請代金の額であり、測量会社や警備業者等への委託料、資材業者からの資材購入額などは含みません。
- ・一次下請以下として契約されている建設業者は、一般建設業許可業者でも、金額の如何に関わらず、下請契約を締結することができます。

(4) 許可業種の区分【法第3条第2項】⇒p22「表1-1 建設工事と建設業の種類」参照

ア 建設業の許可は、請け負おうとする建設工事に対応して、業種区分ごとに受けなければなりません。

イ 各業種ごとに「一般建設業」又は「特定建設業」のいずれか一方の許可を受けることができます。

ウ 29の業種区分は、大きく分けて2つの「一式工事」と27の「専門工事」があります。

区 分	建設工事の種類
一式工事	土木一式工事、建築一式工事
専門工事	大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事

【一式工事】とは 【要綱第9注2】

原則として元請業者の立場として総合的な企画・指導及び調整の下に土木工作物又は建築物を建設する工事であり、二つ以上の専門工事が有機的に組み合わされた（複数の下請業者による施工）工事である場合又は工事の規模、複雑性等からみて個別の専門工事として施工することが困難な工事。

また、一式工事はなんでもできる万能なものではなく、500万円以上の下請けへのコーディネートしない専門工事については、それぞれの専門工事の許可が必要です。なお、元請けが果たすべき役割（技術的指導、安全管理、品質管理、工程管理、施工計画の作成ほか）が履行されているもののみが一式工事となります。

【附帯工事】について【法第4条】【ガイドライン第4条関係】

- ・許可を受けていない業種に係る建設工事は請け負うことはできないが、本体工事に附帯する工事については、発注者の利便性の観点から、許可を受けている本体工事と併せて許可を受けていない附帯工事も請け負うことができる。
- ・その場合、その工事の許可を受けた建設業者に下請に出すか、自ら施工する場合には、その業種の許可を受けるために必要な技術者を置かなければならない（軽微な工事を除く。）。

【附帯工事】とは

- ・主たる建設工事の施工により必要を生じた他の従たる工事（主たる工事の機能を保全し、十分な能力を発揮するために必要を生じたもの）
⇒例えば、屋根工事に伴って必要を生じた塗装工事など
- ・主たる建設工事を施工するために生じた他の従たる建設工事（主たる工事の施工に関連し、施工を余儀なくされた工事）
⇒例えば、電気工事の施工に伴って必要を生じた内装仕上工事
- ・それ自体が独立の使用目的に供されるものではないもの

(5) 許可の有効期間【法第3条第3～5項、規則第5条】

ア 許可の満了

許可の有効期間は、許可日から5年目を経過する日の前日をもって満了となります。なお、当該期間の末日が日曜日等の休日であっても満了となります。

イ 更新の手続（更新手続の詳細についてはp19 参照）

引き続き建設業を営もうとする場合は、有効期間満了の30日前までに更新の許可申請書を提出しなければなりません。（規則第5条関係）（この日が行政庁の休日に該当する場合は直後の開庁日までに提出）

※道では更新申請の受付開始時期は、許可の有効期間満了日の概ね3カ月前から可能です。

【要綱第5－6（1）】

(6) 法人役員等の適用範囲【法第5条第3号】

いかなる名称を有する者であるかを問わず、「法人に対し業務を執行する社員」「取締役」「執行役」若しくは「これらに準ずる者」と同等以上の支配力を有する者と認められる者（以下「役員等」という。）。

※「これらに準ずる者」と同等以上の支配力を有する者と認められる者とは、「相談役」及び「顧問」のほか、「その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者」と同等以上の支配力を有するものと認められる者」である可能性がある者（「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」）。

この他、役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者がある場合についてはその者も含まれます。【ガイドライン第5条及び第6条関係2（1）⑥】

【法人役員等の範囲】（⇒関連p7）

法人役員等の範囲は、常勤・非常勤を問わず次の者を指し、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まれない。

なお、役員等の就退任に係る基準日は、登記の日ではなく、実際に異動が行われた日となる。

- ・持分会社（合名会社、合資会社及び合同会社を指す。以下同じ。）の「業務を執行する社員」
- ・株式会社（株式会社及び特例有限会社を指す。以下同じ。）の「取締役」
- ・指名委員会等設置会社の「執行役」
- ・法人格のある各種の組合等（協同組合、協業組合及び企業組合等を指す。以下同じ。）の「理事等」

【政令第3条に規定する使用人】【ガイドライン第5条及び第6条関係2（12）】

「建設業法施行令第3条に規定する使用人」とは、建設工事の請負契約の締結及びその履行に当たって、一定の権限を有すると判断される者すなわち支配人及び支店又は営業所（主たる営業所を除く。）の代表者である者が該当する。これらの者は、当該営業所において締結される請負契約について総合的に管理することや、原則として、当該営業所において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事していることが求められる。

※建設業許可の要件に関連「請負契約における誠実性」（p9 参照）「法第8条の欠格要件」（p11 参照）

2 許可に必要な要件

(1) 「許可要件」と「欠格要件」

建設業の許可を受けるためには5つの「許可要件」を満たし、「欠格要件」に該当しないことが必要。

【許可要件】

- ① 経営業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして国土交通省令で定める基準
常勤役員等の体制が一定の条件を満たし適切な経営能力を有すること。
- ② 社会保険の加入
適切な社会保険へ加入（届出）していること
- ③ 営業所における専任技術者（専技）の設置
営業所ごとに「専任技術者」を配置していること。
- ④ 請負契約における誠実性
請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。
- ⑤ 財産的基礎又は金銭的信用
請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること。

【欠格要件】

- ① 許可申請書若しくは添付書類中の虚偽記載又は、重要な事実の記載が欠けていること。
- ② 建設業法第8条各号のいずれかに該当する場合。

(2) 許可要件

ア 経営業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして国土交通省令で定める基準【法第7条第1号、第15条第1号】

法人の場合は、役員等（「業務を執行する社員」「取締役」「執行役」又は「これらに準ずる者」）のうち常勤であるものの一人が、個人の場合は、本人又は「支配人」のうち一人が、次のいずれかに該当する者であることが必要です。

(7) 経営業務の管理責任者としての経験（建設業の経営に関する一定の経験）を有する者とは

次のa～cのいずれかに該当していることが必要です。

- a 常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であること（規則第7条第1号イ該当）
 - (a) 建設業に関し、5年以上、経営業務の管理責任者としての経験を有する者
 - (b) 建設業に関し、5年以上、経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る）として経営業務を管理した経験を有する者
 - (c) 建設業に関し6年以上、経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者
- b 常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であって、かつ、財務管理の業務経験を有する者、労務管理の業務経験を有する者及び業務運営の業務経験を有する者を当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置くものであること。（規則第7条第1号ロ該当）
 - (a) 建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者。
 - (b) 5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等として経験を有する者
- c 国土交通大臣が1又は2に掲げる者と同等以上の能力を有すると認定した者

※ 補足（法第7条第1号、第15条第1号関係）

文言解説【要綱第3－1】【ガイドライン第7条関係1】

○「業務を執行する社員」

持分会社の業務を執行する社員

○「取締役」

株式会社の取締役

○「執行役」

指名委員会等設置会社の執行役

○「これらに準ずる者」

法人格のある各種組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は原則として含まない（ただし、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等については、含まれる。）

○「役員のうち常勤であるもの」

原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者がこれに該当する。

なお、建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士等の他の法令で専任を要するものと重複する者は、専任を要する営業体及び場所が同一である場合を除き、「常勤であるもの」には該当しない。健康保険証のコピー（両面）等で確認。

○「建設業に関し」

全ての建設業の種類をいい、業種毎の区別はせず、全ての建設業に関するものとして取り扱うこととする。

○「支配人」

営業主に代わって、その営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人をいい、これに該当するか否かは、商業登記の有無を基準として判断する。

○「経營業務の管理責任者としての経験を有する者」

業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経營業務の執行等建設業の経營業務について総合的に管理した経験を有する者をいう。

○「経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経營業務を管理した経験」

取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。

○「経營業務を補佐した経験」

経營業務の管理責任者に準ずる地位（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位における者）にあって、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について、従事した経験をいう。

○「財務管理の業務経験」

申請者における工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどに関する業務経験をいう。

○「労務管理の業務経験」

申請者における社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験をいう。

○「業務運営の経験」

申請者における会社の経営方針や運営方針を策定に関する業務経験をいう。

○「直接に補佐する」

組織体系上及び実態上常勤役員等から直接指揮命令を受け、業務を行うことをいう。

○「役員等に次ぐ職制上の地位」

申請者の社内の組織体系において役員等に次ぐ職制上の地位にある者をいい、必ずしも代表権を有することを要しない。なお、職制上の地位にあるかについては、提出された組織図などを確認することで行う。

専任技術者との兼任【要綱第3-1注10】【ガイドライン第7条関係1】

アに該当する者がウの専任技術者としての基準も満たしている場合には、同一営業所（原則として本社又は本店等）内に限り当該技術者を兼ねることができる。

イ 社会保険の加入について【法第7条第1号、第15条第1号】

次のいずれにも該当する者であること

- (ア) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第3条第3項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に、健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第19条第1項の規定による届書を提出した者であること。
- (イ) 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第6条第1項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に、厚生年金法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第13条第1項の規定による届書を提出した者であること。
- (ウ) 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第5条第1項に規定する適用事業の事業所に該当する全ての営業所に、雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第3号）第141条第1項の規定による届書を提出した者であること。

※(ア)～(ウ)の各保険制度において、適用除外となる事業所や申請者については、当該保険制度への加入は許可要件として求められません。

ウ 営業所における専任技術者（専技）の設置【法第7条第2号、法第15条第2号】

建設工事に関する請負契約の適正な締結、履行を確保するためには、建設工事についての専門知識が必要であり、請負契約に関する見積、入札、契約締結等の業務の中心は各営業所にあることから、各営業所ごとに許可を受けようとする建設業に関する一定の資格又は経験を有する技術者を専任で配置することが必要とされています。

【専任技術者となれる技術資格要件】

一般建設業	特定建設業（指定建設業以外）
一法第7条第2号一 次のいずれかの要件を満たしていること。 イ 許可を受けようとする建設工事に関し、学校教育法による表2（p30）に掲げる学科を修めて ・中等教育学校卒業後 5年（60カ月）以上 ・高等学校卒業後 5年（60カ月）以上 ・大学・短大・高専卒業後 3年（36カ月）以上の実務経験を有する者 ロ 許可を受けようとする建設工事に関し、10年（120カ月）の実務経験を有する者 ハ 国土交通大臣が上記イ又はロと同等以上と認めた者（国土交通大臣が定めた表3-1（p31）の資格を有する者等）	一法第15条第2号一 次のいずれかの要件を満たしていること。 イ 許可を受けようとする建設工事に関し、国土交通大臣が定めた表3-1（p31）の資格を有する者（1級、技術士の国家資格者） ロ 建設業法第7条第2号イ・ロ・ハに該当し、許可を受けようとする建設工事で、発注者から直接請負い、その請負代金の額が1件4,500万円以上であるものに関し、2年（24カ月）以上の指導監督の実務経験を有する者 ハ 国土交通大臣が上記イ又はロと同等以上と認めた者
	（指定建設業） （土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業の7業種）
	一法第15条第2号一 イ 許可を受けようとする建設工事に応じ、国土交通大臣が定めた表3-1（p31）の資格を有する者（1級施工管理技士、1級建築士・技術士の国家資格者） ハ 国土交通大臣が上記イと同等以上と認めた者（大臣特任資格者）

※ 営業所の専任技術者となり得る国家資格等については、p42表3-2の一覧を参照してください。

【「専任」の者】とは【要綱第3-2注1】【ガイドライン第7条関係2（1）】

その営業所に常勤して、専らその職務に従事することを要する者をいう

次の場合、原則として「専任」とは認められない。

- ①住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者
- ②他の営業所（他の建設業者の営業所を含む。）において専任を要する者
- ③建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者（建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合においてその事務所等において専任を要する者を除く。）
- ④他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等、他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者。

エ 請負契約における誠実性【法第7条第3号、法第15条第1号】

建設業の営業は、他の一般の営業と異なり、注文生産であるため、取引の開始から終了まで長い期間を要することや、前払いなどによる金銭の授受が慣習化していることなど、信用を前提として行われるものであるため、法人である場合においては「当該法人」又は「その役員等」若しくは「政令で定める使用人」が、個人である場合においては「その者」又は「政令で定める使用人」が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことが求められます。

【不正な行為】とは【要綱第3-3注1】【ガイドライン第7条関係3（1）】

請負契約の締結又は履行の際における「詐欺」、「脅迫」、「横領」等法律に違反する行為

【不誠実な行為】とは【要綱第3-3注1】【ガイドライン第7条関係3（1）】

工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為

○次の場合、原則として誠実性を満たさないものとして扱われます。

【要綱第3-3注2】【ガイドライン第7条関係3（2）】

建築士法、宅地建物取引業法等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者。

オ 財産的基礎又は金銭的信用【法第7条第4号、法第15条第3号】

建設工事の適正な施工を確保するためには、ある程度の資金を確保していることが必要であり、請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していることが必要です。

【財産的基礎又は金銭的信用を有しているとする基準】※倒産することが明白である場合を除く
【要綱第3-4】【ガイドライン第7条関係4、第15条関係2】

一般建設業	特定建設業
次の <u>いずれかに</u> 該当すること。 ①自己資本の額が500万円以上であること。 ②500万円以上の資金を調達する能力を有すること ③許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること。	次の <u>すべてに</u> 該当すること ①欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと ②流動比率が75%以上であること ③資本金の額が2,000万円以上であり、かつ自己資本の額が4,000万円以上であること
○既存の企業にあっては、申請時直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあっては、創業時における財務諸表により判断する。 ○当該財務諸表上では、資本金の額に関する基準を満たさないが、申請日までに増資を行うことによって基準を満たすこととなった場合には、「資本金」については、この基準を満たしているものとして取り扱う。 ○これらの基準に適合するか否かは当該許可を行う際に判断するものであり、許可をした後にこの基準を適合しないこととなっても直ちに当該許可の効力に影響を及ぼすものではない。	

※ 一般建設業において、新規許可取得後、初回の更新前に業種追加を行う際は、財産要件の確認が必要となります。

○【自己資本】とは

- ・法人にあっては貸借対照表における純資産合計の額をいう。
- ・個人にあっては、期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益保留性の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。

○【500万円以上の資金を調達する能力】とは

- ・500万円以上の資金を調達できる金銭的信用を有しているかどうか。具体的には、取引金融機関の融資証明書、預金残高証明書等により確認。（証明書は、申請日前の30日以内に発行されたもの）
- ・500万円以上の申請者名義の所有不動産の固定資産評価証明書

○【欠損の額】とは

- ・法人にあっては、貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及びその他の利益剰余金の合計額を上回る額をいう。
- ・個人にあっては、事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益保留性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいう。

○【流動比率】とは

- ・流動資産を流動負債で除して得た数値を百分率で表したものをいう。

○【資本金】とは

- ・法人にあっては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいう。
- ・個人にあっては期首資本金をいう。

(3) 欠格要件【法第8条】

許可を受けようとする者が次の要件（役員等又は政令第3条に規定する使用人は、1から4又は6から10。）のいずれかに該当する場合、許可を受けることはできません。また、許可後において、1又は7から12の要件のいずれかに該当した場合、許可取消処分となります。

欠格要件		備 考
1	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	
2	次の理由により建設業許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者 ・不正手段（虚偽の申告等）により建設業の許可を得た。（建設業法第29条第1項第7号） ・建設業法第28条第1項各号の一に該当する内容で情状特に重い行為を行った。（建設業法第29条第1項第8号） ・同法の営業停止処分に違反し営業行為を行った。（建設業法第29条第1項第8号）	処分の日以前から他の許可業者の役員、建設業法施行令第3条の使用人を兼ねている場合、その会社の欠格要件とはならない
3	取消処分を受ける前に行われる行政手続法の聴聞の通知を受け取った日以後に廃業届けした者で、届出の日から5年を経過しない者	処分の日以前から他の許可業者の役員、建設業法施行令第3条の使用人を兼ねている場合、その会社の欠格要件とはならない
4	上記の聴聞の通知を受け取った日前60日以内にその法人及び個人事業者の役員及び建設業法施行令第3条の使用人であった者で廃業届けの届出の日から5年を経過しない者	
5	建設業法第28条第3項又は第5項の規定（他法令違反、工事の施工管理が著しく不適当など）による営業停止処分期間中の者	
6	法人の役員、個人事業主、建設業法施行令第3条の使用人で建設業法第29条の4による営業禁止処分期間中の者	処分の日以前から他の許可業者の役員、建設業法施行令第3条の使用人を兼ねている場合、その会社の欠格要件とはならない
7	禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	
8	次に挙げる罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ・建設業法違反 ・建設工事の施工に関する法令違反、建設工事に従事する労働者の使用に関する法令違反（建設業法施行令第3条の2に規定する建築基準法、宅地造成及び特定盛土規制法、都市計画法、景観法、労働基準法、職業安定法及び労働者派遣法。） ・暴力団員による不当な行為の防止に関する法律違反 ・刑法第204条（傷害罪）、第206条（現場助勢罪）、第208条（暴行罪）、第208条の2（凶器準備集合罪）、第222条（脅迫罪）、第247条（背任罪）の罪 ・暴力行為等処罰に関する法律の罪	政令第3条の2参照
9	暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者	
10	心身の故障により建設業を適正に営むことができない者（精神の機能の障害により、建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者）	
11	未成年者の法定代理人が、建設業法第8条第11号の規定に該当するもの	法第8条参照
12	暴力団員等がその事業活動を支配する者	

建設業法

第八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次の各号のいずれか（許可の更新を受けようとする者については、第一号又は第七号から第十四号までのいずれか）に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 第二十九条第一項第七号又は第八号に該当することにより一般建設業の許可又は特定建設業の許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者
- 三 第二十九条第一項第七号又は第八号に該当するとして一般建設業の許可又は特定建設業の許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分があった日又は処分をしないことの決定があった日までの間に第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者で当該届出の日から五年を経過しないもの
- 四 前号に規定する期間内に第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、前号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人の役員等若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- 五 第二十八条第三項又は第五項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 六 許可を受けようとする建設業について第二十九条の四の規定により営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
- 七 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- 八 この法律、建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治四〇年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- 九 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第十四号において「暴力団員等」という。）
- 十 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの
- 十一 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号（法人でその役員等のうちに第一号から第四号まで又は第六号から前号までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。）のいずれかに該当するもの
- 十二 法人でその役員等又は政令で定める使用人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第十号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者についてはその者が第二十九条の規定により許可を取り消される以前から、第三号又は第四号に該当する者についてはその者が第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第六号に該当する者についてはその者が第二十九条の四の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員等又は政令で定める使用人であった者を除く。）のあるもの
- 十三 個人で政令で定める使用人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第十号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者についてはその者が第二十九条の規定により許可を取り消される以前から、第三号又は第四号に該当する者についてはその者が第十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第六号に該当する者についてはその者が第二十九条の四の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の政令で定める使用人であった者を除く。）のあるもの
- 十四 暴力団員等がその事業活動を支配する者

建設業法施行令

第三条の二 法第八条第八号（法第十七条において準用する場合を含む。）の政令で定める建設工事の施工又は建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定は、次に掲げるものとする。

- 一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九条第一項又は第十項前段（これらの規定を同法第八十八条第一項から第三項まで又は第九十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者に係る同法第九十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）
- 二 宅地造成及び特定盛土規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第二十条第二項から第四項まで又は第三十九条第二項から第四項までの規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第五十五条第一項（第四号に係る部分に限る。）
- 三 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八十一条第一項の規定による国土交通大臣、都道府県知事又は市長の命令に違反した者に係る同法第九十一条
- 四 景観法（平成十六年法律第百十号）第六十四条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第一百一条
- 五 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第五条の規定に違反した者に係る同法第一百七十七条（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第一項（建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号。以下「建設労働法」という。）第四十四条の規定により適用される場合を含む。第七条の三第三号において同じ。）の規定により適用される場合を含む。）又は労働基準法第六条の規定に違反した者に係る同法第一百八条第一項
- 六 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四十四条の規定に違反した者に係る同法第六十四条
- 七 労働者派遣法第四条第一項の規定に違反した者に係る労働者派遣法第五十九条

3 許可（認可）申請の手続

(1) 「申請区分」と「手数料」

許可の申請区分、及び手数料については、次のとおりです。また、認可の申請をする場合、手数料は必要ありません。【北海道建設部手数料条例別表第1（第2条関係）】

申請区分		通常申請	般・特両方申請	備考
1	新規			
	有効な許可をどの行政庁からも受けていない場合	90,000 円	180,000 円	
2	許可換え新規			
	国土交通大臣の許可を受けていた者又は北海道以外の知事の許可を受けていた者が、北海道内のみに営業所を設置して北海道知事の許可を申請する場合 ・国土交通大臣許可⇒北海道知事許可 ・他都府県知事許可⇒北海道知事許可	90,000 円	180,000 円	
3	般特新規			
	一般建設業の許可のみを受けている者が、新たに特定建設業の許可を申請する場合。 または、 特定建設業の許可のみを受けている者が、新たに一般建設業の許可を申請する場合。	90,000 円	—	
4	業種追加			
	一般建設業の許可を受けている者が、他の一般建設業の許可を申請する場合。 または、 特定建設業の許可を受けている者が、他の特定建設業の許可を申請する場合。	50,000 円	100,000 円	
5	更新（許可の一本化を含む）			
	既に受けている建設業の許可を、そのままの要件で続けて申請する場合。	50,000 円	100,000 円	
6	般特新規＋業種追加			
	3と4を一件の申請書により、同時に申請する場合。	—	140,000 円	
7	般特新規＋更新			
	3と5を一件の申請書により、同時に申請する場合。	—	140,000 円	
8	業種追加＋更新			
	4と5を一件の申請書により、同時に申請する場合。	100,000 円	200,000 円	注 1
		—	150,000 円	注 2
9	般特新規＋業種追加＋更新			
	3と4と5を一件の申請書により、同時に申請する場合。	—	190,000 円	

注 1 一般・特定の両許可区分で業種追加と更新をする場合

注 2 一般・特定の両許可区分で更新をし、一方のみで業種追加する場合

○ 納入方法

北海道収入証紙（印紙ではない）を「北海道収入証紙ちょう付用紙」に貼り付け、申請者の印で割印し申請してください。（許可申請書には綴じ込まない）

当該手数料は、不許可になっても還付されません。

収入証紙は金融機関等で取扱いをしています。

(2) 「申請の方法」と「標準処理期間」

申請書類は、主たる営業所の所在地を管轄する振興局の建設指導課で受け付け、形式審査（記載事項や必要な書類が添付されているか、申請可能な期間内であるかなど形式要件の確認）と内容審査（許可の審査基準に適合しているか）を行い、適合していれば、許可の通知書を申請者に送付します。適合しない申請については、申請者に対し、補正を求めるか、拒否の通知を送付します。

ア 申請方法【要綱第5-1】

- (ア) 提出先：知事許可は主たる営業所の所在地（認可を申請する場合は、主たる営業所が所在する事となる地域）を管轄する振興局建設指導課、大臣許可は北海道開発局（⇒p56 表6「提出先一覧」参照）
- (イ) 提出部数：正本1部・副本2部（石狩振興局、大臣許可は正本・副本各1部）副本は、受付印を押印後返却します。

※許可又は拒否の通知書が到達する前に、申請者が許可申請書を取り下げようとする場合は、取下願書（許可申請は、任意様式、譲渡、合併又は分割の場合は要綱別紙3-3、相続の場合は要綱別紙3-7により、取下げの理由を記載するもの）の提出により申請書を返却します。

なお、既に認可を通知された後に、認可を辞退、申請した内容に変更が生じた場合には、認可の取下げ願（要綱別紙3-4により取下げの理由を記載するもの）を提出します。許可を申請している場合、納入済の申請手数料は還付されます。【要綱第5-1注3】

イ 許可申請に関する標準処理期間【要綱第4】

申請書類が振興局建設指導課に到達してから、当該申請に対する処分をするまで通常要する標準的な期間は概ね35日程度（休日は含まない。）です。

ただし、この期間に書類不備の補正等に要する期間は含みません。

また、この期間には役員等の身分照会に要する期間を15日程度見込んでおり、関係機関からの回答が遅れたことによる期間は含みません。

この期間は、努力義務として定めたものであり、その期間の経過をもって直ちに行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第5項にいう「不作為の違法」に当たるものではありません。

(3) 許可（認可）申請書類

建設業の許可（認可）は、申請書類に基づき、形式審査、内容審査を経て、許可の決定がなされます。

また、許可（認可）後にあっては、許可申請書は閲覧に供されます。このため、記載事項には誤りが無いよう注意してください。

なお、申請書類に虚偽の記載があった場合、許可は取消しとなり、更に取り消し後5年間は許可を受けることができません。【法第29条第1項第5号、第29条の4第2項】

ア 申請書記載に係る一般的な注意事項

申請書の各様式に記載する際の一般的な注意事項は次のとおりです。なお、申請書の様式と主な添付書類・確認書類等については、p48表4-1、p49表4-2及びp50表4-3を参照してください。

- (ア) 申請書等の記載は、誤りの無いよう十分確認の上記載してください。特に許可要件、欠格要件に係る記載については、記載誤りが虚偽申請とみなされる場合もあり得ますので、特にご注意願います。
- (イ) カラム欄（申請書の四角に囲まれた入力欄）に記入する文字数字については、記入例に基づき、印字又はボールペン等によりの確に記載してください。
- (ウ) 申請書及び添付資料は、全てA4判の大きさ（A4の用紙に貼るなど）にしてください。
- (エ) 許可申請書の編さん順序は、p48表4-1又はp49表4-2の順番にしてください。

イ 行政書士等が申請書等を作成した場合の取扱い【規則様式第1号記載要領2ほか関係様式の記載要領】

- (ア) 行政書士等が申請書等を作成した場合は、各申請・届出毎に、申請・届出の日から3ヶ月以内の委任状の写しが必要です。
- (イ) 申請者・届出者欄の記載要領は、上欄に申請者名（法人の場合は、法人名・代表者名）（行政書士等が代理人として申請書等を作成した場合、押印は不要）を書き、下欄に行政書士等が記名（行政書士等氏名・行政書士証票等の番号）をしてください。
- (ウ) 申請事務担当者の欄に、行政書士等の連絡先を必ず記載してください。

(4) その他留意事項

ア 許可番号の取扱いについて【要綱第5-7】【ガイドラインその他1】

許可番号については、許可行政庁名（北海道知事）、一般建設業又は特定建設業の別、許可年度、業者番号（振興局頭文字を含む）を付与します。

業者番号は、1業者1番号とし、一般建設業の許可及び特定建設業の許可を通じ、同一の番号を付与します。

許可番号の具体例 「北海道知事許可（般-27）石 第02001号」

イ 許可区分等を変更する申請等の取扱い

(7) 一般・特定間移行の取扱い【要綱第5-2(1)】

【ガイドライン第5条及び第6条関係2(1)②】

該当業種について、一般建設業の許可から特定建設業の許可へ移行する場合、又、特定建設業許可から一般建設業の許可へ移行する場合の取扱いについては、次のとおりです。（この取扱いは、当該移行に係る申請が許可の有効期間内に行われた場合に限りです。）

移行の内容	申請区分	元の許可の取扱い
許可業種全てが一般建設業である者（又は許可業種によって一般と特定を併せ持つ者）が、 <u>一般建設業許可業種の全部又は一部について特定建設業へ移行する申請の場合</u>	特定建設業の「 <u>般特新規</u> 」（又は「 <u>業種追加</u> 」）となる	一般建設業の許可については、 <u>特定建設業の許可が決定した時点で失効</u>
許可業種全てが特定建設業である者（又は許可業種によって一般と特定を併せ持つ者）が、建設業法第15条第3号に規定する <u>財産的基礎に係る基準の欠格のみが原因で、特定建設業許可業種の全部又は一部について一般建設業へ移行する申請の場合</u>	「 <u>新規</u> 」（又は一般建設業の「 <u>業種追加</u> 」）となる 「新規」申請に係る許可番号については <u>従前の番号を付与</u>	特定建設業の許可については、建設業法第12条の <u>廃業届は必要なく、一般建設業の許可が決定した時点で失効</u> （取扱いとしては更新と見なす）
許可業種全てが特定建設業である者（又は許可業種によって一般と特定を併せ持つ者）が、建設業法第15条第2号に規定する <u>専任技術者に係る基準の欠格等建設業法第29条該当が原因で、特定建設業許可業種の全部について一般建設業へ移行する申請の場合</u>	「 <u>新規</u> 」（又は一般建設業の「 <u>業種追加</u> 」）となる 「新規」申請に係る許可番号については <u>従前の番号は付与できない</u>	特定建設業の許可については、建設業法第12条の <u>廃業届</u> （又は、建設業法第11条第5項に基づく <u>届出書</u> ）の提出に基づく <u>許可の取消通知書が申請者に到達した時点で失効</u>
許可業種全てが特定建設業である者（又は許可業種によって一般と特定を併せ持つ者）が、建設業法第15条第2号に規定する <u>専任技術者に係る基準の欠格等建設業法第29条該当が原因で、特定建設業許可業種の一部について一般建設業へ移行する申請の場合</u>	一般建設業の「 <u>般特新規</u> 」（又は一般建設業の「 <u>業種追加</u> 」）となる	特定建設業の許可については、建設業法第12条の <u>廃業届</u> （又は、建設業法第11条第5項に基づく <u>届出書</u> ）の提出に基づく <u>許可の取消通知書が申請者に到達した時点で失効</u>

(4) 許可換え新規の取扱い【要綱第5-2(2)】【ガイドライン第9条関係1、2】

国土交通大臣の許可又は他都府県知事の許可から北海道知事の許可へ変更する申請の取扱いについては、北海道知事許可への新規申請となります。

(ウ) 主たる営業所の所在地が他の振興局へ移転する場合の取扱い【要綱第5-2注1】

北海道知事の許可を既に有する者で、建設業に係る主たる営業所の所在地を他の振興局の区域へ移転する場合（法第17条の2又は法第17条の3及び要綱の規定に基づく地位の承継を申請する場合を除く）については、移転前の所在地を所管する振興局に対し、変更届出書を提出してください。

振興局間で移管手続きを行い、移転後の所在地を所管する振興局から、従前の許可年月日で新番号を付与し、届出者宛てに通知します。

ウ 営業の同一性を失うことなく組織等を変更する申請の取扱い

(7) 事業承継の取扱い【要綱第5-3(1)】

従前の個人事業主が死亡又は高齢等の理由により営業が継続できないため、個人事業主を事業を共にする当該個人事業主を継ぐ者（家族）に変更する場合において、変更後の個人事業主の実態が、次に掲げる事項を全て満たす申請である場合に限り営業沿革の継続を認め、従前の許可番号を付与し許可を行います。

- a 個人事業主を継ぐ者が経營業務の管理責任者としての要件を満たしていること。
- b 個人事業主を継ぐ者が営業の債権債務を相続して事業を行うこと。
- c 個人事業主の許可（従前）の廃業届を提出すること。

(4) 法人替の取扱い【要綱第5-3(2)】

事業形態を個人から法人へ変更する場合において、変更後の法人の実態が、次に掲げる事項を全て満たす申請である場合に限り、営業沿革の継続を認め、従前の許可番号を付与し許可を行います。

- a 個人事業主が法人の代表権を有する役員であること。
- b 個人事業主が法人に50%以上の出資をしていること。
- c 個人事業主の許可の廃業届を提出すること。

(4) 法人に係る組織変更の取扱い【要綱第5-3(3)】

持分会社、株式会社及び法人格のある各種の組合等各法人の相互間における組織変更（特例有限会社の解散と同時に株式会社等の設立を行う場合を含む。）については、変更届出書を提出してください。

許可は一身専属的なものであることから、法第17条の2又は法第17条の3に基づく認可を受ける場合、及びウに記載する営業の同一性を失うことなく組織等を変更する場合を除き、相続、合併等により権利義務を包括的に承継する場合においても他の者への承継は認めていません。【要綱第5-3注1】

(5) 譲渡及び譲受け【法第17条の2第1項、要綱第5-4】

既に許可を受けている建設業者が許可に係る建設業の全部の譲渡を行う場合、譲渡人（譲渡を行う建設業者）及び譲受人（建設業の全部を譲り受ける者）があらかじめ北海道知事へ申請し、認可を受けることにより、譲渡及び譲受の日に譲渡人としての建設業者としての地位を承継できます。

ア 申請先

認可の申請先は、譲渡した後、主たる営業所が所在することとなる地域を所管する（総合）振興局の建設指導課になります。

ただし、次の場合には、申請先が国土交通大臣（地方整備局又は北海道開発局）になります。

- (7) 譲渡人又は譲受人が大臣許可を受けている場合
- (4) 譲受人が北海道知事以外の都府県知事許可を受けている場合

イ 認可基準

新規申請に同じ（P5～）

譲渡により地位を承継した建設業者が新規と同じ許可要件を全て満たすこと。

ウ 申請書類・確認書類

P49 表4-2のとおり

エ 許可の有効期間

譲渡した日の翌日から起算して5年間

オ 注意事項

- (7) 譲渡をする場合は、譲渡人の許可業種全てを譲受人が承継する必要があります。一部業種のみ承継することや、譲渡人と譲受人の間で、許可業種に般特の相違がある場合（※）には、承継できません。
- (4) 地位を承継した場合、承継した日から2週間以内に『社会保険等の加入状況（様式第7号の3）』及び『届出した事を証する書類』を認可を申請した振興局へ提出する必要があります。届出

がなされない場合は、許可は取消しとなる場合がありますので、留意願います。

- (㍑) 認可にあたり、事前の打ち合わせ等が必要となる場合がありますので、申請が見込まれる場合には、なるべく早くご相談いただきますようお願いいたします。

※ 譲渡人と譲受人の間で許可業種に般特の相違がある場合には、いずれかの当該業種許可を廃業することで承継することが可能になります。

(6) 合併（法人に限る）【法第 17 条の 2 第 2 項、要綱第 5－4】

既に許可を受けている建設業者（法人に限る）が合併により消滅する場合、合併消滅法人（合併により消滅する会社をいう。複数の法人が該当する場合は、その全部を含む）と合併存続法人（合併後も存続する法人）があらかじめ当該合併について、北海道知事へ申請・認可を受けることにより、合併の日に、合併存続法人又は合併により設立される法人は合併消滅法人の建設業としての地位を承継できます。

※ 3 者以上が合併する際には、全ての建設業者が認可を受ける必要があります。

ア 申請先

認可の申請先は、合併した後、主たる営業所が所在することとなる地域を所管する（総合）振興局の建設指導課になります。

ただし、次の場合には、申請先が国土交通大臣（地方整備局又は北海道開発局）になります。

- (㍑) 合併消滅法人が国土交通大臣の許可を受けている場合
- (㍒) 合併消滅法人が 2 以上ある場合（3 者以上が合併する場合）において、全ての合併消滅法人が都道府県知事の許可を受けており、許可した都道府県知事が同一ではない場合
- (㍓) 合併存続法人が国土交通大臣の許可を受けている場合
- (㍔) 合併存続法人が北海道知事以外の都府県知事から許可を受けている場合

イ 認可基準

新規申請に同じ（P5 ～）

合併により地位を承継した建設業者が新規と同じ許可要件を全て満たすこと。

ウ 申請書類・確認書類

P49 表 4－2

エ 許可の有効期間

合併した日の翌日から起算して 5 年間

オ 注意事項

- (㍑) 合併に伴い地位を承継する場合は、合併消滅法人の許可業種全てを合併存続法人又は合併により設立される法人が承継する必要があります。一部業種のみ承継することや、合併消滅法人と合併存続法人の間で、許可業種に般特の相違がある場合（※）には、承継できません。
- (㍒) 合併存続法人又は合併により設立される法人は、経営事項審査の結果や監督処分についても承継します。
- (㍓) 合併存続法人又は合併により設立された法人は、地位の承継をした日から 2 週間以内に『社会保険等の加入状況（様式第 7 号の 3）』及び『届出したことを証する書類』を認可を受けた振興局へ届出する必要があります。届出がなされない場合は、認可は取消しとなる場合がありますので、留意願います。
- (㍔) 合併により設立された法人は、地位の承継をした日から 30 日以内に『商業登記簿』、『営業の沿革（様式第 20 号）』、『所属建設業団体（様式第 20 号の 2）』を認可を受けた振興局へ届出する必要があります。届出がなされない場合は、認可は取消しとなる場合がありますので、留意願います。
- (㍕) 認可にあたり、事前の打ち合わせ等が必要となる場合がありますので、申請が見込まれる場合には、なるべく早くご相談いただきますようお願いいたします。

※ 合併消滅法人と合併存続法人の間で許可業種に般特の相違がある場合には、いずれかの当該業種許可を廃業することで承継が可能になります。

(7) 分割（法人に限る）【法第 17 条の 2 第 3 項、要綱第 5－4】

既に許可を受けている建設業者（法人）が分割により建設業の全部を承継させる場合、分割被承継法人（承継させる法人）と分割承継法人（建設業の全てを承継する法人）があらかじめ北海道知事へ申請・認可を受けることにより、当該分割の日分割承継法人は、分割被承継法人の建設業における地位を承継できます。

ア 申請先

認可の申請先は、分割した後、主たる営業所が所在することとなる地域を所管する（総合）振興局の建設指導課になります。

ただし、次の場合には、申請先が国土交通大臣（地方整備局又は北海道開発局）になります。

- (ア) 分割被承継法人が国土交通大臣の許可を受けている場合
- (イ) すべての分割被承継法人が都道府県知事の許可を受けており、北海道知事以外の知事の許可を受けている者が含まれる場合
- (ウ) 分割承継法人が国土交通大臣の許可を受けている場合
- (エ) 分割承継法人が北海道知事以外の許可を受けている場合

イ 認可基準

新規申請に同じ（P5～）

分割により地位を承継した建設業者が新規と同じ許可要件を全て満たすこと。

ウ 申請書類・確認書類

P49 表 4－2

エ 許可の有効期間

分割した日の翌日から起算して 5 年間

オ 注意事項

- (ア) 分割により地位を承継する場合は、分割被承継法人の許可業種全てを分割承継法人が承継する必要があります。一部業種のみ承継することや、分割被承継法人と分割承継法人の間で、許可業種に般特の相違がある場合（※）には、承継できません。
- (イ) 分割承継法人又は分割により新設される法人は、経営事項審査の結果や監督処分についても承継します。
- (ウ) 分割承継法人又は分割により設立された法人は、承継した日から 2 週間以内に『社会保険等の加入状況（様式 7 号の 3）』及び『届出したことを証する書類』を認可を申請した振興局へ提出する必要があります。届出がなされない場合は、許可は取消しとなる場合がありますので、留意願います。
- (エ) 分割により設立された法人は、地位の承継をした日から 30 日以内に『商業登記簿』、『営業の沿革（様式第 20 号）』、『所属建設業団体一覧（様式第 20 号の 2）』を認可を受けた振興局へ届出する必要があります。届出がなされない場合は、認可は取消しとなる場合がありますので、留意願います。
- (オ) 認可にあたり、事前の打ち合わせ等が必要となる場合がありますので、申請が見込まれる場合には、なるべく早くご相談いただきますようお願いいたします。

※分割被承継法人と分割承継法人の間で許可業種に般特の相違がある場合には、いずれかの当該業種許可を廃業することで承継することが可能になります。

(8) 相続【法第 17 条の 3、要綱第 5－5】

建設業者（被相続人）が死亡した場合、相続人（相続人が複数人いる場合には、全員の同意を得て建設業を承継すべき相続人として選定された者 1 人）が被相続人の死亡後 30 日以内に北海道知事へ申請し、その認可を受けることで、被相続人の建設業者としての地位を相続人が相続できます。

ア 申請先

相続の申請先は、被相続人が受けていた建設業許可における主たる営業所の所在地を所管する（総合）振興局の建設指導課になります。

ただし、次の場合には、申請先が国土交通大臣（地方整備局又は北海道開発局）になります。

- (ア) 被相続人が大臣許可を受けているとき
- (イ) 相続人が国土交通大臣の許可又は北海道知事以外の許可を受けているとき

イ 認可基準

新規申請に同じ（P5 ～）

相続により地位を承継した建設業者が新規と同じ許可要件を全て満たすこと。

ウ 申請書類・確認書類

P49 表 4－2

エ 許可の有効期間

認可を受けた日の翌日から起算して5年間

オ 注意事項

- (ア) 相続人は、被相続人が受けていた建設業許可の全ての業種を承継する必要があります。一部の業種についてのみ承継するや、被相続人が既に受けている建設業の許可と相続人の受けている許可に般特の相違がある場合（※）には、相続できません。
- (イ) 相続人は、経営事項審査の結果や監督処分についても承継します。
- (ロ) 相続の認可を申請した際、社会保険に関する『誓約書（様式第22号の11）』を提出した者は、認可を受けた日から2週間以内に『社会保険等の加入状況（様式第7号の3）』及び『届出したことを証する書類』を認可を申請した振興局へ提出する必要があります。届出がなされない場合は、許可は取消しとなる場合がありますので、留意願います。
- (ハ) 認可にあたり、事前の打ち合わせ等が必要となる場合がありますので、申請が見込まれる場合には、なるべく早くご相談いただきますようお願いいたします。

※相続人と被相続人の間で同一業種について、受けている許可の般特が異なる場合、いずれかの当該業種を廃業することで、相続人の許可を相続できます。

(9) 許可更新申請の取扱い

ア 更新の手続

引き続き建設業を営もうとする場合は、有効期間満了の30日前までに更新の許可申請書を提出しなければなりません。（規則第5条関係）（この日が行政庁の休日に該当する場合は直後の開庁日までに提出【地方自治法第4条の2第4項】）

申請の受付開始時期は、概ね有効期間満了の日の3カ月前からです。【要綱第5－6（1）】

更新を行わないと失効します。この場合、新規の許可申請が必要となります。

イ 有効期間満了後の許可の効力について

更新の許可申請書が提出されていれば、有効期間満了後であっても申請に対する処分（許可又は不許可）があるまでは、従前の許可が有効。【法第3条第4項】

有効期間満了後に、不許可処分となった場合も、不許可処分となる前に締結された請負契約に係る建設工事については、不許可処分後でも継続して施工することができます。【法第29条の3第1項】【ガイドライン第3条関係8】

ウ 変更事項の届出（決算報告含む。）未提出業者の取扱い

各種変更の届出は法令により提出期限が定められていますので、速やかに提出してください。【要綱第5－6（2）】

エ 特定建設業の財産的基礎に係る基準の確認について【要綱第5－6（3）】【ガイドライン第15条関係2（6）】

特定建設業の許可の更新の際の財産的基礎に係る基準の確認については、原則として更新申請時における直前1年の財務諸表（決算報告書）により行います。

ただし、更新許可の申請受付期限が事業年度終了日の後4カ月以内に含まれ、かつ、申請時点で直前1年の財務諸表（決算報告書）の提出がない場合で、更新許可の申請受付期限が事業年度終了日の後3カ月以内に含まれていること、あるいは、特別な理由で株主総会を通常どおり開催できないこと等により、直前1年の財務諸表（決算報告書）の提出ができない場合は、直前決算の前期末の財務諸表（決算報告書）により確認することとなります。

オ 更新に係る許可の有効期間の調整（一本化）について【要綱第5－6（4）】【ガイドライン第3条関係6（2）】

許可年月日が異なる許可を複数有している場合には、先に有効期限の到来する許可の更新に合わせて、有効期限が到来していない許可についても同時に更新できます。

ただし、有効期間の調整（一本化）を行う場合は、複数の許可すべてを同じ年月日に揃えることであり、一部の業種に限った部分的なものは認められません。

なお、業種追加と更新における許可の有効期間の調整（一本化）は、あくまで業種追加の許可年月日に更新の許可年月日を前倒しして行うものであり、更新の許可年月日に業種追加の許可年月日を合わせるものではありません。この場合、追加する許可の申請についてある程度の審査期間が必要となりますので、追加と同時に更新を申請することのできる従来の建設業の許可の有効期間は、一定期間（追加する許可申請の審査に要する期間以上）残っていることが必要となります。

更新と業種追加の同時申請の可否については、所管する各振興局にお問い合わせしてください。

4 許可取得後の手続（変更届・廃業届の提出等）

(1) 変更届【法第11条】【ガイドライン第11条関係】

許可を受けた建設業者が許可の有効期間中（5カ年）に、許可申請書の記載内容に変更が生じたときは、法律で定められた期間内に、定められた書式による「変更の届出」が必要です。

経營業務管理責任者や専任技術者の変更など、許可要件に関わる変更事項については、二週間以内に届出が必要です。

また、「決算報告書」については、事業年度終了後、毎年提出が必要です。

⇒届出の様式、添付書類、届出期間等はp52 表5を参照してください。

(2) 廃業届【法第12条】【ガイドライン第12条関係】

許可業者が次に掲げる事項に該当した場合は、30日以内に（様式第22号の4により）許可権者に届け出ることとなっています。

	廃業等の届出事項	届出者
全部廃業	許可を受けた個人の事業主が死亡したとき ※法第17条の3による相続の認可を申請しなかったときに限る。	相続人（配偶者、子ども）
	法人が合併により消滅したとき ※合併の認可がされなかったときに限る	消滅した会社の役員であった者
	法人が破産手続開始決定により解散したとき	その破産管財人
	法人が合併または破産手続開始決定以外の事由により解散したとき	その清算人
全部又は一部廃業	許可を受けた建設業を廃止したとき ※譲渡又は分割の認可を受けたときは除く。	法人であるときはその役員 個人は事業主

※届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名を記載してください。

この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付してください。（行政書士による代理の届出をする場合は、「3－（3）ーイ行政書士等が申請書等を作成した場合の取扱い」に準じて手続きしてください。）

※休業届はありません。1年以上建設業を営業しない場合には、許可は取消しとなります。

(3) 届出の方法

p52 表5「建設業許可後の各種届出」の一覧表に記載の様式、添付書類等を用意し、許可申請を行った振興局に提出してください。

(4) 郵送による変更届の提出について

建設業の許可等に係る一部の変更届等について、郵送による受付を実施しています。

北海道知事による建設業の許可、建設リサイクル法に基づく解体工事業登録に係る次の届出について、郵送での届出が可能です。

【対象となる届出書】

	届出様式	変更届出事項	添付書類・確認書類
北海道知事による建設業許可に係る変更届	第 22 号の 2	商号・名称	(法人) 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) (個人) 商号登記や営業証明書など、変更事項及び年月日が確認できるもの
		資本金額	登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)
		電話番号の変更	不要
	第 22 号の 4	全部廃業	不要
建設リサイクル法に基づく解体工事業登録に係る変更届	様式第 6 号	商号・名称	登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)
		電話番号の変更	不要
		全部廃業	不要

※大臣許可は、対象外です。

※事前に各(総合)振興局建設指導課土木係(石狩振興局は指導審査係)までお電話いただき、対象となる変更届に必要な事項について、ご確認ください。

ア 提出する書類

- (7) 変更届送付票(様式は、道のホームページ(URL→<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/shinsas/template.pdf>)からダウンロードできます。「担当者・申請代理人の氏名及び電話」等欄は、必ず記載してください。)
- (イ) 届出様式
- (ウ) 添付・確認書類(提出書類を「変更届送付票」でチェックしてください)
- (エ) 代理人委任状(代理人による届出の場合)
- (オ) 副本(申請者保管書類)返送用封筒

※副本が入る大きさのもので、返送先を記入の上、簡易書留分の切手を貼付したものを、同封願います。
※書類不備等により返送する必要がある場合も使用させていただくことがありますので、予めご了承ください。

イ 届出方法

個人情報を含むものもあり、届出が確実に安全に送達されるよう、簡易書留など追跡サービスがあるもので郵送することを推奨します。

ウ 届出の完了

郵送により届いた届出書は、各(総合)振興局において、形式審査を行った上で、書類不備等がなかった場合、申請者保管書類として受領印を押印した副本を返送し、手続きは完了します。

エ 書類不備等があった場合

提出書類等に不備または不足等があった場合、届出は完了したことになりません。届出者又は代理人に連絡させていただきますので、再提出いただくことになります。

オ 留意事項

送付のやりとりでの事故は当方で責任を負いかねますので、予めご了承くださいの上、手続き願います。

表 1-1 建設工事と建設業の種類

略号	建設工事の種類及び業種 上段～種類 下段～業種	建設工事の内容	建設工事の例示		建設工事の区分の考え方
		昭和 47 年 3 月 8 日 建設省告示第 350 号	平成 13 年 4 月 3 日 国総建第 97 号「建設業許可事務ガイドラインについて」	平成 10 年 6 月 30 日 北海道建情第 446 号 に掲げるもの	平成 13 年 4 月 3 日国総建第 97 号 「建設業許可事務ガイドラインについて」
土	土木一式工事 土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）		暗渠、明渠等を伴う外構工事、土木用ブロック製作及び設置工事、ケーソン製作及び設置工事、魚礁ブロック製作及び設置工事、橋梁下部工事、流雪溝設置工事	① 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ② 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
建	建築一式工事 建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		大規模となる外壁改修工事、無落雪屋根への改造工事、体育館等の床改修工事（構造的に補強を要するもの）、増改築工事（躯体工事と基礎工事又は、外構工事が各々別契約の場合は、躯体工事のみ建築一式工事に該当）、設備関係の設置も含む仮設住宅（プレハブ）工事	ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
大	大工工事 大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	小規模（補修）工事、建築物の形状を変えない造作中心の工事（木製工作物の加工、取付建築物の内部造作工事）	
左	左官工事 左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プaster、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事		① 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ② ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ③ 『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。
と	とび・土工・コンクリート工事 とび・土工事業	1 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 2 くい打ち、くい抜き及び場所打ちくいを行う工事 3 土砂等の掘削、盛上げ、締	1 とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 2 くい工事、くい打ち工事、くい抜き工	簡単な盛土工事、土工事、掘削工事（主に下請専門工事）、トンネル防水工事、ガードレール、ネット・フェンス等の設置工事、インターロッキング工事、交通標識、点字ブロック敷設、デリニエーター等の設置工事、集水枅設置工事、側溝（トラフ）補修工事、転圧による取付道路設置工事、河口掘削工事、外	① 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面

略号	建設工事の種類 及び 業種 上段～種類 下段～業種	建設工事の内容	建設工事の例示		建設工事の区分の考え方
		昭和 47 年 3 月 8 日 建設省告示第 350 号	平成 13 年 4 月 3 日 国総建第 97 号「建設 業許可事務ガイドライ ンについて」	平成 10 年 6 月 30 日 北海道建情第 446 号 に掲げるもの	平成 13 年 4 月 3 日国総建第 97 号 「建設業許可事務ガイドラインについて」
		固め等を行う工事 4 コンクリートにより工作物を築造する工事 5 その他基礎的でないしは準備的工事	事、場所打ぐい工事 3 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 4 コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 5 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、潜土工事	構工事（住宅等の小規模工事）、アスファルト舗装路面の切削・不陸整正・石綿除去工事、床板（橋梁上部ほ装）工事、防雪柵、防護柵設置工事、鉄道レール敷設換工事、枕木（木製・PC製）敷設換工事、除れき工事、大規模なオブジェ・モニュメント製作設置工事、種子吹付け・張芝工事	処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 ②『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ③「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ④「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 ⑤『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。 ⑥「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ⑦「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。 ⑧『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。 ⑨トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。
石	石工事 石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事		『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外面装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンク

略号	建設工事の種類 及び 業上段～種類 下段～業種	建設工事の内容	建設工事の例示		建設工事の区分の考え方
		昭和 47 年 3 月 8 日 建設省告示第 350 号	平成 13 年 4 月 3 日 国総建第 97 号「建設 業許可事務ガイドライ ンについて」	平成 10 年 6 月 30 日 北海道建情第 446 号 に掲げるもの	平成 13 年 4 月 3 日国総建第 97 号 「建設業許可事務ガイドラインについて」
					リートブロックにより建築物を建設する 工事等が『タイル・れんが・ブロック工 事』における「コンクリートブロック積 み（張り）工事」であり、エクステリア 工事としてこれを行う場合を含む。
屋	屋根工事 屋根工事業	瓦、スレート、金 属薄板等により屋 根をふく工事	屋根ふき工事		① 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」に ついては、屋根をふく材料の別を示した ものにすぎず、また、これら以外の材料 による屋根ふき工事も多いことから、こ れらを包括して「屋根ふき工事」とす る。したがって板金屋根工事も『板金工 事』ではなく『屋根工事』に該当する。 ② 屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料 により屋根をふく工事であり「屋根ふき 工事」の一類型である。 ③ 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は 『屋根工事』に該当する。太陽光発電設 備の設置工事は『電気工事』に該当し、 太陽光パネルを屋根に設置する場合は、 屋根等の止水処理を行う工事が含まれ る。
電	電気工事 電気工事業	発電設備、変電設 備、送配電設備、 構内電気設備等を 設置する工事	発電設備工事、送 配電線工事、引込 線工事、変電設備 工事、構内電気設 備（非常用電気設 備を含む。）工事 、照明設備工事 、電車線工事、ネ オン装置工事	電気式ロードヒー ティング新設工事	① 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は 『屋根工事』に該当する。太陽光発電設 備の設置工事は『電気工事』に該当し、 太陽光パネルを屋根に設置する場合は、 屋根等の止水処理を行う工事が含まれ る。 ② 『機械器具設置工事』には広くすべての 機械器具類の設置に関する工事が含まれ るため、機械器具の種類によっては『電 気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、 『消防施設工事』等と重複するものもあ るが、これらについては原則として『電 気工事』等それぞれの専門の工事の方に 区分するものとし、これらいずれにも該 当しない機械器具あるいは複合的な機械 器具の設置が『機械器具設置工事』に該 当する。
管	管工事 管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵 、空気調和、給 排水、衛生等のた めの設備を設置 し、又は金属製等 の管を使用して 水、油、ガス、水 蒸気等を送配す るための設備を設 置する工事	冷暖房設備工事、 冷凍冷蔵設備工 事、空気調和設備 工事、給排水・給 湯設備工事、厨房 設備工事、衛生設 備工事、浄化槽工 事、水洗便所設備 工事、ガス管配管 工事、ダクト工事 、管内更生工事	管内更生工事（錆落 ・塗装も同時施工）、家 屋その他施設内配管工 事（上水道の配水管工 事）、浄化槽工事（自 家用し尿処理）、ソー ラーシステム設置工 事、浴室設備工事（給 排水・ガス管を併せて 施工する場合）、温水 式ロードヒーティング 新設工事	① 「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工 事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の 配管工事などフロン類の漏洩を防止する 工事が含まれる。 ② し尿処理に関する施設の建設工事におけ る『管工事』、『水道施設工事』及び『清 掃施設工事』間の区分の考え方は、規模 の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含 む。）によりし尿を処理する施設の建設工 事が『管工事』に該当し、公共団体が設 置するもので下水道により収集された汚 水を処理する施設の建設工事が『水道施 設工事』に該当し、公共団体が設置す るもので汲取方式により収集されたし尿 を処理する施設の建設工事が『清掃施設 工事』に該当する。 ③ 『機械器具設置工事』には広くすべての 機械器具類の設置に関する工事が含まれ るため、機械器具の種類によっては『電 気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、 『消防施設工事』等と重複するものもあ るが、これらについては原則として『電 気工事』等それぞれの専門の工事の方に 区分するものとし、これらいずれにも該 当しない機械器具あるいは複合的な機械 器具の設置が『機械器具設置工事』に該 当する。 ④ 建築物の中に設置される通常の空調機器 の設置工事は『管工事』に該当し、トン ネル、地下道等の給排水用に設置される

略号	建設工事の種類及び業種 上段～種類 下段～業種	建設工事の内容	建設工事の例示		建設工事の区分の考え方
			昭和 47 年 3 月 8 日 建設省告示第 350 号	平成 13 年 4 月 3 日 国総建第 97 号「建設業許可事務ガイドラインについて」	
				平成 10 年 6 月 30 日 北海道建情第 446 号 に掲げるもの	平成 13 年 4 月 3 日国総建第 97 号 「建設業許可事務ガイドラインについて」
					機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。 ⑤ 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ⑥ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
タ	タイル・れんが・ブロック工事 タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	サイディング工事（住宅外壁張付け工事）	① 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。 ② 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。 ③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
鋼	鋼構造物工事 鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	橋梁上部工事、鋼橋の工場製作工事、非常用避難階段（建築物に固定）設置工事、橋梁の高欄取付（補修）工事	① 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ② ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。

略号	建設工事の種類 及び 業種 上段～種類 下段～業種	建設工事の内容	建設工事の例示		建設工事の区分の考え方
		昭和47年3月8日 建設省告示第350号	平成13年4月3日 国総建第97号「建設 業許可事務ガイドライ ンについて」	平成10年6月30日 北海道建情第446号 に掲げるもの	平成13年4月3日国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」
					③『とび・土工・コンクリート工事』にお ける「屋外広告物設置工事」と『鋼構造 物工事』における「屋外広告工事」との 区分の考え方は、現場で屋外広告物の製 作、加工から設置までを一貫して請け負 うのが『鋼構造物工事』における「屋外 広告工事」であり、それ以外の工事が 『とび・土工・コンクリート工事』にお ける「屋外広告物設置工事」である。
筋	鉄筋工事 鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事		『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。 鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。
舗	舗装工事 舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	舗装新設工事・補修工事、舗装を主とした構内外構工事、ロードヒーティング維持補修工事、アスファルト乳剤による防塵処理	① 舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ② 人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。
しゅ	しゅんせつ工事 しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事		
板	板金工事 板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	建物の外装に金属製の付属物（切文字等）を加工・取付する工事	① 「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ② 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
ガ	ガラス工事 ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事		
塗	塗装工事 塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事		下地調整工事及びブラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
防	防水工事 防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事		①『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ② 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
内	内装仕上工事 内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工	建設工事の内容（建設省告示）に列挙する材料等を用いて施工し、特に総合的な施工監理を必要としない工事、	①「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ②「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に

略号	建設工事の種類 及び 業上段～種類 下段～業種	建設工事の内容	建設工事の例示		建設工事の区分の考え方
			平成 13 年 4 月 3 日 国総建第 97 号「建設業許可事務ガイドラインについて」	平成 10 年 6 月 30 日 北海道建情第 446 号 に掲げるもの	
		等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	事、ふすま工事、家具工事、防音工事	ブローイング工事（熱絶縁体工事となるものを除く） ＊内装仕上工事のほかに建具工事、設備関係等の複数の専門工事が有機的に組み込まれて全体的に施工するものは建築一式工事に該当	音響効果を目的とするような工事は含まれない。 ③ 「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
機	機械器具設置 機械器具設置 工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃機発電機設置工事、集塵機器設置工事、給排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置備工事、立体駐車設備工事	設備全体の機能復旧を目的とした補修・改修工事後、再設置する工事（単なる機械器具の修理、修繕は建設工事には該当しない） ＊機械器具の種類や用途によっては管工事、電気工事、電気通信工事、水道施設工事等の専門工事に該当	① 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ② 「運搬機器設置工事」には昇降機設置工事も含まれる。 ③ 「給排水機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排水用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ④ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
絶	熱絶縁工事 熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	冷暖房・空調・給排水・衛生設備等の配管又は設備等に絶縁体を加工・取付ける工事、発泡ウレタン吹付工事・ブローイング工事等建築物等を熱絶縁する工事	
通	電気通信工事 電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事		① 「情報制御設備工事」にはコンピュータ等の情報処理設備の設置工事も含まれる。 ② 既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。 ③ 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
園	造園工事 造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場	庭園等の造成での種子吹付工事、公園設備工事（噴水・簡易的な遊具施設の設置も含んで	① 「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。 ② 「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工

略号	建設工事の種類 及び 業 上段～種類 下段～業種	建設工事の内容	建設工事の例示		建設工事の区分の考え方
			平成 13 年 4 月 3 日 国総建第 97 号「建設業許可事務ガイドラインについて」	平成 10 年 6 月 30 日 北海道建情第 446 号 に掲げるもの	
		地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	可)	事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 ③「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 ④「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ⑤「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。
井	さく井工事 さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事		
具	建具工事 建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	防風用玄関フード設置工事	
水	水道施設工事 水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	上水道本管施設工事（掘削、管敷設、埋戻等の施工を含む工事内容のもの）、上水道本管敷設（移設）工事に伴い、附帯工事として施工する屋外消火栓設置工事 *浄化施設、下水処理施設等の設備工事には、その機械器具の種類又は、用途に応じて機会器具を設置（補修、改造）する工事も含む。 *浄水施設又は下水処理設備工事で単独（分類）発注された管理棟等は建築一式工事に該当	① 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
消	消防施設工事 消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取り付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災		① 「金属製避難はしご」とは、火災時等によりのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電

略号	建設工事の種類 及び 業種 上段～種類 下段～業種	建設工事の内容	建設工事の例示		建設工事の区分の考え方
			昭和 47 年 3 月 8 日 建設省告示第 350 号	平成 13 年 4 月 3 日 国総建第 97 号「建設 業許可事務ガイドライ ンについて」	
				平成 10 年 6 月 30 日 北海道建情第 446 号 に掲げるもの	平成 13 年 4 月 3 日国総建第 97 号 「建設業許可事務ガイドラインについて」
			警報器設置工事、 非常警報設備工 事、金属製避難は しご、救助袋、緩 降機、避難橋又は 排煙設備の設置工 事		気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、 『消防施設工事』等と重複するものもある が、これらについては原則として『電 気工事』等それぞれの専門の工事の方に 区分するものとし、これらいずれにも該 当しない機械器具あるいは複合的な機械 器具の設置が『機械器具設置工事』に該 当する。
清	清掃施設工事 清掃施設工事業	し尿処理施設又は ごみ処理施設を設 置する工事	ごみ処理施設工 事、し尿処理施設 工事		① 公害防止施設を単体で設置する工事につ いては、『清掃施設工事』ではなく、それ ぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水 処理設備であれば『管工事』、集塵設備で あれば『機械器具設置工事』等に区分す べきものである。 ② し尿処理に関する施設の建設工事におけ る『管工事』、『水道施設工事』及び『清 掃施設工事』間の区分の考え方は、規模 の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含 む。）によりし尿を処理する施設の建設工 事が『管工事』に該当し、公共団体が設 置するもので下水道により収集された汚 水処理する施設の建設工事が『水道施 設工事』に該当し、公共団体が設置する もので汲取方式により収集されたし尿を 処理する施設の建設工事が『清掃施設工 事』に該当する。
解	解体工事 解体工事業	工作物の解体を行 う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事に おいて建設される目的 物について、そのみ を解体する工事は各専 門工事に該当する。 総合的な企画、指導、 調整のもとに土木工作 物や建築物を解体する 工事は、それぞれ土木 一式工事や建築一式工 事に該当する。	それぞれの専門工事において建設され る目的物について、そのみを解体する 工事は各専門工事に該当する。総合的な 企画、指導、調整のもとに土木工作物や 建築物を解体する工事は、それぞれ『土 木一式工事』や『建築一式工事』に該当 する。

表 1-2 非建設業の例示（平成 10 年 6 月 30 日北海道建情第 446 号に掲げるもの）

- ・ 樹木等の冬囲い、剪定
- ・ 街路樹の枝払い
- ・ 道路（河川）維持業務における伐開、草刈、除土運搬、除排雪業務、路面清掃、側溝清掃
- ・ 建設資材（仮設材等）の賃貸
- ・ 委託契約における設備関係の保守、点検のみの業務
- ・ 造林事業
- ・ 苗木の育成販売
- ・ 工作物の設計業務、工事設計の監理業務
- ・ 地質調査、測量調査及びこれに伴うボーリング工事
- ・ 建売分譲住宅の販売
- ・ 雪像製作時及び足場等仮設工事
- ・ 家電製品販売に伴う付帯（付属）物の取付
- ・ 水道管凍結時の解凍作業
- ・ 自社社屋等の建設を自ら施工した工事

表 2 建設業の種類別指定学科（建設業法施行規則第 1 条）

許可を受けようとする業種	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下、この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学、又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

表 3-1 建設工事の種類、並びに一般建設業及び特定建設業別専任技術者の資格要件一覧表

建設工事の種類	指定学科	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件	備 考
土木工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は 1 級の土木施工管理若しくは 2 級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者	1 法による技術検定のうち検定種目を 1 級の建設機械施工又は 1 級の土木施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者	財団法人全国建設研修センター及び社団法人日本建設機械化協会の行った平成元年度又は平成 2 年度の土木技術者特別認定講習
建築工事業	建築学又は都市工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を 1 級の建築施工管理又は 2 級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 建築士法による 1 級建築士又は 2 級建築士の免許を受けた者	1 法による技術検定のうち検定種目を 1 級の建築施工管理とするものに合格した者 2 建築士法による 1 級建築士の免許を受けた者	財団法人建設業振興基金の行った平成元年度又は平成 2 年度の建築技術者特別認定講習
大工工事業	建築学又は都市工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を 1 級の建築施工管理又は 2 級の建築施工管理（種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 建築士法による 1 級建築士、2 級建築士又は木造建築士の免許を受けた者 3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を 1 級の建築大工若しくは型枠施工とするものに合格した者又は検定職種を 2 級の建築大工若しくは型枠施工とするものに合格した後大工工事に 3 年以上実務の経験を有する者 4 平成 16 年 4 月 1 日時点で職業能力開発促進法又は同法附則第 2 条の規定による廃止前の職業訓練法（昭和 33 年法律第 133 号）第 25 条第 1 項の規定による技能検定（以下「旧技能検定」という。）のうち検定職種を 1 級の建築大工又は型枠施工とするものに合格していた者 5 平成 16 年 4 月 1 日時点で旧技能検定のうち検定職種を 2 級の建築大工又は型枠施工とするものに合格していた者であってその後大工工事に 1 年以上の実務の経験を有するもの 6 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に 12 年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に 8 年を超える実務の経験を有する者 7 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に 12 年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に 8 年を超える実務の経験を有する者	1 法による技術検定のうち検定種目を 1 級の建築施工管理とするものに合格した者 2 建築士法による 1 級建築士の免許を受けた者	
左官工事業	土木工学又は建築学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を 1 級の建築施工管理又は 2 級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を 1 級の左官とするものに合格した者又は検定職種を 2 級の左官とするものに合格した後左官工事に 3 年以上実務の経験を有する者 3 平成 16 年 4 月 1 日時点で旧技能検定のうち検定職種を 1 級の左官とするものに合格していた者 4 平成 16 年 4 月 1 日時点で旧技能検定のうち検定職種を 2 級の左官とするものに合格した者	法による技術検定のうち検定種目を 1 級の建築施工管理とするものに合格した者	

建設工事の種類	指定学科	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件	備 考
		格していた者であってその後左官工事に 関し1年以上実務の経験を有するもの		
とび・土工 事業	土木工学又は 建築学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工、1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」又は「薬液注入」とするものに限る。）又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者 3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のとび、型枠施工、コンクリート圧送施工若しくはウェルポイント施工とするものに合格した者又は検定職種を2級のとびとするものに合格した後とび工事に関し3年以上実務の経験を有する者、検定職種を2級の型枠施工若しくはコンクリート圧送施工とするものに合格した後コンクリート工事に関し3年以上実務の経験を有する者若しくは検定職種を2級のウェルポイント施工とするものに合格した後土工事に関し3年以上実務の経験を有する者 4 平成16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を1級のとび・とび工、型枠施工、コンクリート圧送施工又はウェルポイント施工とするものに合格していた者 5 一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会の行う平成27年度の基礎施工士検定試験に合格した者 6 平成16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のとび若しくはとび工とするものに合格していた者であってその後とび工事に関し1年以上の実務の経験を有するもの、検定職種を2級の型枠施工若しくはコンクリート圧送施工するものに合格していた者であってその後コンクリート工事に関し1年以上の実務の経験を有するもの又は検定職種を2級のウェルポイント施工とするものに合格していた者であってその後土工事に関し1年以上の実務の経験を有するもの 7 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であって建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第7条の4から第7条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録地すべり防止工事試験」という。）に合格した後土工事に関し1年以上実務の経験を有する者 8 社団法人斜面防災対策技術協会又は社団法人地すべり対策技術協会の行う平成17年度までの地すべり防止工事士資格認定試験に合格し、かつ、地すべり防止工事士として登録した後土工事に関し1年以上実務の経験を有する者 9 基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であって規則第7条の4から第7条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けたものに合格した者 10 土木工事業及びとび・土工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工、1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者	

建設工事の種類	指定学科	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件	備 考
		有する者 1 1 とび・土工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者		
石工事業	土木工学又は建築学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を 1 級の土木施工管理若しくは 2 級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は 1 級の建築施工管理若しくは 2 級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を 1 級のブロック建築若しくは石材施工とするものに合格した者又は検定職種を 2 級のブロック建築若しくは石材施工とするものに合格した後石工に関し 3 年以上実務の経験を有する者 3 平成 16 年 4 月 1 日の時点で旧技能検定のうち検定職種を 1 級のブロック建築、ブロック建築工、石材施工、石積み又は石工とするものに合格していた者 4 平成 16 年 4 月 1 日の時点で旧技能検定のうち検定職種を 2 級のブロック建築、ブロック建築工、石材施工、石積み又は石工とするものに合格していた者であってその後石工に関し 1 年以上の実務の経験を有するもの 5 平成 23 年 11 月 2 日の時点で職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種をコンクリート積みブロック施工とするものに合格していた者	法による技術検定のうち検定種目を 1 級の土木施工管理又は 1 級の建築施工管理とするものに合格した者	
屋根工事業	土木工学又は建築学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を 1 級の建築施工管理又は 2 級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 建築士法による 1 級建築士又は 2 級建築士の免許を受けた者 3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を 1 級の建築板金若しくはかわらぶきとするものに合格した者又は検定職種を 2 級の建築板金若しくはかわらぶきとするものに合格した後屋根工事に 3 年以上実務の経験を有する者 4 平成 16 年 4 月 1 日の時点で旧技能検定のうち検定職種を 1 級の板金（選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。）、建築板金、板金工（選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。）、かわらぶき又はスレート施工とするものに合格していた者 5 平成 16 年 4 月 1 日の時点で旧技能検定のうち検定職種を 2 級の板金（選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。）、建築板金、板金工（選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。）、かわらぶき又はスレート施工とするものに合格していた者であってその後屋根工事に 1 年以上の実務の経験を有する者 6 平成 21 年 10 月 15 日の時点で職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を 1 級のスレート施工とするものに合格していた者 7 平成 21 年 10 月 15 日の時点で職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を 2 級のスレート施工とするものに合格していた者であってその後屋根工事に 3 年以上の実務の経験を有する者 8 建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者	1 法による技術検定のうち検定種目を 1 級の建築施工管理とするものに合格した者 2 建築士法による 1 級建築士の免許を受けた者	

建設工事の種類	指定学科	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件	備 考
電気工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を電気工事施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者 3 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）による第 1 種電気工事士免状の交付を受けた者又は第 2 種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し 3 年以上実務の経験を有する者 4 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）による第 1 種電気主任技術者免状、第 2 種電気主任技術者免状又は第 3 種電気主任技術者免状の交付を受けた者（同法附則第 7 項の規定によりこれらの免状の交付を受けている者とみなされた者を含む。）であって、その免状の交付を受けた後電気工事に関し 5 年以上実務の経験を有する者 5 建築士法第 20 条第 4 項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなった後電気工事に関し 1 年以上実務の経験を有する者 6 建築物その他の工作物若しくはその設備に計測装置、制御装置等を装備する工事又はこれらの装置の維持管理を行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験であって規則第 7 条の 4 から第 7 条の 6 までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録計装試験」という。）に合格した後電気工事に関し 1 年以上実務の経験を有する者 7 社団法人日本計装工業会の行う平成 17 年度までの 1 級の計装士技術審査に合格した後電気工事に関し 1 年以上実務の経験を有する者	1 法による技術検定のうち検定種目を 1 級の電気工事施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者	財団法人建設業振興基金の行った平成 7 年度又は平成 8 年度の電気工事技術者特別認定講習
管工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を管工事施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「熱工学」又は「流体工学」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「熱工学」、「流体工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者 3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成 15 年文部科学省令第 36 号）による改正前の技術士法施行規則（昭和 59 年総理府令第 5 号。以下「旧技術士法施行規則」という。）による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）とするものに合格した者 4 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を 1 級の建築板金（選択科目を「ダクト板金作業」とするものに限る。以下この欄において同じ。）、冷凍空気調和機器施工若しくは配管（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。）とするものに合格した者又は検定職種を 2 級の建築板金、冷凍空気調和機器施工若しくは配管とするものに合格した後管工事に関し 3 年以上実務の経験を有する者 5 平成 16 年 4 月 1 日時点で旧技能検定のうち検定職種を 1 級の建築板金、冷凍空気調和機器施工、配管（検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和 48	1 法による技術検定のうち検定種目を 1 級の管工事施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者 3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）とするものに合格した者	財団法人全国建設研修センターの行った平成元年度又は平成 2 年度の管工事技術者特別認定講習

建設工事の種類	指定学科	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件	備 考
		年政令第 98 号。以下「昭和 48 年改正政令」という。)による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。)、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格していた者 6 平成 16 年 4 月 1 日時点で旧技能検定のうち検定職種を 2 級の建築板金、冷凍空気調和機器施工、配管、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格していた者であつてその後配管工事に関し 1 年以上実務の経験を有するもの 7 建築士法第 20 条第 4 項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなった後管工事に関し 1 年以上実務の経験を有する者 8 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後管工事に関し 1 年以上実務の経験を有する者 9 登録計装試験に合格した後管工事に関し 1 年以上実務の経験を有する者 10 社団法人日本計装工業会の行う平成 17 年度までの 1 級の計装士技術審査に合格した後管工事に関し 1 年以上実務の経験を有する者		
タイル・れんが・ブロック工事業	土木工学又は建築学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を 1 級の建築施工管理又は 2 級の建築施工管理（種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 建築士法による 1 級建築士又は 2 級建築士の免許を受けた者 3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を 1 級のタイル張り、築炉若しくはブロック建築とするものに合格した者又は検定職種を 2 級のタイル張り、築炉若しくはブロック建築とするものに合格した後タイル・れんが・ブロック工事に關し 3 年以上実務の経験を有する者 4 平成 16 年 4 月 1 日時点で旧技能検定のうち検定職種を 1 級のタイル張り、タイル張り工、築炉、築炉工、ブロック建築若しくはブロック建築工とするもの又は検定職種をれんが積み若しくはコンクリート積みブロック施工とするものに合格していた者 5 平成 16 年 4 月 1 日時点で旧技能検定のうち検定職種を 2 級のタイル張り、タイル張り工、築炉、築炉工、ブロック建築又はブロック建築工とするものに合格していた者であつてその後タイル・れんが・ブロック工事に關し 1 年以上実務の経験を有する者 6 平成 24 年 3 月 31 日時点で職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種をれんが積み又はコンクリート積みブロック施工とするものに合格していた者	1 法による技術検定のうち検定種目を 1 級の建築施工管理とするものに合格した者 2 建築士法による 1 級建築士の免許を受けた者	
鋼構造物工事業	土木工学又は建築学又は機械工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を 1 級の土木施工管理若しくは 2 級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は 1 級の建築施工管理若しくは 2 級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 建築士法による 1 級建築士の免許を受けた者 3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）とするものに合格した者 4 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を 1 級の鉄工（選択科目を「製	1 法による技術検定のうち検定種目を 1 級の土木施工管理又は 1 級の建築施工管理とするものに合格した者 2 建築士法による 1 級建築士の免許を受けた者 3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）とするものに合格した者	財団法人全国建設研修センター及び社団法人日本建設機械化協会の行った平成元年度若しくは平成 2 年度の土木技術者特別認定講習又は財団法人建設業振興基金の行った平成元年度若しくは平成 2 年度の建築技術者

建設工事の種類	指定学科	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件	備 考
		缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限る。以下同じ。)とするものに合格した者又は検定職種を２級の鉄工とするものに合格した後鋼構造物工事に關し３年以上実務の経験を有する者 ５ 平成 16 年 4 月 1 日時点で旧技能検定のうち検定職種を１級の鉄工（検定職種を昭和 48 年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製罐作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限る。以下同じ。）又は製罐とするものに合格していた者 ６ 平成 16 年 4 月 1 日時点で旧技能検定のうち検定職種を２級の鉄工又は製罐とするものに合格していた者であつてその後鋼構造物工事に關し１年以上実務の経験を有するもの		特別認定講習
鉄筋工事業	土木工学又は建築学又は機械工学に関する学科	１ 法による技術検定のうち検定種目を１級の建築施工管理若しくは２級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者 ２ 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに合格した後鉄筋工事に關し３年以上実務の経験を有する者（検定職種を１級の鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を１級の鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに合格した者については、実務の経験は要しない。） ３ 平成 16 年 4 月 1 日時点で旧技能検定のうち検定職種を１級の鉄筋組立てとするものに合格していた者 ４ 平成 16 年 4 月 1 日時点で旧技能検定のうち検定職種を鉄筋施工とし、かつ、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を鉄筋施工としかつ、選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに合格していた者であつてその後鉄筋工事に關し１年以上実務の経験を有する者又は検定職種を２級の鉄筋組立てとするものに合格していた者であつてその後鉄筋工事に關し１年以上実務の経験を有するもの（検定職種を１級の鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を１級の鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに合格した者については、実務の経験は要しない。）	法による技術検定のうち検定種目を１級の建築施工管理をするものに合格した者	
舗装工事業	土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科	１ 法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は１級の土木施工管理若しくは２級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者 ２ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者	１ 法による技術検定のうち検定種目を１級の建設機械施工又は１級の土木施工管理とするものに合格した者 ２ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者	財団法人全国建設研修センター及び社団法人日本建設機械化協会の行った平成元年度又は平成２年度の土木技術者特別認定講習
しゅんせつ工事業	土木工学又は、機械工学に関する学科	１ 法による技術検定のうち検定種目を１級の土木施工管理又は２級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者 ２ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者	１ 法による技術検定のうち検定種目を１級の土木施工管理とするものに合格した者 ２ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者	

建設工事の種類	指定学科	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件	備 考
		とするものに合格した者 3 土木工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者	に合格した者	
板金工事業	建 築 学 又 は、機械工 学に関する 学科	1 法による技術検定のうち検定種目を 1 級の建築施工管理又は 2 級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を 1 級の工場板金若しくは建築板金とするものに合格した者又は検定職種を 2 級の工場板金若しくは建築板金とするものに合格した後板金工事に関し 3 年以上実務の経験を有する者 3 平成 16 年 4 月 1 日時点で旧技能検定のうち検定職種を 1 級の板金、工場板金、建築板金、打出し板金又は板金工とするものに合格していた者 4 平成 16 年 4 月 1 日時点で旧技能検定のうち検定職種を 2 級の板金、工場板金、建築板金、打出し板金又は板金工とするものに合格していた者であってその後板金工事に関し 1 年以上実務の経験を有するもの	法による技術検定のうち検定種目を 1 級の建築施工管理とするものに合格した者	
ガラス工事業	建 築 学 又 は 都 市 工 学 に 関 する 学 科	1 法による技術検定のうち検定種目を 1 級の建築施工管理又は 2 級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を 1 級のガラス施工とするものに合格した者又は検定職種を 2 級のガラス施工とするものに合格した後ガラス工事に関し 3 年以上実務の経験を有する者 3 平成 16 年 4 月 1 日時点で旧技能検定のうち検定職種を 1 級のガラス施工とするものに合格していた者 4 平成 16 年 4 月 1 日時点で旧技能検定のうち検定職種を 2 級のガラス施工とするものに合格していた者であってその後ガラス工事に関し 1 年以上実務の経験を有するもの 5 建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者	法による技術検定のうち検定種目を 1 級の建築施工管理とするものに合格した者	
塗装工事業	土 木 工 学 又 は 建 築 学 に 関 する 学 科	1 法による技術検定のうち検定種目を 1 級の土木施工管理若しくは 2 級の土木施工管理（種別を「鋼構造物塗装」とするものに限る。）又は 1 級の建築施工管理若しくは 2 級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を 1 級の塗装とするものに合格した者若しくは検定職種を路面標示施工とするものに合格した者又は検定職種を 2 級の塗装とするものに合格した後塗装工事に関し 3 年以上実務の経験を有する者 3 平成 16 年 4 月 1 日時点で旧技能検定のうち検定職種を 1 級の塗装、木工塗装、木工塗装工、建築塗装、建築塗装工、金属塗装、金属塗装工若しくは噴霧塗装とするもの又は検定職種を路面標示施工とするものに合格していた者 4 平成 16 年 4 月 1 日時点で旧技能検定のうち検定職種を 2 級の塗装、木工塗装、木工塗装工、建築塗装、建築塗装工、金属塗装、金属塗装工又は噴霧塗装とするものに合格していた者であってその後塗装工事に関し 1 年以上実務の経験を有する者	法による技術検定のうち検定種目を 1 級の土木施工管理又は 1 級の建築施工管理とするものに合格した者	

建設工事の種類	指定学科	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件	備 考
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の防水施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の防水施工とするものに合格した後防水工事に關し3年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の防水施工とするものに合格していた者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の防水施工とするものに合格していた者であってその後防水工事に關し1年以上実務の経験を有するもの 5 建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者	
内装仕上工事業	建築学又は衛生工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者 3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の畳製作、内装仕上げ施工若しくは表装とするものに合格した者又は検定職種を2級の畳製作、内装仕上げ施工若しくは表装とするものに合格した後内装仕上工事に關し3年以上実務の経験を有する者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の畳製作、畳工、内装仕上げ施工、カーテン施工、天井仕上げ施工、床仕上げ施工、表装、表具又は表具工とするものに合格していた者 5 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の畳製作、畳工、内装仕上げ施工、カーテン施工、天井仕上げ施工、床仕上げ施工、表装、表具又は表具工とするものに合格していた者であってその後内装仕上工事に關し1年以上実務の経験を有する者 6 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者 7 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者	
機械器具設置工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科	技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者	技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者	
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の熱絶縁施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の熱絶縁施工とするものに合格した後熱絶縁工事に關し3年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の熱絶縁施工とするものに合格していた者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定の	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者	

建設工事の種類	指定学科	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件	備 考
		うち検定職種を2級の熱絶縁施工とするものに合格していた者であってその後熱絶縁工事に関し1年以上実務の経験を有するもの 5 建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、熱絶縁工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者		
電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者 3 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であって、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し5年以上実務の経験を有する者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の電気通信工事施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者	
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を造園施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、森林部門（選択科目を「林業」又は「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「林業」又は「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者 3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の造園とするものに合格した者又は検定職種を2級の造園とするものに合格した後造園工事に関し3年以上実務の経験を有する者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の造園とするものに合格していた者 5 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の造園とするものに合格していた者であってその後造園工事に関し1年以上実務の経験を有するもの	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の造園施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、森林部門（選択科目を「林業」又は「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「林業」又は「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者	財団法人全国建設研修センターの行った平成7年度又は平成8年度の造園技術者特別認定講習
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科	1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のさく井とするものに合格した者又は検定職種を2級のさく井とするものに合格した後さく井工事に関し3年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級のさく井とするものに合格していた者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のさく井とするものに合格していた者であってその後さく井工事に関し1年以上実務の経験を有するもの 5 登録地すべり防止工事試験に合格した後さく井工事に関し1年以上実務の経験を有する者 6 社団法人斜面防災対策技術協会又は社団法人地すべり対策技術協会の行う平成17年度までの地すべり防止工事士資格認定試験に合格し、かつ、地すべり防止工事士として登録した後さく井工事に関し1年以上実務の経験を有する者	技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）とするものに合格した者	
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（選択科目を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者	

建設工事の種類	指定学科	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件	備 考
		2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の建具製作、カーテンウォール施工若しくはサッシ施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の建具製作、カーテンウォール施工若しくはサッシ施工とするものに合格した後建具工事に関し3年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の木工（選択科目を「建具製作作業」とするものに限る。以下同じ。）、建具製作、建具工、カーテンウォール施工又はサッシ施工とするものに合格していた者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の木工、建具製作、建具工、カーテンウォール施工又はサッシ施工とするものに合格していた者であってその後建具工事に関し1年以上実務の経験を有するもの		
水道施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門、衛生工学部門（選択科目を「水質管理」又は「廃棄物管理」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を上下水道部門に係るもの、選択科目を「水質管理」又は「廃棄物管理」とするものに限る。）とするものに合格した者 3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理（選択科目を旧技術士法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和57年総理府令第37号。以下「昭和57年改正府令」という。）による改正前の技術士法施行規則（昭和32年総理府令第85号）による「汚物処理」とするものを含む。）とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。）とするものに合格した者 4 土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門、衛生工学部門（選択科目を「水質管理」又は「廃棄物管理」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を上下水道部門に係るもの、「水質管理」又は「廃棄物管理」とするものに限る。）とするものに合格した者 3 技術士法の規定による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理（選択科目を昭和57年改正府令による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。）とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。）とするものに合格した者	
消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科	消防法（昭和23年法律第186号）による甲種消防設備士免状又は乙種消防設備士免状の交付を受けた者		
清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科	1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理（選択科目を昭和57年改正府令による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。）とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。）とするものに合格した者	1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理（選択科目を昭和57年改正府令による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。）とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。）とするものに合格した者	
解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科	1 平成28年度以降に実施された法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を	1 平成28年度以降に実施された法による技術検定のうち検定種目を、1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理	

建設工事の種類	指定学科	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件	備考
		「土木」とするものに限る。)又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理(種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。)とするものに合格した者 2 平成27年度までに実施された法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理(種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。)とするものに合格した者であって、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものを修了したもの又は当該技術検定に合格した後、解体工事に関し1年以上実務の経験を有する者 3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。)とするものに合格した者であって、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものを修了したもの又は当該第二次試験に合格した後、解体工事に関し1年以上実務の経験を有する者 4 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のとびとするものに合格した者又は検定職種を2級のとびとするものに合格した後解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者 5 平成16年4月1日時点で、旧技能検定のうち検定職種を1級のとび・とび工とするものに合格していた者 6 平成16年4月1日時点で、旧技能検定のうち検定職種を2級のとび又はとび工とするものに合格していた者であってその後解体工事に関し1年以上の実務の経験を有するもの 7 解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であって規則第7条の4から第7条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けたものに合格した者 8 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 9 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 10 とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者	理若とするものに合格した者 2 平成27年度までに実施された法による技術検定のうち検定種目を、1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者であって、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものを修了したもの又は当該技術検定に合格した後、解体工事に関し1年以上実務の経験を有する者 3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るものに限る。)とするものに合格した者であって、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものを修了したもの又は当該第二次試験に合格した後、解体工事に関し1年以上実務の経験を有する者	

○ 専修学校卒業後に関する資格要件（法第7条第2号イ又はロに掲げる者と同等以上）【規則第7条の3第3号】

- 許可を受けようとする建設業に関し学校教育法（昭和22年法律第26号）による専修学校の専門課程を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に建設業法施行規則第1条に規定する学科を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定（平成6年文部省告示第84号）第2条に規定する専門士又は同規定第3条に規定する高度専門士を称するもの
- 許可を受けようとする建設業に関し学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後5年以上実務の経験を有する者で在学中に建設業法施行規則第1条に規定する学科を修めたもの

表3-2 営業所における専任技術者となり得る国家資格者等一覧 ～有資格コード【一般建設業】

「1」…建設業法第7条第2号イ該当

「4」…建設業法第7条第2号ロ該当

「7」…建設業法第7条第2号ハ該当

		コード	資格区分	建設業の種類																															
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解			
		01	法第7条第2号 イ 該当(指定学科卒業+実務経験)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
		02	法第7条第2号 ロ 該当(10年の実務経験)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
建設業法「技能検定」	合格証書	11	一級建設機械施工管理技士	7				7									7																		
		12	二級建設機械施工管理技士(第1種～第6種)	7				7										7																	
		13	一級土木施工管理技士	7				7	7					7		7	7			7										7			7		
		14	二級土木施工管理技士(土木)	7				7	7					7		7	7													7			7		
		15	二級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)																	7															
		16	二級土木施工管理技士(薬液注入)					7																											
		20	一級建築施工管理技士		7	7	7	7	7	7	7			7	7	7			7	7	7	7	7		7				7				7		
		21	二級建築施工管理技士(建築)		7																													7	
		22	二級建築施工管理技士(躯体)			7		7						7	7	7																		7	
		23	二級建築施工管理技士(仕上げ)			7	7		7	7				7					7	7	7	7	7		7				7						
		27	一級電気工事施工管理技士								7																								
		28	二級電気工事施工管理技士								7																								
		29	一級管工事施工管理技士									7																							
		30	二級管工事施工管理技士									7																							
		31	一級電気通信工事施工管理技士																								7								
		32	二級電気通信工事施工管理技士																								7								
		33	一級造園施工管理技士																									7							
		34	二級造園施工管理技士																										7						
試験「建築士法」	免許証	37	一級建築士		7	7			7			7	7								7														
		38	二級建築士		7	7			7			7									7														
		39	木造建築士			7																													
技術士法「技術士検定」	登録証	41	建設・総合技術監理(建設)	7				7			7					7	7									7								7	
		42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)	7				7			7			7		7	7										7								7
		43	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	7				7																											
		44	電気電子・総合技術監理(電気電子)								7																		7						
		45	機械・総合技術監理(機械)																				7												
		46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」)									7											7												
		47	上下水道・総合技術監理(上下水道)									7																				7			
		48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)										7																		7		7		
		49	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	7				7										7																	
		50	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)																											7					
		51	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	7				7																						7					
		52	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)										7																						
		53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)										7																				7		
		54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)										7																				7	7	

	コード	資格区分	建設業の種類																												
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
家主試験等 「電気工事士」	免状	55 第一種 電気工事士							7																						
		56 第二種 電気工事士 3年							7																						
		58 電気主任技術者(第1種～第3種)5年							7																						
事業 「電気通信」	資格者証	59 電気通信主任技術者 5年																					7								
		35 工事担任者(※1) 3年																					7								
試験 「水道工事」	免状	65 給水装置工事主任技術者 1年							7																						
試験 「消防設備」	免状	68 甲種消防設備士																											7		
		69 乙種消防設備士																											7		
職業能力開発促進法「技能検定」	合格証書	71 建築大工			7																										
		64 型枠施工			7		7																								
		72 左官				7																									
		57 とび・とび工					7																								7
		73 コンクリート圧送施工						7																							
		66 ウェルポイント施工						7																							
		74 冷凍空調と機器施工・空調と設備配管								7																					
		75 給排水衛生設備配管								7																					
		76 配管・配管工								7																					
		70 建築板金「ダクト板金作業」						7		7							7														
		77 タイル張り・タイル張り工									7																				
		78 築炉・築炉工・れんが積み									7																				
		79 ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工							7			7																			
		80 石工・石材施工・石積み							7																						
		81 鉄工・製罐											7																		
		82 鉄筋組立て・鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立作業」)												7																	
		83 工場板金																	7												
		84 建築板金「内外装板金作業」・板金工(選択科目「建築板金作業」)・板金(選択科目「建築板金作業」)									7								7												
		85 板金・板金工・打出し板金																		7											
		86 かわらぶき・スレート施工									7																				
		87 ガラス施工																			7										
		88 塗装・木工塗装・木工塗装工																				7									
		89 建築塗装・建築塗装工																				7									
		90 金属塗装・金属塗装工																				7									
		91 噴霧塗装																				7									
		67 路面標示施工																				7									
		92 畳製作・畳工																					7								
		93 内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																					7								
		94 熱絶縁施工																						7							
		95 建具製作・建具工・木工(選択科目「建具製作作成」)・カーテンウォール施工・サッシ施工																												7	
		96 造園																									7				
		97 防水施工																				7									
		98 さく井																											7		
※等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。 (H16.4.1時点で、旧技能検定2級の者は、1年)	61 地すべり防止工事 1年					7																				7					
	62 建築設備士 1年								7	7																					
	63 計装 1年								7	7																					
	60 解体工事																													7	

※1 令和3年4月1日以降に「第一級アナログ通信」及び「第一級デジタル通信」の工事担任者証の交付を受けた者又は「総合通信」の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る。(資格者証交付後3年以上の実務経験が必要。)

コード		資格区分		建設業の種類																															
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解			
民間資格「登録基幹技能者講習試験」	講習修了証	36	基幹技能者	種目	登録電気工事基幹技能者						7												7												
					登録橋梁基幹技能者				7					7																					
					登録造園基幹技能者																						7								
					登録コンクリート圧送基幹技能者				7																										
					登録防水基幹技能者																		7												
					登録トンネル基幹技能者				7																										
					登録建設塗装基幹技能者																	7													
					登録左官基幹技能者				7																										
					登録機械土工基幹技能者				7																										
					登録海上起重基幹技能者													7																	
					登録PC基幹技能者				7								7																		
					登録鉄筋基幹技能者												7																		
					登録圧接基幹技能者												7																		
					登録型枠基幹技能者				7																										
					登録配管基幹技能者										7																				
					登録鳶・土工基幹技能者					7																									
					登録切断穿孔基幹技能者					7																									
					登録内装仕上工事基幹技能者																			7											
					登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																											7			
					登録エクステリア基幹技能者						7	7					7																		
					登録建築板金基幹技能者								7									7													
					登録外壁仕上基幹技能者					7													7	7											
					登録ダクト基幹技能者										7																				
					登録保温保冷基幹技能者																						7								
					登録グラウト基幹技能者					7																									
					登録冷凍空調基幹技能者										7																				
					登録運動施設基幹技能者						7								7										7						
					登録基礎工基幹技能者					7																									
					登録タイル張り基幹技能者												7																		
					登録標識・路面標示基幹技能者						7												7												
					登録消火設備基幹技能者																													7	
					登録建築大工基幹技能者					7																									
					登録硝子工事基幹技能者																	7													
					登録土工基幹技能者						7																								
					登録ALC基幹技能者												7																		
					登録圧入工基幹技能者						7																								
99	その他	建設業法第7条第2号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有する者を定める件(昭和47年3月8日建設省告示第352号)の第3号に該当																																	

表3-3 営業所における専任技術者となり得る国家資格者等一覧 ～有資格コード【特定建設業】

「2」…建設業法第7条第2号イ及び建設業法第15条第2号ロ該当

「3」…建設業法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)

「5」…建設業法第7条第2号ロ及び建設業法第15条第2号ロ該当

「6」…建設業法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)

「8」…建設業法第7条第2号ハ及び建設業法第15条第2号ロ該当

「9」…建設業法第15条第2号イ該当

特定建設業
指定7業種

	コード	資格区分	建設業の種類																													
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
	01	法第7条第2号 イ 該当				2	2	2	2	2			2		2		2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2
	02	法第7条第2号 ロ 該当				5	5	5	5	5			5		5		5	5	5	5	5	5	5	5	5		5	5	5	5	5	5
	03	法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)	3	3						3	3		3		3											3						
	04	法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)				6	6	6	6	6	6		6		6		6	6	6	6	6	6	6	6	6		6	6	6	6	6	6
	建設業法「技能検定」	合格証書	11	一級建設機械施工管理技士	9					9						9																
12			二級建設機械施工管理技士(第1種～第6種)						8																							
13			一級土木施工管理技士	9				9	9					9		9	9		9											9		9
14			二級土木施工管理技士(土木)					8	8								8													8		8
15			二級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)																	8												
16			二級土木施工管理技士(薬液注入)					8																								
20			一級建築施工管理技士		9	9	9	9	9	9			9	9	9			9	9	9	9	9		9				9				9
21			二級建築施工管理技士(建築)																													8
22			二級建築施工管理技士(躯体)				8		8					8		8																8
23			二級建築施工管理技士(仕上げ)				8	8		8	8			8				8	8	8	8	8		8				8				
27			一級電気工事施工管理技士									9																				
28			二級電気工事施工管理技士																													
29			一級管工事施工管理技士										9																			
30			二級管工事施工管理技士																													
31			一級電気通信工事施工管理技士																							9						
32			二級電気通信工事施工管理技士																							8						
33			一級造園施工管理技士																								9					
34			二級造園施工管理技士																													
試験「建築士法」	免許証	37	一級建築士		9	9				9			9	9							9											
		38	二級建築士				8				8										8											
		39	木造建築士				8																									
技術士法「技術士検定」	登録証	41	建設・総合技術監理(建設)	9				9			9				9	9										9					9	
		42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)	9				9			9			9		9	9										9				9	
		43	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	9				9																								
		44	電気電子・総合技術監理(電気電子)								9															9						
		45	機械・総合技術監理(機械)																				9									
		46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」)									9											9									
		47	上下水道・総合技術監理(上下水道)									9																		9		
		48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)										9															9	9			
		49	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	9				9									9															
		50	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)																								9					
		51	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	9				9																			9					
		52	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)									9																				
		53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)										9																	9		
		54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)										9																	9	9	

	コード	資格区分	建設業の種類																													
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
家主試験等 主任技術者 電気工事士	免状	55 第一種 電気工事士																														
		56 第二種 電気工事士 3年																														
		58 電気主任技術者(第1種～第3種)5年																														
事業電気 通信 資格者証	資格者証	59 電気通信主任技術者 5年																						8								
		35 工事担任者(※1) 3年																						8								
試験設置 試験技術者 水道給排水 衛生工事主装	免状	65 給水装置工事主任技術者 1年																														
試験設置 試験技術者 消防士土防	免状	68 甲種消防設備士																												8		
		69 乙種消防設備士																												8		
職業能力開発促進法「技能検定」	合格証書	71 建築大工			8																											
		64 型枠施工			8		8																									
		72 左官				8																										
		57 とび・とび工					8																								8	
		73 コンクリート圧送施工					8																									
		66 ウェルポイント施工					8																									
		74 冷凍空調和機器施工・空気調和設備配管																														
		75 給排水衛生設備配管																														
		76 配管・配管工																														
		70 建築板金「ダクト板金作業」						8									8															
		77 タイル張り・タイル張り工								8																						
		78 築炉・築炉工・れんが積み								8																						
		79 ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工						8			8																					
		80 石工・石材施工・石積み						8																								
		81 鉄工・製罐																														
		82 鉄筋組立て・鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立作業」)											8																			
		83 工場板金																8														
		84 建築板金「内外装板金作業」・板金工(選択科目「建築板金作業」)・板金(選択科目「建築板金作業」)							8									8														
		85 板金・板金工・打出し板金																	8													
		86 かわらぶき・スレート施工							8																							
		87 ガラス施工																	8													
		88 塗装・木工塗装・木工塗装工																		8												
		89 建築塗装・建築塗装工																		8												
		90 金属塗装・金属塗装工																		8												
		91 噴霧塗装																		8												
		67 路面標示施工																		8												
		92 畳製作・畳工																				8										
		93 内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																			8											
		94 熱絶縁施工																					8									
		95 建具製作・建具工・木工(選択科目「建具製作作成」)・カーテンウォール施工・サッシ施工																										8				
		96 造園																														
		97 防水施工																		8												
		98 さく井																										8				
※等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。 (H16.4.1時点で、旧技能検定2級の者は、1年)		61 地すべり防止工事 1年				8																					8					
		62 建築設備士 1年																														
		63 計装 1年																														
		60 解体工事																													8	

※1 令和3年4月1日以降に「第一級アナログ通信」及び「第一級デジタル通信」の工事担任者証の交付を受けた者又は「総合通信」の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る。(資格者証交付後3年以上の実務経験が必要。)

コード		資格区分	建設業の種類																																	
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解					
民間資格「登録基幹技能者講習試験」	講習修了証	36	基幹技能者	種目	登録電気工事基幹技能者																			8												
					登録橋梁基幹技能者																															
					登録造園基幹技能者																															
					登録コンクリート圧送基幹技能者																															
					登録防水基幹技能者																			8												
					登録トンネル基幹技能者																															
					登録建設塗装基幹技能者																			8												
					登録左官基幹技能者																															
					登録機械土工基幹技能者																															
					登録海上起重基幹技能者															8																
					登録PC基幹技能者														8																	
					登録鉄筋基幹技能者														8																	
					登録圧接基幹技能者														8																	
					登録型枠基幹技能者																															
					登録配管基幹技能者																															
					登録鳶・土工基幹技能者																															
					登録切断穿孔基幹技能者																															
					登録内装仕上工事基幹技能者																				8											
					登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																													8		
					登録エクステリア基幹技能者															8																
					登録建築板金基幹技能者																				8											
					登録外壁仕上基幹技能者																				8	8										
					登録ダクト基幹技能者																															
					登録保温保冷基幹技能者																								8							
					登録グラウト基幹技能者																															
					登録冷凍空調基幹技能者																															
					登録運動施設基幹技能者																															
					登録基礎工基幹技能者																															
					登録タイル張り基幹技能者																															
					登録標識・路面標示基幹技能者																															
					登録消火設備基幹技能者																														8	
					登録建築大工基幹技能者																															
					登録硝子工事基幹技能者																															
					登録土工基幹技能者																															
					登録ALC基幹技能者																															
					登録圧入工基幹技能者																															
99	その他	建設業法第7条第2号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有する者を定める件(昭和47年3月8日建設省告示第352号)の第3号に該当																																		

表 4-1 許可申請書の様式と添付書類【法第5条、第6条】【ガイドライン第5条及び6条関係】
 石狩振興局は各2部（正・副）、その他の振興局は各3部（正・副2）提出【建設業法に基づき提出する書類の部数に関する規則】

様式番号	提出・添付書類名等	新規	般特	追加	更新	備考	
綴じ込まないこと	北海道収入証紙ちよう付用紙	○	○	○	○	北海道様式	
第1号	建設業許可申請書	○	○	○	○		
別紙一	役員等の一覧表	○	○	○	○		
別紙二（1）	営業所の一覧表（新規許可等）	○	○	○			
別紙二（2）	営業所の一覧表（更新）				○		
別紙四	専任技術者一覧表	○	○	○	○	⇒p50「Ⅱ営業所の専任技術者に関する確認事項」参照	
第2号	工事経歴書	○	○	○		直前1年分のみ作成（許可換え新規（追加業種がない場合）は省略可）	
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○	○		（許可換え新規（追加業種がない場合）は省略可）	
第4号	使用人数	○	○	○		（許可換え新規は省略可）	
第6号	誓約書	○	○	○	○		
第7号	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書	○	○	○	○	⇒p50「Ⅰ常勤役員等関する確認書類」参照	
別紙	常勤役員等の略歴書					配置する経営業務の管理責任者又は経営体制に応じて次のとおり提出する。 ①規則第7条第1号イ（1）～（3）の場合→第7号及び別紙 ②規則第7条第1号ロ（1）～（2）の場合→第7号の2、別紙一及び別紙二 ③規則第7条第1号ハの場合→大臣認定書の写し ※経営業務の管理責任者に関する許可要件は、P5参照 大臣認定書の写しは、原本の提示、コピーを提出	
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書						
別紙一	常勤役員等の略歴書						
別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書						
	大臣認定書の写し						
第7号の3	健康保険等の加入状況	○	○	○	○		
	届書を提出したことを証する書面	○	○	○	○		
	成年被後見人又は被保佐人に該当しないことを証明する登記事項証明書及び身分証明書	○	○	○	○	法務局、本籍地の市町村発行（発行後3カ月以内のもの）	
	医師の診断書	○	○	○	○	成年被後見人又は被補佐人に該当する場合（発行後3カ月以内のもの）（登記事項証明書は不要）	
第8号	専任技術者証明書（新規・変更）	○	○	○		⇒p50「Ⅱ営業所の専任技術者に関する確認書類」参照	
	卒業証明書	○	○	○		原本を添付（建設業法第7条第2号イ該当者）	
	資格（認定）証明書又は免許等	○	○	○		原本を提示、コピーを添付（建設業法第7条第2号ハ該当者）	
	監理技術者資格者証（写）、登録解体工事講習修了証（写）	○	○	○			
第9号	実務経験証明書	○	○	○		⇒p50「Ⅱ営業所の専任技術者に関する確認書類」参照（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハ（実務経験の証明が必要な国家資格等（第2種電気工事士や2級技能士など規則第7条の3第2号の表において実務経験を必要とする者））該当者）	
第10号	指導監督の実務経験証明書（特定建設業者（指定建設業の許可を受けようとする者を除く））	○	○	○		⇒p50「Ⅱ営業所の専任技術者に関する確認書類」参照	
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○	○	○	○	政令第3条に規定する使用人がいる場合	
第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	※許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）	
	成年被後見人又は被保佐人に該当しないことを証明する登記事項証明書及び身分証明書	○	○	○	○	法務局、本籍地の市町村発行（発行後3カ月以内のもの）	
	医師の診断書	○	○	○	○	成年被後見人又は被補佐人に該当する場合（発行後3カ月以内のもの）（登記事項証明書は不要）	
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○		
	成年被後見人又は被保佐人に該当しないことを証明する登記事項証明書及び身分証明書	○	○	○	○	法務局、本籍地の市町村発行（発行後3カ月以内のもの）	
	医師の診断書	○	○	○	○	成年被後見人又は被補佐人に該当する場合（発行後3カ月以内のもの）（登記事項証明書は不要）	
第14号	株主（出資者）調書	○			○	法人	⇒p51「Ⅳ更新時に役員等に変更がないことを確認する書類」参照
	定款（写）	○			○	法人	
	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（商業登記簿謄本）	○			○	商業登記がなされている場合 発行後3カ月以内のもの	
第15～17号の3	財務諸表（法人）	○				添付書類：貸借対照表、損益計算書・完成工事原価報告書、株主資本等変動計算書、注記表、附属明細表（規則第4条第1項第9号に規定する小会社を除く） ⇒p10「500万円以上の資金を調達する能力」の確認書類参照	
第18～19号	財務諸表（個人）	○				添付書類：貸借対照表、損益計算書 ⇒p10「500万円以上の資金を調達する能力」の確認書類参照	
	納税証明書（事業税）	○				設立後最初の決算期が到来していないため、納税証明書（事業税）が添付できない場合は法人設立（設置）届出書	
第20号	営業の沿革	○			○		
第20号の2	所属建設業者団体	○			□		
第20号の3	主要取引金融機関名	○			□		
営業所の確認書類		○	□	□	□	⇒p51「Ⅲ営業所等の確認書類」参照	

○～必要 □～直近の申請又は変更届から変更がなければ省略可
 ※「確認書類」の詳細については、p50表4-3「建設業許可申請に係る確認書類」を参照してください。
 ※書類の編さんに当たっては、本表の順番に取りまとめてください。
 ※許可通知書の送付用（申請書等の返却書類を含む。）としての「封筒」（郵便番号、住所、宛名を記載したもの）を提出願います。

表 4-2 認可申請書の様式と添付書類【法第 17 条の 2・第 17 条の 3】
 石狩振興局は各 2 部（正・副）、その他の振興局は各 3 部（正・副 2）提出

※表中、「新設」欄は、合併又は分割により、新たな法人を設立する場合に使用する。

様式番号	添付・提出書類名等	※表中、「新設」欄は、合併又は分割により、新たな法人を設立する場合に使用する。					備考
		譲渡	合併	新設	分割	新設	
【譲渡】 第22号の5 【合併】 第22号の7 【分割】 第22号の8 【相続】 第22号の10	認可申請書	○	○	○	○	○	「備考」欄に記載がない限りは、それぞれ以下について作成すること 【譲渡の場合】→譲受人 【合併の場合】→合併存続法人 又は合併により設立される法人 【分割の場合】→分割承継法人 又は分割により設立される法人 【相続の場合】→申請者
別紙一	役員等の一覧表	○	○	○	○	○	
別紙二	営業所一覧表	○	○	○	○	○	（相続は様式番号が別紙一「営業所一覧表」）
別紙三	専任技術者一覧表	○	○	○	○	○	（相続は様式番号が別紙二「専任技術者一覧表」）
	合併の方法及び条件が記載された書類		○	○			
	分割の方法及び条件が記載された書類				○	○	
	続柄を証する書類						○ 戸籍謄本を提出
第2号	工事経歴書	□	□		□		直近 1 年分のみ作成
第3号	直前 3 年の各事業年度における工事施工金額	□	□	□		□	
第4号	使用人数	○	○	○	○	○	
第6号	誓約書	○	○	○	○	○	
第 7 号	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書						⇒p50「Ⅰ 常勤役員等に関する確認書類」参照
別紙	常勤役員等の略歴書						配置する経營業務の管理責任者 又は経営体制に応じて次のとおり提出する。
第 7 号の 2	常勤役員等及び当該常勤役員等を 直接に補佐する者の証明書						①規則第 7 条第 1 号イ(1)～(3)の場合 →第 7 号及び別紙
別紙一	常勤役員等の略歴書	△	△	○	△	○	②規則第 7 条第 1 号ロ(1)～(2)の場合 →第7号の2、別紙一、別紙二及び組織図
別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書						③規則第 7 条第 1 号ハの場合 →大臣認定書の写し
	組織図						※経營業務の管理責任者に関する認可要件は、P5参照
	大臣認定書の写し						法務局、本籍地の市町村発行 （発行後 3 ヶ月以内のもの）
	成年被後見人又は被保佐人に該当しないことを証明する登記事項証明書及び身分証明書	○	○	○	○	○	成年被後見人又は被保佐人に該当する場合
	医師の診断書	○	○	○	○	○	
第11号	建設業法施行令 3 条の使用人の一覧表	○	○	○	○	○	
第12号	許可申請者の住所、生年月日に関する調査	○	○	○	○	○	※許可申請者（譲渡、合併、分割後の法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等） 経營業務の管理責任者についても、 様式第7号又は様式第7号の2を省略する場合は提出
	成年被後見人又は被保佐人に該当しないことを証明する登記事項証明書及び身分証明書	○	○	○	○	○	法務局、本籍地の市町村発行 （発行後 3 ヶ月以内のもの）
	医師の診断書	○	○	○	○	○	成年被後見人又は被保佐人に該当する場合 （発行後3ヶ月以内のもの）（登記事項証明書は不要）
第13号	建設業法施行令第3条に規定する 使用人の住所、生年月日に関する調査	○	○	○	○	○	
	成年被後見人又は被保佐人に該当しないことを証明する登記事項証明書及び身分証明書	○	○	○	○	○	法務局、本籍地の市町村発行 （発行後 3 ヶ月以内のもの）
	医師の診断書	○	○	○	○	○	成年被後見人又は被保佐人に該当する場合
第14号	株主（出資者）調査	△	△	○	△	○	
	定款	△	△	○	△	○	
	登記事項証明書 （履歴事項全部証明書）（商業登記簿謄本）	△	△		△	△	商業登記がなされている場合 （発行後3ヶ月以内のもの）
第15号 ～第17号の 3	財務諸表（法人）	□	□		□		添付書類：貸借対照表、損益計算書・完成工事原価報告書、株主資本変動計算書、注記表、附属明細表（規則第 4 条第 1 項第 9 号に規定する子会社を除く） ⇒p10「500万円以上の資金を調達する能力」の確認書類参照
第18号、第19号	財務諸表（個人）	□				□	添付書類：貸借対照表、損益計算書 ⇒p10「500万円以上の資金を調達する能力」の確認書類参照
	法定代理人の登記簿謄本					△	申請者が未成年の個人事業主で、その法定代理人が法人の場合のみ提出
第20号	営業の沿革	○	○		○	○	
第20号の 2	所属建設業者団体	△	△		△	△	
	納税証明書（事業税）	□	□		□	□	
第20号の 3	主要取引金融機関名	△	△	○	△	○	△
第22号の6 （相続以外） 第22号の11 （相続）	社会保険に関する誓約書	○	○	○	○	○	※ 2：申請時点で既に届出している場合は、 「健康保険等の加入状況（様式第 7 号の 3）」及び 「届書を提出した事を証する書類」を提出 ※ 3：承継の日から 2 週間以内に 「健康保険等の加入状況（様式第 7 号の 3）」及び 「届書を提出した事を証する書類」 の提出が必要です。
	譲渡及び譲受けに関する契約書の写し	○					
	相続人の同意書					○	申請者以外に相続人がある場合のみ提出
	合併（分割）契約書の写し及び合併（分割）比率 説明書		○	○	○	○	新設分割は、契約書の代わりに計画書を提出
	意思の決定を証する書類	○	○	○	○	○	譲渡及び譲受け、分割、合併 それぞれの申請事由について証する書類

○～提出書類 □～「備考」欄に記載の者が既に許可を受けた建設業者である場合は省略可能

△～「備考」欄に記載の者が既に許可を受けた建設業者であり、かつ、直前の許可申請又は変更届で提出した内容から変更がない場合は省略可能

※「確認書類」の詳細についてはp50 表 4-3「建設業許可申請に係る確認書類」を参照してください。

※書類の編纂にあたっては、本表の順番に取りまとめてください。

表 4-3 申請に係る確認書類【要綱第 6】

I 常勤役員等（経營業務の管理責任者）証明書（様式第 7 号又は様式第 7 号の 2）に関する確認書類

(1) 常勤を確認する書類

「健康保険証（事業所が記載されているもの）の写し（両面）」又は「直近の住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）」

※出向社員の場合

- ・ 出向元と出向先との間で締結された出向契約書・覚書の写し（①契約書に出向社員の氏名が記載されていない場合は、出向命令書又は辞令 ②賃金相当分が申請者（出向先）の負担であることが明確なもの）
- ・ 出向元の健康保険被保険者証の写し
- ・ 出向元の賃金台帳、出向先の出勤簿の写し

※個人の場合

- ・ 「健康保険証の写し（両面）」、「住民税特別徴収税額通知書」、又は「確定申告書」（事業開始直後の場合は「個人事業の開始届」）

(2) 役員等の地位及び経験年数を確認する書類

※法人の場合

⇒役員の場合

「登記事項証明書（登記簿謄本）（閉鎖事項証明書（閉鎖登記簿）を含む。発行後 3 ヶ月以内のもの）」

⇒令 3 条の使用人の場合

「建設業許可申請書、許可通知書及び変更等届出書（以下「許可申請書等」という。）」

⇒役員に準ずる地位の場合（経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって経營業務を補佐した経験を有する者を含む）

- ・ 地位を確認する書類：「組織図」等
- ・ 建設業に関する事業部門を確認する書類：「業務分掌規程」等
- ・ 権限の委譲等を確認する書類
：「定款」、「執行役員規程」、「取締役会規則」、「取締役会議事録」、「執行役員等の職務分掌規程」、「取締役就業規程」等
- ・ 経營業務を補佐した経験及び財務管理、労務管理若しくは業務運営の経験を確認する書類
：「業務分掌規程」、「過去の稟議書」等
- ・ 経験の期間を確認する書類：「人事発令書」、「取締役会議事録」等

※個人の場合（上記書類で確認できない場合）

「営業証明書」、「納税証明書」、「納税領収書」、「確定申告書控え」又は「許可申請書」等

(3) 建設業の経験に係る建設工事を確認する書類

「請負契約書」（各年 1 件*）、「注文書及び請書」（各年 1 件*）又は「許可申請書」等

※ 1 件では確認が困難な場合は 2 件以上の当該書類を求めることがあります。

II 営業所の専任技術者に関する確認書類

(1) 専任技術者一覧表（様式第 1 号別紙 4）及び専任技術者証明書（様式第 8 号）】

①常勤を確認する書類

「健康保険証（事業所が記載されているもの）の写し（両面）」又は「直近の住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）」

※出向社員の場合

- ・ 出向元と出向先との間で締結された出向契約書・覚書の写し（①契約書に出向社員の氏名が記載されていない場合は、出向命令書又は辞令 ②賃金相当分が申請者（出向先）の負担であることが明確なもの）
- ・ 出向元の健康保険被保険者証の写し
- ・ 出向元の賃金台帳、出向先の出勤簿の写し

※個人の場合

- ・ 「健康保険証の写し（両面）」、「住民税特別徴収税額通知書」、又は「確定申告書」（事業開始直後の場合は「個人事業の開始届」）

(2) 実務経験証明書（様式第 9 号）に係る確認書類

①記載された建設工事を確認する書類：「請負契約書」又は「注文書及び請書」

(3) 指導監督的実務経験証明書（様式第 10 号）に係る確認書類

①記載された建設工事を確認する書類：「請負契約書」又は「注文書及び請書」

②記載された職名を確認する書類：「発注者への届出書」又は「工事台帳」

Ⅲ 営業所の確認書類（般・特新規、業種追加、更新及び変更届において変更がない場合は除く。）

(1) 営業所の写真

営業所の形態を確認できるもので、営業所のある建物の外観、入口付近、営業所の内部及び標識（規則第 25 条第 2 項前段に規定するもの。新規許可申請の場合は除く。ただし、新規後初回の般・特新規、業種追加、更新のいずれか及び営業所の新設の場合は必要。）が掲示されていることが確認できるもの。A 4 版の紙に貼付し、余白に営業所の名称、撮影年月日及び自己所有又は賃貸借等の別を記載する。

Ⅳ 更新時に役員等に変更がないことを確認する書類

- (1) 株主（出資者）調書（様式第 14 号様式）
- (2) 定款（写）
- (3) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（商業登記簿謄本）

【補足】

※ここに確認書類として記載しているものは、許可申請書等の記載内容を確認するうえで必要な主な書類を例示しているものです。
※変更届についてもこれらの書類が必要となります。
※申請内容の確認のために、上記以外の資料の追加提出を求めることがあります。
※許可申請書等の記載内容について、書類により客観的に確認が行えないものについては、原則として基準に適合しているものと認められません。
※申請者等が外国人の場合、営業所への常勤を確認する書類は、「在留カード」又は「特別永住者証明書」です。
※確認書類については、確認後、返却します。

表 4-4 届書を提出したことを（変更の内容を）証する書面【規則第 3 条第 2 号・規則第 7 条の 2 第 3 号】【ガイドライン第 5 条及び第 6 条関係】

規則第 3 条第 2 号に規定する、「届書を提出したことを証する書面」とは、次の書類の提出を求めます。

(1) 健康保険等の加入状況（様式第 7 号の 3）に係る確認書類

①健康保険・厚生年金保険の加入を確認する書類

申請時直前の「領収証書の写し」、「加入証明書の写し」、「納入証明書の写し」又は「資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し」

②雇用保険の加入を確認する書類

「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書の控えの写し」及び「領収済通知書の写し」の又は「雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）の写し」

※ 届出して間もない等の理由により、これら書類を提出できない場合には、届書の写し（受付印等があるものに限る）の提出に替えることができます。

表 4-5 知事が必要と認める書類（規則第 13 条の 2 第 6 項）

規則第 13 条の 2 第 6 項に規定する、認可申請者へ提出を求める書類は、次のとおりです。

(1) 譲渡及び譲受け、合併又は分割の場合

①誓約書

- ②認可申請書（様式第 22 号の 5、7 又は 8）別紙 1 に記載した役員等及び別紙 2 に記載した営業所に配置する政令 3 条に規定する使用人について、次の書類
- ・許可申請者の住所、生年月日に関する調書（様式第 12 号）
 - ・成年被後見人又は被保佐人に該当しないことを証明する登記事項証明書及び身分証明書
 - ・医師の診断書（上記の登記事項証明書を提出しない場合）

(2) 相続の場合

①誓約書

- ②申請者、支配人及び認可申請書（様式第 22 号の 10）別紙 1 に記載した営業所に配置する政令 3 条に規定する使用人について、次の書類
- ・許可申請者の住所、生年月日に関する調書（様式第 12 号）
 - ・成年被後見人又は被保佐人に該当しないことを証明する登記事項証明書及び身分証明書
 - ・医師の診断書（上記の登記事項証明書を提出しない場合）

【補足】

※申請内容の確認のために、上記以外の資料の追加提出を求めることがあります。

表 5 建設業許可後の各種届出【法第 11 条】【ガイドライン第 11 条関係】

次の事項に変更が生じた場合は、届出が必要です。

※石狩振興局は各 2 部（正・副）、その他の振興局は各 3 部（正・副 2）提出

No	変更事項		届出・添付書類	確認書類	届出期間
1	商号・名称		①変更届出書（様式第 22 号の 2） ②登記事項証明書（履歴事項全部証明書） * 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限る。		事実発生後 30 日以内
2	営業所の名称・所在地		①変更届出書（様式第 22 号の 2） ②登記事項証明書（履歴事項全部証明書） * 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限る。	⇒p51「Ⅲ営業所等の確認書類」	
3	営業所の新設		①変更届出書（様式第 22 号の 2 第 1 面及び 2 面） ②登記事項証明書（履歴事項全部証明書） * 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限る。 ③政令第 3 条使用人追加に係る変更届出（⇒No. 10） ④専任技術者に係る変更届出（⇒No. 13 の変更・追加に係る届出）	⇒p51「Ⅲ営業所等の確認書類」	
4	営業所の廃止		①変更届出書（様式第 22 号の 2 第 1 面及び 2 面） ②登記事項証明書（履歴事項全部証明書） * 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限る。 ③建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表（様式第 11 号）※ ④専任技術者に係る変更届出（⇒No. 13 の変更・追加の事項中の交替に伴う削除若しくは営業所のみの変更、又は欠いたときに係る届出）	※法定上事実発生後 30 日以内に提出する書類ではありませんが、事務処理上添付をお願いしています。	
5	営業所の業種追加		①変更届出書（様式第 22 号の 2 第 1 面及び 2 面） ②専任技術者の追加・変更又は削除の届出が必要（⇒No. 13）		
6	営業所の業種廃止		①変更届出書（様式第 22 号の 2 第 1 面及び 2 面） ②専任技術者の追加・変更又は削除の届出が必要（⇒No. 13） * ある業種について全ての営業所において廃業する場合は、廃業届となる。（⇒No. 16）		
7	資本金額		①変更届出書（様式第 22 号の 2） ②登記事項証明書（履歴事項全部証明書） * 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限る。		
8	役員等	新任（就任）	①変更届出書（様式第 22 号の 2） ②役員等の一覧表（様式第 1 号別紙 1）※ ③登記事項証明書（履歴事項全部証明書） * 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限る。（顧問、相談役及び株主等は不要） ④誓約書（様式第 6 号） ⑤役員等の住所、生年月日等に関する調書（様式 12 号） ⑥成年被後見人又は被保佐人に該当しないことを証明する登記事項証明書及び身分証明書（顧問、相談役及び株主等は不要） ⑦医師の診断書※ ² （顧問、相談役及び株主等は不要）	※法定添付書類ではありませんが、事務処理上添付をお願いしています。 ※ 2 成年被後見人又は被補佐人に該当する場合（発行後 3 カ月以内のもの） （登記事項証明書は不要）	

No	変更事項		届出・添付書類	確認書類	届出期間
8	役員等	退任	①変更届出書（様式第22号の2） ②役員等の一覧表（様式第1号別紙1）※ ③登記事項証明書（履歴事項全部証明書） * 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限る。	※法定添付書類ではありませんが、事務処理上添付をお願いしています。	事実発生後30日以内
		代表者（申請人）	①変更届出書（様式第22号の2） ②登記事項証明書（履歴事項全部証明書） * 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限る。 * 経營業務の管理責任者も変更した場合は、2週間以内に当該届出が必要（⇒No.11）		
		氏名（改姓・改名）	①変更届出書（様式第22号の2） ②登記事項証明書（履歴事項全部証明書） * 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限る。 ③個人事業主の場合は戸籍抄本		
9	支配人	新任	①変更届出書（様式第22号の2） ②建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号）※ ③登記事項証明書（履歴事項全部証明書） * 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限る。 ④誓約書（様式第6号） ⑤建設業法施行令第3条に規定する使用人の調書（様式第13号） ⑥成年被後見人又は被保佐人に該当しないことを証明する登記事項証明書及び身分証明書 ⑦医師の診断書 ^{※2}	※法定上事実発生後2週間以内に提出する書類ではありませんが、事務処理上添付をお願いしています。 ※2 成年被後見人又は被補佐人に該当する場合（発行後3カ月以内のもの） （登記事項証明書は不要）	事実発生後2週間以内
		退任	①変更届出書（様式第22号の2） ②建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号）※ ③登記事項証明書（履歴事項全部証明書） * 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限る。	※法定上事実発生後2週間以内に提出する書類ではありませんが、事務処理上添付をお願いしています。	
		氏名（改姓・改名）	①変更届出書（様式第22号の2） ②登記事項証明書（履歴事項全部証明書） * 登記事項証明書の添付は商業登記の変更を必要とする場合に限る。		事実発生後30日以内
10	建設業法施行令第3条に規定する使用人（新たに営業所の代表者になった者があるとき）		①変更届出書（様式第22号の2） ②誓約書（様式第6号） ③建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号）※ ④建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第13号） ⑤成年被後見人又は被保佐人に該当しないことを証明する登記事項証明書及び身分証明書（追加された者のみ） ⑥医師の診断書 ^{※3} （追加された者のみ）	※法定上事実発生後2週間以内に提出する書類ではありませんが、事務処理上添付をお願いしています。 ※3 成年被後見人又は被補佐人に該当する場合（発行後3カ月以内のもの） （登記事項証明書は不要）	事実発生後2週間以内
11	常勤役員等（経營業務の管理責任者に限る）	変更・追加	①変更届出書 ^{※4} （様式第22号の2） ②役員等の一覧表（様式第1号別紙1）※ ③常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第7号）又は 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第7号の2） ④常勤役員等の略歴書（様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙一） * 代表者も変更した場合は、30日以内に当該届出が必要（⇒No.8）	⇒p50「I 常勤役員等（経營業務の管理責任者）証明書に関する確認書類」 ※法定添付書類ではありませんが、事務処理上添付をお願いしています。	事実発生後2週間以内 ※4 事実発生後30日以内
		欠いたとき	①変更届出書 ^{※4} （様式第22号の2） ②届出書（様式第22号の3）		

No	変更事項		届出・添付書類	確認書類	届出期間
11	常勤役員等 (経営業務の管理責任者)	氏名(改姓・改名)	①常勤役員等(経営業務の管理責任者)証明書(様式第7号)又は常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(様式第7号の2) ②常勤役員等(経営業務の管理責任者)の略歴書(様式第7号別紙又は様式第7号別紙一及び別紙二) ③戸籍抄本又は住民票の抄本	⇒p50「Ⅰ常勤役員等(経営業務の管理責任者)証明書に関する確認書類」 ※様式第7号の2は、第1面～第4面のうち、変更のない事項に関するものは提出不要	事実発生後2週間以内 ※5 事実発生後30日以内
12	常勤役員等を直接に補佐する者	変更・追加	①変更届出書(様式第22号の2) ②常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(様式第7号の2) ③常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書(様式第7号の2別紙二) ④組織図	⇒P50「Ⅰ常勤役員等(経営業務の管理責任者)証明書に関する確認書類」 ※様式第7号の2は、第1面～第4面のうち、変更のない事項に関するものは提出不要	
		欠いたとき	①変更届出書※5(様式第22号の2) ②届出書(様式第22号の3)	代わりの者がいる場合は上段により届出、補佐する者を置かず、経営業務の管理責任者(規則7条第1号イに該当する人物)を置く場合は、No11により届出	
		氏名(改姓・改名)	①常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(様式第7号の2) ②常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書(様式第7号別紙二) ③戸籍抄本又は住民票の抄本	※様式第7号の2は、第1面～第4面のうち、変更のない事項に関するものは提出不要	
13	専任技術者	変更・追加	①変更届出書※5(様式第22号の2) ②専任技術者一覧表(様式第1号別紙4)※ ③専任技術者証明書(新規・変更)(様式第8号) ④新たな専任技術者の技術資格に関する書面(技術検定合格証明書等) *追加 添付書類、確認書類は全て必要 *有資格区分の変更 添付書類、確認書類は全て必要(技術資格に関する書面は変更が生じた資格に係るもののみ) 確認書類は変更が生じた技術資格に関する書面は変更が生じた資格に係るもののみ *担当業種の変更 添付書類は全て必要(技術資格に関する書面は新たに担当する業種に関わるもののみ(担当業種が減る場合は不要)) 確認書類は不要 *交替に伴う削除 添付書類のうち技術資格に関する書面は不要 確認書類は不要 *営業所のみの変更 添付書類のうち技術資格に関する書面は不要 確認書類は常勤を確認する書類が必要	⇒p50「Ⅱ営業所の専任技術者に関する確認書類」 ※法定添付書類ではありませんが、事務処理上添付をお願いしています。	
		欠いたとき	①変更届出書※5(様式第22号の2) ②専任技術者一覧表(様式第1号別紙4)※ ③届出書(様式第22号の3)	※法定添付書類ではありませんが、事務処理上添付をお願いしています。	
		氏名(改姓・改名)	①変更届出書※5(様式第22号の2) ②専任技術者一覧表(様式第1号別紙4)※ ③専任技術者証明書(様式第8号) ④戸籍抄本又は住民票の抄本	⇒p50「Ⅱ営業所の専任技術者に関する確認書類」 ※法定添付書類ではありませんが、事務処理上添付をお願いしています。	

No	変更事項	届出・添付書類	確認書類	届出期間
14	欠格要件に該当するに至ったとき (法第8条第1号及び第7号から第13号までのいずれかに該当するに至ったとき)	①届出書(様式第22号の3)		
15	決算等、事業年度が終了する毎に届出を行う必要があるもの	①工事経歴書(様式第2号) ②直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号) ③貸借対照表(法人:様式第15号、個人:様式第18号) ④損益計算書(法人様式第16号、個人:様式第19号) ⑤株主資本等変動計算書(法人:様式第17号) ⑥注記表(法人:様式第17号の2) ⑦事業報告書(任意様式)(株式会社(特例有限責任会社を除く)のみ) ⑧附属明細表(様式第17号の3)(※規則第4条第1項第8号に規定する小会社を除く) ⑨事業税の納税証明書(納付すべき額及び納付済額の証明用) ⑩使用人数(様式第4号)(※変更があった場合のみ) ⑪建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号)(※変更があった場合のみ) ⑫健康保険等の加入状況(様式第7号の3)(※従業員の数に変更があった場合のみ) ⑬定款(※変更があった場合のみ)	(* 変更に応じて) 注 左記書類の提出の際は 要綱別紙5-1を提出してください。	毎事業年度経過後4カ月以内
16	廃業届	①廃業届(様式第22号の4) * ある業種について一部の営業所でのみ廃止した場合は、営業所の業種廃止の変更届となる(⇒No.6)		事実発生後30日以内
17	健康保険等の加入状況	①健康保険等の加入状況(様式第7号の3) ②変更の内容を証する書類 ※従業員の数のみ変更となる場合は、No15により届出する。	②変更の内容を証する書類はP51表4-4を参照	事実の発生後2週間以内

表 6 許可申請書、変更届出書等の提出先一覧

1 道内本店国土交通大臣許可業者

提 出 先	郵便番号	住 所	電話番号
北海道開発局事業振興部建設産業課建設業係	060-8511	札幌市北区北 18 条西 2 丁目 札幌第一合同庁舎	011-709-2311 内線 5893

2 北海道知事許可業者

提 出 先	郵便番号	住 所	電話番号
空知総合振興局 建設指導課土木係	068-8558	岩見沢市 8 条西 5 丁目	0126-20-0066
石狩振興局 建設指導課指導審査係	060-8558	札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 道庁別館 6F	011-231-4111 内線 34-465 ～ 34-467 窓口の時間 9:00 ～ 11:30 13:00 ～ 16:00
後志総合振興局 建設指導課土木係	044-8588	倶知安町北 1 条東 2 丁目	0136-23-1372
胆振総合振興局 建設指導課土木係	051-8558	室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 1 号 むろらん広域センタービル	0143-24-9593
日高振興局 建設指導課土木係	057-8558	浦河町栄丘東通 5 6 号	0146-22-9291
渡島総合振興局 建設指導課土木係	041-8558	函館市美原町 4 丁目 6 - 1 6	0138-47-9465
檜山振興局 建設指導課土木係	043-8558	江差町字陣屋町 3 3 6 - 3	0139-52-6631
上川総合振興局 建設指導課土木係	079-8610	旭川市永山 6 条 1 9 丁目	0166-46-5946
留萌振興局 建設指導課土木係	077-8585	留萌市住之江町 2 丁目 1 - 2	0164-42-8447
宗谷総合振興局 建設指導課土木係	097-8558	稚内市末広 4 丁目 2 - 2 7	0162-33-2529
オホーツク総合振興局 建設指導課土木係	093-8585	網走市北 7 条西 3 丁目	0152-41-0641
十勝総合振興局 建設指導課土木係	080-8588	帯広市東 3 条南 3 丁目 1	0155-27-8540
釧路総合振興局 建設指導課土木係	085-8588	釧路市浦見 2 丁目 2 番 5 4 号	0154-43-9191
根室振興局 建設指導課土木係	087-8588	根室市常盤町 3 丁目 2 8 番地	0153-24-5629

- 不要のものを消す。
- 主たる営業所（本店・本社）の商号、代表者氏名（個人の場合は本人）を記載する。
登記上の所在地と事実上の所在地が異なる場合、２段書きにする。
- 申請者の他に申請書又は添付書類を作成した者がある場合、申請者に加えその者の氏名も記載する。
- 太線の枠内は記入しない。
- 更新時又は業種追加時に複数ある許可日の一つにするときは「１」を、それ以外は「２」を記入する。
- 一般建設業の許可は「１」、特定建設業の許可は「２」を、次の表に対応する略号の欄に記入する。

土：土木工業	屋：屋根工業	舗：舗装工業	内：内装仕上工業	具：建具工業
建：建築工業	電：電気工業	しゅ：しゅんせつ工業	機：機械器具設置工業	水：水道施設工業
大：大工工業	管：管工業	板：板金工業	絶：熱絶縁工業	消：消防施設工業
左：左官工業	タ：タイル・れんが・ブロック工業	ガ：ガラス工業	通：電気通信工業	清：清掃施設工業
と：とび・土工工業	鋼：鋼構造物工業	塗：塗装工業	園：造園工業	解：解体工業
石：石工業	筋：鉄筋工業	防：防水工業	井：さく井工業	

- 濁点、半濁点を表す文字は一字として記入する。
- 略号のフリガナの記入は不要。
略号の種類：株式会社→（株）、特例有限会社→（有）、合資会社→（資）、合名会社→（名）、合同会社→（合）、協同組合→（同）、協業組合→（業）、企業組合→（企）
- 姓と名の間は１カラム空ける。
- 申請者が個人の場合において、支配人があるときはその氏名を記載する。
- 下表に掲げる市区町村コードを記入する。（全国地方公共団体コード（総務省）の上５桁）

市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード
札幌市中央区	01101	登別市	01230	積丹町	01405	増毛町	01481	日高町	01601
札幌市北区	01102	恵庭市	01231	古平町	01406	小平町	01482	平取町	01602
札幌市東区	01103	伊達市	01233	仁木町	01407	苫前町	01483	新冠町	01604
札幌市白石区	01104	北広島市	01234	余市町	01408	羽幌町	01484	浦河町	01607
札幌市豊平区	01105	石狩市	01235	赤井川村	01409	初山別村	01485	様似町	01608
札幌市南区	01106	北斗市	01236	南幌町	01423	遠別町	01486	えりも町	01609
札幌市西区	01107	当別町	01303	奈井江町	01424	天塩町	01487	新ひだか町	01610
札幌市厚別区	01108	新篠津村	01304	上砂川町	01425	猿払村	01511	音更町	01631
札幌市手稲区	01109	松前町	01331	由仁町	01427	浜頓別町	01512	士幌町	01632
札幌市清田区	01110	福島町	01332	長沼町	01428	中頓別町	01513	上士幌町	01633
函館市	01202	知内町	01333	栗山町	01429	枝幸町	01514	鹿追町	01634
小樽市	01203	木古内町	01334	月形町	01430	豊富町	01516	新得町	01635
旭川市	01204	七飯町	01337	浦臼町	01431	礼文町	01517	清水町	01636
室蘭市	01205	鹿部町	01343	新十津川町	01432	利尻町	01518	芽室町	01637
釧路市	01206	森町	01345	妹背牛町	01433	利尻富士町	01519	中札内村	01638
帯広市	01207	八雲町	01346	秩父別町	01434	幌延町	01520	更別村	01639
北見市	01208	長万部町	01347	雨竜町	01436	美幌町	01543	大樹町	01641
夕張市	01209	江差町	01361	北竜町	01437	津別町	01544	広尾町	01642
岩見沢市	01210	上ノ国町	01362	沼田町	01438	斜里町	01545	幕別町	01643
網走市	01211	厚沢部町	01363	鷹栖町	01452	清里町	01546	池田町	01644
留萌市	01212	乙部町	01364	東神楽町	01453	小清水町	01547	豊頃町	01645
苫小牧市	01213	奥尻町	01367	当麻町	01454	訓子府町	01549	本別町	01646
稚内市	01214	今金町	01370	比布町	01455	置戸町	01550	足寄町	01647
美瑛市	01215	せたな町	01371	愛別町	01456	佐呂間町	01552	陸別町	01648
芦別市	01216	島牧村	01391	上川町	01457	遠軽町	01555	浦幌町	01649
江別市	01217	寿都町	01392	東川町	01458	湧別町	01559	釧路町	01661
赤平市	01218	黒松内町	01393	美瑛町	01459	滝上町	01560	厚岸町	01662
紋別市	01219	蘭越町	01394	上富良野町	01460	興部町	01561	浜中町	01663
士別市	01220	ニセコ町	01395	中富良野町	01461	西興部村	01562	標茶町	01664
名寄市	01221	真狩村	01396	南富良野町	01462	雄武町	01563	弟子屈町	01665
三笠市	01222	留寿都村	01397	占冠村	01463	大空町	01564	鶴居村	01667
根室市	01223	喜茂別町	01398	和寒町	01464	豊浦町	01571	白糠町	01668
千歳市	01224	京極町	01399	剣淵町	01465	壮瞥町	01575	別海町	01691
滝川市	01225	倶知安町	01400	下川町	01468	白老町	01578	中標津町	01692
砂川市	01226	共和町	01401	美深町	01469	厚真町	01581	標津町	01693
歌志内市	01227	岩内町	01402	音威子府村	01470	洞爺湖町	01584	羅臼町	01694
深川市	01228	泊村	01403	中川町	01471	安平町	01585		
富良野市	01229	神恵内村	01404	幌加内町	01472	むかわ町	01586		

- 主たる営業所の所在する都道府県名を記載する。
- 主たる営業所の所在する市区町村名を記載する。（登記上と事実上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記載する。）
- 上記13の事項により記載した市区町村名に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」「番」「号」については「ー」（ハイフン）で区切り記入する。（登記上と事実上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記入する。）
- 市外局番、局番及び番号をそれぞれ「ー」（ハイフン）で区切る。
- 申請者が法人の場合記入し、株式会社にあっては資本金額を、それ以外の法人にあっては出資総額を記入する。（申請者が個人の場合、記入しない。）
- 申請者が法人であって法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合、当該法人番号を記入する。
- 建設業以外に営業している業種がある場合、その業種を記入する。
- 現在許可を受けている行政庁以外の行政庁に新規に許可を申請する場合、記入する。
大臣知事コード→大臣：00、知事：01
許可番号→「般、特」：不要なものを消す。
番号及び旧許可年月日：空位の欄に「0」を記入する。旧許可年月日は最も古いものを記入する。
- この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号を記載する。

役員等の一覧表

令和 年 月 日

[illegible]

- 1 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 2 「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。
- 3 フリガナを必ず振る。
- 4 常勤の役員とは、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の期間中、その職務に従事している者をいう。
- 5 法人役員の範囲は、手引きの3ページを参照のこと。
- 6 常勤役員等を直接に補佐する者についても記載すること。

営業所一覧表（新規許可等）

行政庁側記入欄	
区 分	項番 8 1 1
許可番号	項番 8 2
知事コード 振興局コード 許可年月日 北海道知事許可（般特 ）第 号 令和 年 月 日	

(主たる営業所) 8 9

主たる営業所の 名称	フリガナ ホンテン	
営業しようとする建設業	本店 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 2 1 2 10 15 20 25 30	(1. 一般) (2. 特定)
変更前	2 1 2 10 15 20 25 30	

(従たる営業所)

従たる営業所の 名称	フリガナ オタルシテン	
従たる営業所の 所在地市町村コード	3 5 10 15 20 8 4 小 樽 支 店	
従たる営業所の 所在地	23 25 30 35 40 8 6 入 船 1 - 5 - 1 0	
郵便番号	3 5 6 10 15 20 8 7 0 4 7 - 0 0 2 1	電話番号 0 1 3 4 - 9 8 - 7 6 5 4
営業しようとする建設業	2 1 2 10 15 20 25 30 8 8 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	(1. 一般) (2. 特定)
変更前	2 1 2 10 15 20 25 30	

(従たる営業所)

従たる営業所の 名称	フリガナ	
従たる営業所の 所在地市町村コード	3 5 10 15 20 8 4	
従たる営業所の 所在地	23 25 30 35 40 8 6	
郵便番号	3 5 6 10 15 20 8 7	電話番号
営業しようとする建設業	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 3 5 10 15 20 25 30	(1. 一般) (2. 特定)
変更前	2 1 2 10 15 20 25 30	

- 1 太線の枠内は記入しない。
- 2 一般建設業の許可は「1」、特定建設業の許可は「2」を、次の表に対応する略号のカラムに記入する。

土	： 土木工事業	屋	： 屋根工事業	舗	： 舗装工事業	内	： 内装仕上工事業	具	： 建具工事業
建	： 建築工事業	電	： 電気工事業	しゅ	： しゅんせつ工事業	機	： 機械器具設置工事業	水	： 水道施設工事業
大	： 大工工事業	管	： 管工事業	板	： 板金工事業	絶	： 熱絶縁工事業	消	： 消防施設工事業
左	： 左官工事業	タ	： タイル・れんが・ブロック工事業	ガ	： ガラス工事業	通	： 電気通信工事業	清	： 清掃施設工事業
と	： とび・土工工事業	鋼	： 鋼構造物工事業	塗	： 塗装工事業	園	： 造園工事業	解	： 解体工事業
石	： 石工事業	筋	： 鉄筋工事業	防	： 防水工事業	井	： さく井工事業		

- 3 下表に掲げる市町村コードを記入する。（全国地方公共団体コード（総務省）の上5桁）

市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード
札幌市中央区	01101	登別市	01230	積丹町	01405	増毛町	01481	日高町	01601
札幌市北区	01102	恵庭市	01231	古平町	01406	小平町	01482	平取町	01602
札幌市東区	01103	伊達市	01233	仁木町	01407	苫前町	01483	新冠町	01604
札幌市白石区	01104	北広島市	01234	余市町	01408	羽幌町	01484	浦河町	01607
札幌市豊平区	01105	石狩市	01235	赤井川村	01409	初山別村	01485	様似町	01608
札幌市南区	01106	北斗市	01236	南幌町	01423	遠別町	01486	えりも町	01609
札幌市西区	01107	当別町	01303	奈井江町	01424	天塩町	01487	新ひだか町	01610
札幌市厚別区	01108	新篠津村	01304	上砂川町	01425	猿払村	01511	音更町	01631
札幌市手稲区	01109	松前町	01331	由仁町	01427	浜頓別町	01512	士幌町	01632
札幌市清田区	01110	根室町	01332	長沼町	01428	中頓別町	01513	上士幌町	01633
函館市	01202	知内町	01333	栗山町	01429	枝幸町	01514	鹿追町	01634
小樽市	01203	木古内町	01334	月形町	01430	豊富町	01516	新得町	01635
旭川市	01204	七飯町	01337	浦臼町	01431	礼文町	01517	清水町	01636
室蘭市	01205	鹿部町	01343	新十津川町	01432	利尻町	01518	芽室町	01637
釧路市	01206	森町	01345	枝幸牛町	01433	利尻富士町	01519	中札内村	01638
帯広市	01207	八雲町	01346	秩父別町	01434	幌延町	01520	更別村	01639
北見市	01208	長万部町	01347	雨竜町	01436	美幌町	01543	大樹町	01641
夕張市	01209	江差町	01361	北竜町	01437	津別町	01544	広尾町	01642
岩見沢市	01210	上ノ国町	01362	沼田町	01438	斜里町	01545	森別町	01643
網走市	01211	厚沢部町	01363	鷹栖町	01452	清里町	01546	池田町	01644
留萌市	01212	乙部町	01364	東神楽町	01453	小清水町	01547	豊頃町	01645
苫小牧市	01213	奥尻町	01367	当麻町	01454	訓子府町	01549	本別町	01646
稚内市	01214	今金町	01370	比布町	01455	置戸町	01550	足寄町	01647
美瑛市	01215	せたな町	01371	愛別町	01456	佐呂間町	01552	陸別町	01648
芦別市	01216	島牧村	01391	上川町	01457	遠軽町	01555	浦幌町	01649
江別市	01217	寿都町	01392	東川町	01458	湧別町	01559	釧路町	01661
赤平市	01218	黒松内町	01393	美瑛町	01459	滝上町	01560	厚岸町	01662
紋別市	01219	蘭越町	01394	上富良野町	01460	興部町	01561	浜中町	01663
士別市	01220	ニセコ町	01395	中富良野町	01461	西興部村	01562	標茶町	01664
名寄市	01221	真狩村	01396	南富良野町	01462	雄武町	01563	弟子屈町	01665
三笠市	01222	留寿都村	01397	占冠村	01463	大空町	01564	鶴居村	01667
根室市	01223	喜茂別町	01398	和寒町	01464	豊浦町	01571	白糠町	01668
千歳市	01224	京極町	01399	剣淵町	01465	壮瞥町	01575	別海町	01691
滝川市	01225	倶知安町	01400	下川町	01468	白老町	01578	中標津町	01692
砂川市	01226	共和町	01401	美深町	01469	厚真町	01581	標津町	01693
歌志内市	01227	岩内町	01402	音威子府村	01470	洞爺湖町	01584	羅臼町	01694
深川市	01228	泊村	01403	中川町	01471	安平町	01585		
富良野市	01229	神恵内村	01404	幌加内町	01472	むかわ町	01586		

- 4 従たる営業所の所在する都道府県名を記載する。
- 5 従たる営業所の所在する市区町村名を記載する。（登記上と事実上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記載する。）
- 6 上記5の事項により記載した市区町村名に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」、「号」については「ー」（ハイフン）で区切りを記入する。（登記上と事実上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記載する。）
- 7 市外局番、局番及び番号をそれぞれ「ー」（ハイフン）で区切る。
- 8 従たる営業所が3以上ある場合、2枚目以降の主たる営業所欄は記載不要。
- 9 従たる営業所がない（主たる営業所のみ）場合は、右上の余白に「該当なし」と記載する。この場合、主たる営業所欄も記載不要。
- 10 既に営業している建設業がある場合は上記2の事項により記入する。（許可換え新規の場合は記入しない。）

3
 営 業 所 一 覧 表 （ 更 新 ）

営業所の名称		所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
			特定	一般
営主 業た る所	1 本店	〒０６０－１２３４ 北海道札幌市中央区北３条西６－３－１２ ０１１－１２３－４５６７	2 土、と	2 建
	1 小樽支店	〒０４７－００２１ 北海道小樽市入船１－５－１０ ０１３４－９８－７６５４	2 土、と	2 建
従 た る 営 業 所				

- 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領６の表の（ ）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。
- 更新の申請を行う場合に使用する。

令和 年 月 日

- 63 -

- 建設業許可申請書「別紙二（１）」又は「別紙二（２）」の営業所名称と同じ順序で、各営業所ごとに記載する。
- 国家資格認定証明書、卒業証明書、住民票（実務経験のみの場合）の字で記入する。
- 建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（１）「営業所一覧表（新規許可等）」又は別紙二（２）「営業所一覧表（更新）」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土－９」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表に対応する略号とを「－」（ハイフン）で結んで記載すること。

（１）一般建設業の場合

- 「１」 → 法第７条第２号イ該当
「４」 → 法第７条第２号ロ該当
「７」 → 法第７条第２号ハ該当

（２）特定建設業の場合

- 「２」 → 法第７条第２号イ及び法第１５条第２号ロ該当
「３」 → 法第１５条第２号ハ該当（同号イと同等以上）
「５」 → 法第７条第２号ロ及び法第１５条第２号ロ該当
「６」 → 法第１５条第２号ハ該当（同号ロと同等以上）
「８」 → 法第７条第２号ハ及び法第１５条第２号ロ該当
「９」 → 法第１５条第２号イ該当

土	： 土木工事業	屋	： 屋根工事業	舗	： 舗装工事業	内	： 内装仕上工事業	具	： 建具工事業
建	： 建築工事業	電	： 電気工事業	し	： しゅんせつ工事業	機	： 機械器具設置工事業	水	： 水道施設工事業
大	： 大工工事業	管	： 管工事業	板	： 板金工事業	絶	： 熱絶縁工事業	消	： 消防施設工事業
左	： 左官工事業	タ	： タイル・れんが・ブロック工事業	ガ	： ガラス工事業	通	： 電気通信工事業	清	： 清掃施設工事業
と	： とび・土工事業	鋼	： 鋼構造物工事業	塗	： 塗装工事業	園	： 造園工事業	解	： 解体工事業
石	： 石工事業	筋	： 鉄筋工事業	防	： 防水工事業	井	： さく井工事業		

- 記載する技術者が専任の技術者として該当する法第７条第２号及び法第１５条第２号の区分（法第７条第２号ハに該当する者又は法第１５条第２号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について、下表の分類に従い、該当するコードを記載する。

コード		資格区分	
建設業法	01	法第７条第２号イ該当	
	02	法第７条第２号ロ該当	
	03	法第１５条第２号ハ該当（同号イと同等以上）	
	04	法第１５条第２号ハ該当（同号ロと同等以上）	
	11	一級建設機械施工管理技士	
	12	二級 "（第１種～第６種）	
	13	一級土木施工管理技士	
	14	二級 "（土木）	
	15	"（鋼構造物塗装）	
	16	"（薬液注入）	
	20	一級建築施工管理技士	
	21	二級 "（建築）	
	22	"（躯体）	
	23	"（仕上げ）	
	27	一級電気工事施工管理技士	
	28	二級 "	
	29	一級管工事施工管理技士	
	30	二級 "	
	31	一級電気通信工事施工管理技士	
	32	二級 "	
	33	一級造園施工管理技士	
	34	二級 "	
建築士法	37	一級建築士	
	38	二級 "	
	39	木造 "	
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）	
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造物及びコンクリート」）	
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）	
	45	機械・総合技術監理（機械）	
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）	
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）	
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）	
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）	
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	
	52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）	
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）	
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）	
電気工事士法電気事業法	55	第一種電気工事士	
	56	第二種 " ３年	
	58	電気主任技術者（第１種～第３種） ５年	
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者 ５年	
	35	工事担任者（※１） ３年	
水道法	65	給水装置工事主任技術者 １年	
消防法	68	甲種消防設備士	
	69	乙種 "	

職業能力 開発促進 法	71	建築大工(1級)		
		〃 (2級)	3年	
	64	型枠施工(1級)		
		〃 (2級)	3年	
	72	左官(1級)		
		〃 (2級)	3年	
	57	とび・とび工(1級)		
		〃 (2級)	3年	
	73	コンクリート圧送施工(1級)		
		〃 (2級)	3年	
	66	ウェルポイント施工(1級)		
		〃 (2級)	3年	
	74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管(1級)		
		〃 (2級)	3年	
	75	給排水衛生設備配管(1級)		
		〃 (2級)	3年	
	76	配管・配管工(1級)		
		〃 (2級)	3年	
	70	建築板金「ダクト板金作業」(1級)		
		〃 (2級)	3年	
	77	タイル張り・タイル張り工(1級)		
		〃 (2級)	3年	
	78	築炉・築炉工(1級)・れんが積み		
		〃 (2級)	3年	
	79	ブロック建築・ブロック建築工(1級)・コンクリート積みブロック施工		
		〃 (2級)	3年	
	80	石工・石材施工・石積み(1級)		
		〃 (2級)	3年	
	81	鉄工・製罐(1級)		
		〃 (2級)	3年	
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工(1級)		
		〃 (2級)	3年	
	83	工場板金(1級)		
		〃 (2級)	3年	
	84	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」(1級)		
		〃 (2級)	3年	
	85	板金・板金工・打出し板金(1級)		
		〃 (2級)	3年	
	86	かわらぶき・スレート施工(1級)		
		〃 (2級)	3年	
	87	ガラス施工(1級)		
		〃 (2級)	3年	
	88	塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)		
		〃 (2級)	3年	
	89	建築塗装・建築塗装工(1級)		
		〃 (2級)	3年	
	90	金属塗装・金属塗装工(1級)		
		〃 (2級)	3年	
	91	噴霧塗装(1級)		
		〃 (2級)	3年	
	67	路面標示施工		
	92	畳製作・畳工(1級)		
		〃 (2級)	3年	
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)		
		〃 (2級)	3年	
	94	熱絶縁施工(1級)		
		〃 (2級)	3年	
	95	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)		
		〃 (2級)	3年	
	96	造園(1級)		
		〃 (2級)	3年	
	97	防水施工(1級)		
		〃 (2級)	3年	
	98	さく井(1級)		
		〃 (2級)	3年	
	61	地すべり防止工事	1年	
	40	基礎ぐい工事		
	62	建築設備士	1年	
	63	計装	1年	
	60	解体工事		
	36	基幹技能者		
	99	その他		

※1 令和3年4月1日以降に「第一級アナログ通信」及び「第一級デジタル通信」の工事担任者証の交付を受けた者又は「総合通信」の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る。(資格者証交付後3年以上の実務経験が必要。)

工事経歴書

（建設工事の種類） **1** とび・土工・コンクリート 工事 （ **2** 税込 ・ 税抜 ） **13**

注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配 置 技 術 者 氏 名 主任技術者又は監理技術者 の別（該当箇所には印を記載） 主任技術者 監理技術者	請 負 代 金 の 額 うち、 ・ PC ・ 法面処理 ・ 鋼橋上部	工 期 着 工 年 月 完成又は 完成予定年月
7 〇〇市	元請	8 A a 線盛土工事	3 A a 線盛土工事	北海道小樽市	1 北海 洋一 北海 太一	9 55,000千円	平成31年 3月 令和元年 8月
〇〇振興局	元請		B b 川土工事	北海道札幌市	南海 洋二	40,000千円	令和元年11月 令和 2年 2月
〇〇会社	元請		C c マンション足場設 置工事	北海道札幌市	西海 陸三	4 15,000千円	令和元年 6月 令和元年 7月
〇〇社	元請		D d ビル基礎工事	北海道札幌市	東海 四郎	10,000千円	令和元年 5月 令和元年 8月
〇〇市	元請		E e 号線路盤改良工事	北海道札幌市	甲海 五男	8,500千円	令和元年 9月 令和元年 9月
〇〇建設	下請		f F ビル建設工事の内 外構工事	北海道小樽市	乙海 六男	25,000千円	令和元年 9月 令和元年11月
〇〇組	下請		g G 号線道路改築工事 の内道路側溝工事	北海道札幌市	丙海 七子	10,000千円	令和元年10月 令和元年11月
H	元請		h H アパート改築工事 の内外構工事	北海道札幌市	丁海 八兵	5,500千円	令和元年 7月 令和元年 7月
i	下請		i I 邸新築工事の内基 礎工事	北海道小樽市	戊海 九美	6 6,000千円	令和 2年 3月 令和 2年 5月
						千円	令和 年 月 令和 年 月
						千円	令和 年 月 令和 年 月
						千円	令和 年 月 令和 年 月
						千円	令和 年 月 令和 年 月
						千円	令和 年 月 令和 年 月

小 計	9件	11 169,000千円	うち 元請工事 134,000千円
-----	----	------------------------	----------------------

合 計	24件	12 241,300千円	うち 元請工事 183,500千円
-----	-----	------------------------	----------------------

1 下表に掲げる建設工事の種類ごとに作成する。（業種追加、般特新規の場合、新たに許可を受けようとする業種のみについて作成する。）

建設工事の種類				
土木工事一式	屋根工事	舗装工事	内装仕上工事	建具工事
建築工事一式	電気工事	しゅんせつ工事	機械器具設置工事	水道施設工事
大工工事	管工事	板金工事	熱絶縁工事	消防施設工事
左官工事	タイル・れんが・ブロック工事	ガラス工事	電気通信工事	清掃施設工事
とび・土工・コンクリート工事	鋼構造物工事	塗装工事	造園工事	解体工事
石工事	鉄筋工事	防水工事	さく井工事	

- 2 該当するものに丸を付す。
- 3 申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度（以下「対象年度」という。）に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び対象年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載する。
- 4 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあっては、完成工事及び未成工事。以下同じ。）について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあっては、完成工事高。以下同じ。）の合計額の概ね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載する（令第1条の2第1項に規定する建設工事（以下「軽微な工事」という。）については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- 例：注文者A～Eまでの請負代金の額（128,500千円） $\geq$ 合計のうち元請工事（183,500千円 $\times$ 0.7）
- 5 それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額の概ね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載する（軽微な工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- 例：注文者A～Hまでの請負代金の額（169,000千円） $\geq$ 合計（241,300千円 $\times$ 0.7）
- 6 上記4及び5に続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載する。
- 7 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、個人の氏名が特定されないよう記載する。
- 8 共同企業体として行った工事については、「JV」と記載する。
- 9 共同企業体として施工した工事については、請負代金の額に共同企業体の出資割合を乗じた額（甲型）又は分担した工事額（乙型）を記載する。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合には、当該契約に係る完成工事について、その完成工事高を括弧書きで付記する。
- 10 下表の（一）に掲げる建設工事について、（二）に掲げる工事があるときに、（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに（二）に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載する。

（一）	（二）	（三）
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載する。
- 12 最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分した額の合計を記載する。
- 13 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載する。
また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、上段に変更前、下段に変更後の技術者名を記載する。
- 14 監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事（鉄筋工事、型枠工事）に該当し主任技術者を配置しなかった場合は、その旨を記載する。

直前3年の各事業年度における工事施工金額

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			土木一式工事	建築一式工事	とび・土工・コンクリート工事	工事		
第9期 平成31年 4月 1日から 令和 2年 3月31日まで	元	公共	200,000	100,000	153,000		0	453,000
	請	民間	100,000	50,000	30,500		0	180,500
	下 請		0	0	57,800		0	57,800
	計		300,000	150,000	241,300		0	691,300
第8期 平成30年 4月 1日から 平成31年 3月31日まで	元	公共	190,000	90,000	143,000		0	423,000
	請	民間	90,000	40,000	20,500		1,000	151,500
	下 請		0	0	47,800		0	47,800
	計		280,000	130,000	211,300		1,000	622,300
第7期 平成29年 4月 1日から 平成30年 3月31日まで	元	公共	210,000	110,000	163,000		0	483,000
	請	民間	110,000	60,000	40,500		0	210,500
	下 請		0	0	67,800		0	67,800
	計		320,000	170,000	271,300		0	761,300
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元	公共						
	請	民間						
	下 請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元	公共						
	請	民間						
	下 請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元	公共						
	請	民間						
	下 請							
	計							

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

- 8 工事経歴書（様式第二号）の業種ごとの合計と一致する。
- 9 損益計算書（様式第一六号（法人）、様式第一九号（個人））の完成工事高と一致する。

※ 3の補足（建設工事の種類）

建設工事の種類				
土木工事一式	屋根工事	舗装工事	内装仕上工事	建具工事
建築工事一式	電気工事	しゅんせつ工事	機械器具設置工事	水道施設工事
大工工事	管工事	板金工事	熱絶縁工事	消防施設工事
左官工事	タイル・れんが・ブロック工事	ガラス工事	電気通信工事	清掃施設工事
とび・土工・コンクリート工事	鋼構造物工事	塗装工事	造園工事	解体工事
石工事	鉄筋工事	防水工事	さく井工事	

- 10 決算期変更等で12ヶ月未満の事業年度がある場合は、合計で36ヶ月以上の記載が必要です。

使 用 人 数

営 業 所 の 名 称	技 術 関 係 使 用 人		事務関係使用人	合 計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
本店 / 4	/ 5 2人	/ 3 2人	/ 6 6人	10人
小樽支店	2	1	3	6
合 計	4人	3人	9人	16人

記載要領

- この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。
- 様式第一号別紙二に記載した順に記載する。
- 許可に係る専任技術者（要件を満たすものに限る。）の人数を記載する。
- 建設業に従事する事務関係の使用人数を記載する。
- 人数に労務者、アルバイト及びパート職員は含めない。

誓 約 書

1 ~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~、**1** ~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~ } の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使

2 用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

1 令和 年 月 日
申請者 北海道札幌市中央区北3条西6丁目3番12号
~~譲受人~~ 北海道建設株式会社
~~合併存続法人~~ 代表取締役 北 海 太 郎
~~分割承継法人~~

1
~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
北海道知事 殿

記載要領

~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~、 「申請者
譲受人
合併存続法人
分割承継法人」 「地方整備局長
北海道開発局長
知事」 については不要なものを消すこと

- 1 不要のものを消す。
- 2 欠格要件

建設業法第8条の欠格要件		備 考
許可を受けようとする者が次の要件（役員等又は政令第3条に規定する使用人は、1から4又は6から10。）のいずれかに該当する場合、許可を受けることはできません。また、許可後において、1又は7から12の要件のいずれかに該当した場合、許可取消処分となります。		
1	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	
2	次の理由により建設業許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者 ・不正手段（虚偽の申告等）により建設業の許可を得た。（建設業法第29条第1項第5号） ・建設業法第28条第1項各号の一に該当する内容で情状特に重い行為を行った。（建設業法第29条第1項第6号） ・同法の営業停止処分に違反し営業行為を行った。（建設業法第29条第1項第6号）	処分の日以前から他の許可業者の役員、建設業法施行令第3条の使用人を兼ねている場合、その会社の欠格要件とはならない
3	取消処分を受ける前に行われる行政手続法の聴聞の通知を受け取った日以後に廃業届けした者で、届出の日から5年を経過しない者	処分の日以前から他の許可業者の役員、建設業法施行令第3条の使用人を兼ねている場合、その会社の欠格要件とはならない
4	上記の聴聞の通知を受け取った日前60日以内にその法人及び個人事業者の役員及び建設業法施行令第3条の使用人であった者で廃業届けの届出の日から5年を経過しない者	
5	建設業法第28条第3項又は第5項の規定（他法令違反、工事の施工管理が著しく不適当など）による営業停止処分期間中の者	
6	法人の役員、個人事業主、建設業法施行令第3条の使用人で建設業法第29条の4による営業禁止処分期間中の者	処分の日以前から他の許可業者の役員、建設業法施行令第3条の使用人を兼ねている場合、その会社の欠格要件とはならない
7	禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	
8	次に挙げる罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ・建設業法違反 ・建設工事の施工に関する法令違反、建設工事に従事する労働者の使用に関する法令違反（建設業法施行令第3条の2に規定する建築基準法、宅地造成及び特定盛土規制法、都市計画法、景観法、労働基準法、職業安定法及び労働者派遣法。） ・暴力団員による不当な行為の防止に関する法律違反 ・刑法第204条（傷害罪）、第206条（現場助勢罪）、第208条（暴行罪）、第208条の2（凶器準備集合罪）、第222条（脅迫罪）、第247条（背任罪）の罪 ・暴力行為等処罰に関する法律の罪	建設業法施行令第3条の2参照
9	暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者	
10	心身の故障により建設業を適正に営むことができない者（精神の機能の障害により、建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者）	
11	未成年者の法定代理人が、建設業法第8条第11号の規定に該当するもの	建設業法第8条参照
12	暴力団員等がその事業活動を支配する者	

00002

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

- (1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ $\left\{ \begin{array}{l} (1) \\ (2) \\ (3) \end{array} \right\}$ に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 取締役 3
 経験年数 平成21年 4 月から 平成30年 3月まで 満 9年 0月
 証明者と被証明者との関係 証明者の取締役 5
 備考 6

令和 年 月 日

7 北海道札幌市中央区北3条西6丁目3番12号
 北海道建設株式会社
 証明者 代表取締役 北 海 太 郎

- (2) 下記の者は、許可申請 $\left\{ \begin{array}{l} \text{2} \\ \text{の常勤の役員} \\ \text{本人} \\ \text{の支配人} \end{array} \right\}$ で第7条第1号イ $\left\{ \begin{array}{l} (1) \\ (2) \\ (3) \end{array} \right\}$ に該当する者であることに相違ありません。

令和 年 月 日

2
~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
 北海道知事 殿

北海道札幌市中央区北3条西6丁目3番12号
 申請者 北海道建設株式会社
~~届出者~~ 代表取締役 北 海 太 郎

申請又は届出の区分 $\left\{ \begin{array}{l} \text{項番} \\ \text{1} \\ \text{7} \\ \text{3} \end{array} \right\}$ 8 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変
 の年月日 令和 年 月 日

許可番号 $\left\{ \begin{array}{l} \text{大臣} \\ \text{知事} \\ \text{振興局} \\ \text{コト} \end{array} \right\}$ 9 2 13
 国土交通大臣 許可 (一般特 29) 第 12 号 平成 12 年 13 月 15 日

記

10 ◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 14 1 9 ホ ッ
 氏 名 15 2 0 北 海 5 一 男 10 生年月日 13 14 12 16 18
 S 4 0 年 0 1 月 2 3 日
 住 所 16 北海道札幌市北区北33条西4丁目5番6号

11 ◎【変更前】

氏 名 3 5 10 生年月日 13 14 16 18
 2 1 年 月 日

備考

常勤役員等の略歴については、別紙による。

- 1 被証明者 1 人につき証明者別に作成する。
- 2 不要のものを消す。
- 3 代表取締役、取締役、事業主、支配人等の被証明者の役職名を記載する。
- 4 被証明者の経営業務の管理責任者としての経験を有した期間を記載する。
- 5 証明者の立場から見た被証明者との関係を記載する。
- 6 証明者が申請者以外の建設業者の場合、許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を記載する。
- 7 被証明者に使用者がいる場合にはその使用者（法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人）を記載する。ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができる。この場合にあっては、その証明者の氏名及び役職を記載する。
- 8 「1. 新規」・・・・・・ 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等としての証明を行う場合
「2. 変更」・・・・・・ 現在証明されている常勤役員等に変更があつた場合
「3. 常勤役員等の更新等」・・ 常勤役員等について、現在証明されている者のままとする場合
- 9 次の表に掲げる振興局コードを記入する。

振興局名	コード
石狩振興局	51
渡島総合振興局	52
檜山振興局	53
後志総合振興局	54
空知総合振興局	55
上川総合振興局	56
留萌振興局	57
宗谷総合振興局	58
オホーツカ総合振興局	59
胆振総合振興局	60
日高振興局	61
十勝総合振興局	62
釧路総合振興局	63
根室振興局	64

- 10 8で「1. 新規」又は「3. 常勤役員等の更新等」とした場合は、◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄に必要事項を記入する。
- 11 8で「2. 変更」とした場合は、◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に必要事項を記入する。
- 12 右詰で記入し、空位のカラムに「0」を記入する。
- 13 複数の許可を受けている場合は最も古いものを記入する。
- 14 姓の最初の2文字を記入する。濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように1文字として扱う。
- 15 姓と名の間は1カラム空ける。法人場合は登記事項証明書、個人の場合は住民票の字で記入する。ただし、専任技術者等を兼ねていて国家資格等がある場合は資格認定証明書の字で記入する。
- 16 現住所が住民票と異なる場合は、現住所と住民票の住所を併記する。

常勤役員等の略歴書

現住所	1北海道札幌市北区北33条西4丁目5番6号				
氏名	2北海 一男		生年 月 日	昭和40年 1月23日生	
職名	2取締役				
職歴	期 間		従事した職務内容		
	自 昭和62年 4月 1日	至 平成10年 3月 31日	(株)東北建設 入社 工事に勤務		
	自 平成10年 4月 1日	至 平成16年 3月 31日	北海道建設(株) 入社 営業課長		
	自 平成16年 4月 1日	至 平成21年 3月 31日	北海道建設(株) 営業部長		
	自 平成21年 4月 1日	至 年 月 日	北海道建設(株) 取締役就任 現在に至る		
	自 年 月 日	至 年 月 日			
	自 年 月 日	至 年 月 日			
	自 年 月 日	至 年 月 日			
	自 年 月 日	至 年 月 日			
	自 年 月 日	至 年 月 日			
	自 年 月 日	至 年 月 日			
	自 年 月 日	至 年 月 日			
	自 年 月 日	至 年 月 日			
	自 年 月 日	至 年 月 日			
	自 年 月 日	至 年 月 日			
	自 年 月 日	至 年 月 日			
	賞罰	年 月 日		4賞 罰 の 内 容	
				なし	
上記のとおり相違ありません。					
令和 2年10月 1日 氏 名 北海 一男					

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

1 現住所が住民票と異なる場合は、現住所と住民票の住所を併記する。

2 許可等の申請時における職名を記載する。

3 現在に至るまでの職歴を記載する。特に、建設業に係るものはすべて記載する。

4 建設業の行政処分及び行政罰、その他賞罰すべてについて記載する。処罰がない場合は「なし」と記載する。

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書
(第一面)

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号⁽¹⁾₍₂₎に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 取締役³
経験年数 平成30⁴年4月から 令和2年9月まで 満2年6月⁵
証明者と被証明者との関係 証明者の取締役⁶
備考

令和 年 月 日

⁷ 北海道札幌市西区西野2条5丁目3番60号
株式会社大空工業
証明者 代表取締役 大空次郎

(2) 下記の者は、許可申請者²の本²の常勤の役²で第7条第1号⁽¹⁾₍₂₎に該当する者であることに相違ありません。

令和 年 月 日

² 地方整備局長
~~北海道開発局長~~
北海道知事 殿

² 北海道札幌市西区西野2条5丁目3番60号
株式会社大空工業
~~申請者~~
~~届出者~~ 代表取締役 大空次郎

申請又は届出の区分⁸ 項番 1 7 2 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更年月日⁹ 令和2年10月1日

許可番号¹³ 大臣³知事¹⁷ 振興局² 国土交通大臣¹² 北海道知事¹⁰ 許可(⁵ 一般³ 特¹) 第¹¹ 0¹³ 1¹⁴ 2¹⁵ 9¹⁶ 8¹⁷ 7¹⁸ 号 許可年月日¹³ 平成¹¹ 3¹² 0¹³ 年¹⁴ 0¹⁵ 6¹⁶ 月¹⁷ 2¹⁸ 5¹⁹ 日

記

¹⁰ ◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ¹⁴ 1 9 オ オ
氏 名¹⁵ 2 0 大 空 明 子
住 所¹⁶ 北海道札幌市厚別区厚別中央2条4丁目5番20号
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日¹³ S¹⁴ 5¹⁵ 5¹⁶ 年¹⁷ 0¹⁸ 7¹⁹ 月¹ 1² 6³ 日

¹¹ ◎【変更前】

氏 名¹⁴ 2 1 大 空 不 二 子
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日¹³ S¹⁴ 3¹⁵ 0¹⁶ 年¹⁷ 0¹⁸ 1¹⁹ 月¹ 1² 5³ 日

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

(第二面)

(3) 下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するもの
ことに相違ありません。

2

地方整備局長
~~北海道開発局長~~
北海道知事 殿

2

申請者
~~届出者~~
北海道札幌市西区西野2条5丁目3番60号
株式会社大空工業
代表取締役 大 空 次 郎

3

役職名等

財務部長

4

経 験 年 数

平成27年 4月 から 令和2年 9月 まで 満 5年 6月

5

証明者と被証明者との関係

証明者の財務部長

6

備 考

18

申請又は届出の区分

2

2

1

(1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

19

変 更
の 年 月 日

令和 年 月 日

17

大臣
知事

コート
振興局コート

2

国土交通大臣
北海道知事

許可番号

2

3

0

1

5

1

許可(一般特)

3

0

第

0

1

2

9

8

7

号

許可年月日

11

12

13

15

平成

3

0

0

6

2

5

日

記

20

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

14

氏名のフリガナ

2

4

ミ

ド

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

15

氏 名

2

5

緑

太

郎

生 年 月 日

13

14

12

16

18

S

4

3

年

1

2

月

2

8

日

16

住 所

北海道札幌市豊平区豊平7条13丁目1番15号

21

◎【変 更 前】

氏 名

2

6

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生 年 月 日

13

14

16

18

年

月

日

備考
常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

ことに相違ありません。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
北海道知事 殿

2 北海道札幌市西区西野 2 条 5 丁目 3 番 6 0 号
申請者 株式会社大空工業
~~届出者~~ 代表取締役 大 空 次 郎

役 職 名 等	総務部長
経 験 年 数	平成21年 4 月から 平成30年 3 月まで 満 9 年 0 月
証明者と被証明者との関係	証明者の総務部長
備 考	

申請又は届分の区分

区分	2	7	1
3			18

(1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

令和 18 年 月 日

大臣
知事
振興局
国土交通大臣
北海道知事
許可（般特一三〇）第〇一〇二九八七号
許可年月日
平成三〇年〇六月二五日

記

20
◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ

氏 名

住 所
北海道札幌市中央区南29条西1丁目1番1号

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生 年 月 日
S 4 6 年 1 2 月 2 5 日

21
◎【變更前】

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 年 月 日

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

(第四面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の業務運営の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するもの
ことに相違ありません。

2

地方整備局長
~~北海道開発局長~~
北海道知事 殿

2

申請者
~~届出者~~
北海道札幌市西区西野2条5丁目3番60号
株式会社大空工業
代表取締役 大 空 次 郎

3

役職名等

事業部長

4

経 験 年 数

平成21年 4月 から 平成30年 3月 まで 満 9年 0月

5

証明者と被証明者との関係

証明者の事業部長

6

備 考

18

申請又は届出の区分

3

1

1

(1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

19

変 更
の 年 月 日

令和 年 月 日

17

大臣
知事

3

2

3

0

1

5

1

1

2

9

8

7

号

許可(一般特)

第

0

1

2

9

8

7

号

許可年月日

13

12

11

10

9

8

7

6

5

4

3

2

1

0

日

2

国土交通大臣
北海道知事

12

振興局コト

13

許可年月日

20

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

14

氏名のフリガナ

3

2

ニ

シ

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

15

氏 名

3

3

西

三

郎

生 年 月 日

13

14

12

11

10

9

8

7

6

5

4

3

2

1

0

日

16

住 所

北海道札幌市手稲区富丘1条4丁目3番1号

21

◎【変 更 前】

氏 名

3

4

生 年 月 日

13

14

年

16

15

月

18

17

日

備考
常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

- 1 被証明者 1 人につき証明者別に作成する。
- 2 不要のものを消す。
- 3 代表取締役、取締役、事業主、支配人、営業部長等の被証明者の役職名を記載する。
- 4 被証明者の常勤役員等としての経験を有した期間を記載する。
- 5 証明者の立場から見た被証明者との関係を記載する。
- 6 証明者が申請者以外の建設業者の場合、許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を記載する。
- 7 被証明者に使用者がいる場合にはその使用者（法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人）を記載する。ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができる。この場合にあつては、その証明者の氏名及び役職を記載する。
- 8 「1. 新規」・・・・・・・・・ 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等としての証明を行う場合
「2. 変更」・・・・・・・・・ 現在証明されている常勤役員等に変更があつた場合
「3. 常勤役員等の更新等」・ 常勤役員等について、現在証明されている者のままとする場合
- 9 8で「2. 変更」とした場合は、変更をした年月日を記載する。
- 10 8で「1. 新規」又は「3. 常勤役員等の更新等」とした場合は、◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄に必要事項を記入する。
- 11 8で「2. 変更」とした場合は、◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に必要事項を記入する。
- 12 右詰で記入し、空位のコラムに「0」を記入する。
- 13 複数の許可を受けている場合は最も古いものを記入する。
- 14 姓の最初の 2 文字を記入する。濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように 1 文字として扱う。
- 15 姓と名の間は 1 カラム空ける。法人場合は登記事項証明書、個人の場合は住民票の字で記入する。ただし、専任技術者等を兼ねていて国家資格等がある場合は資格認定証明書の字で記入する。
- 16 現住所が住民票と異なる場合は、現住所と住民票の住所を併記する。
- 17 次の表に掲げる振興局コードを記入する。

振興局名	コード
石狩振興局	51
渡島総合振興局	52
檜山振興局	53
後志総合振興局	54
空知総合振興局	55
上川総合振興局	56
留萌振興局	57
宗谷総合振興局	58
オホーツカ総合振興局	59
胆振総合振興局	60
日高振興局	61
十勝総合振興局	62
釧路総合振興局	63
根室振興局	64

- 18 「1. 新規」・・・・・・・・・ 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等を補佐する者としての証明を行う場合
「2. 変更」・・・・・・・・・ 現在証明されている常勤役員等を補佐する者に変更があつた場合
「3. 常勤役員等を補佐する者の更新等」・ 常勤役員等を補佐する者について、現在証明されている者のままとする場合
- 19 18で「2. 変更」とした場合は、変更をした年月日を記載する。
- 20 18で「1. 新規」又は「3. 常勤役員等を補佐する者の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等を補佐する者の更新等】の欄に必要事項を記入する。
- 21 18で「2. 変更」とした場合は、◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に必要事項を記入する。
- 22 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、常勤役員等を直接に補佐する者、それぞれについて作成する。

常勤役員等の略歴書

現	住	所	1北海道札幌市厚別区厚別中央2条4丁目5番20号				
氏	名	大空 明子		生	年 月 日	昭和55年 7月16日生	
職	名	2取締役					
	期 間		従 事 し た 職 務 内 容				
職 歴	自	平成15年 4月 1日	3(株) 帝国建設 入社 事業部に勤務				
	至	平成18年 3月 31日					
	自	平成18年 4月 1日					
	至	平成21年 3月 31日					
	自	平成21年 4月 1日					
	至	平成24年 3月 31日	(株) 西部建設工業 入社 事業部に勤務				
	自	平成24年 4月 1日	(株) 西部建設工業 総務課長				
	至	平成27年 3月 31日	(株) 西部建設工業 営業部長				
	自	平成27年 4月 1日	(株) 西部建設工業 取締役就任 現在に至る				
	至	年 月 日					
	自	年 月 日					
	至	年 月 日					
	自	年 月 日					
	至	年 月 日					
	自	年 月 日					
	至	年 月 日					
	賞 罰	年 月 日		4賞 罰 の 内 容			
				なし			
上記のとおり相違ありません。							
令和 2年10月 1日 氏 名 大空 明子							

記載要領
※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

現	住	所	北海道札幌市豊平区豊平7条13丁目1番15号			
氏	名	緑 太郎		生 年 月 日	昭和46年12月28日生	
職	名	財務部長				
	期 間		従 事 し た 職 務 内 容			
職 歴	自	平成2年	4月	1日	(株) 西部建設工業 入社 総務部に勤務	
	至	平成12年	3月	31日		
	自	平成12年	4月	1日		(株) 西部建設工業 営業部に勤務
	至	平成22年	3月	31日		
	自	平成22年	4月	1日		(株) 西部建設工業 事業部に勤務
	至	平成27年	3月	31日		
	自	平成24年	4月	1日	(株) 西部建設工業 財務課長	
	至	平成27年	3月	31日		
	自	平成27年	4月	1日	(株) 西部建設工業 財務部長 現在に至る	
	至	年	月	日		
	自	年	月	日		
	至	年	月	日		
	自	年	月	日		
	至	年	月	日		
	自	年	月	日		
	至	年	月	日		
	自	年	月	日		
	至	年	月	日		
賞 罰	年 月 日		賞 罰 の 内 容			
			なし			
上記のとおり相違ありません。						
令和 2年10月 1日						
氏 名 緑 太郎						

記載要領
※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

- 1 現住所が住民票と異なる場合は、現住所と住民票の住所を併記する。
- 2 許可等の申請時における職名を記載する。
- 3 現在に至るまでの職歴を記載する。特に、建設業に係るものはすべて記載する。
- 4 建設業の行政処分及び行政罰、その他賞罰すべてについて記載する。処罰がない場合は「なし」と記載する。
- 5 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、常勤役員等を直接に補佐する者、それぞれについて作成する。

健康保険等の加入状況

- 1 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
2 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、提出します。

令和 年 月 日

2
地方整備局長
北海道開発局長
北海道知事 殿

2
北海道札幌市中央区北3条西6丁目3番12号
申請者 北海道建設株式会社
届出者 代表取締役 北 海 太 郎

2
国土交通大臣 許可（般 特 29）第 4 5 6 7 号
3
許可年月日 4
平成 29 年 5 月 7 日

（営業所毎の保険の加入状況）

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
/5 本店	/6 (2 0 人 5 人)	/7 1	/8 1	/9 1	健康保険	/10 ○○○○○○○○○
					厚生年金保険	/11 ○○○○○○○○○
					雇用保険	/12 ○○○○○○○○○
小樽支店	(1 1 人 0 人)	3	3	3	健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	本店一括
	(人 人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	(人 人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	(人 人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
合計	(3 1 人 5 人)					

- 1 該当するものを丸で囲む。
 - (1) ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可の申請をする場合
②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可の申請をする場合
③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可の申請をする場合
④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可の申請をする場合
⑤既に受けている建設業の許可についてその更新の申請をする場合
⑥法第17条の2若しくは法第17条の3の規定により建設業者としての地位を承継した者又は法第17条の3の規定により建設業者としての地位の承継の認可の申請をする者がその加入状況を提出する場合
 - (2) ①既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があった場合
②新たに営業所を追加した場合
- 2 不要のものを消す。
- 3 一般建設業の場合は下段を、特定建設業の場合は上段を消す。両方に該当する場合は消さない。
- 4 複数の許可を受けている場合は最も古いものを記入する。
- 5 別記様式第二十二号の五別紙二、別記様式第二十二号の七別紙二、別記様式第二十二号の八別紙二又は別記様式第二十二号の十別紙二に記載した営業所名称と同じ順序で、各営業所ごとに記載する。
- 6 法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載する。（ ）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載する。
- 7 適用事業所となつたことについて日本年金機構又は健康保険組合に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険法の適用が除外される場合は「2」を、健康保険法（大正11年法律第70号）第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「3」を記入する。
- 8 適用事業所となつたことについて日本年金機構に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険法の適用が除外される場合は「2」を、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「3」を記入する。
- 9 適用事業となつたことについて公共職業安定所の長に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険法の適用が除外される場合等は「2」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「3」を記入する。
- 10 事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては健康保険組合名）を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載する。
- 11 事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載する。
- 12 労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載する。

- 令和 年 月 日

令和 年 月

18

3

北海道札幌市中央区北3条西6丁目3番12号

申請者 北海道建設株式会社

届出者 代表取締役 北海 太郎

7 記

(フリガナ)

一般・特新規の場合

(フリガナ)

業種追加の場合

(フリガナ)

- 86 -

- 1 該当するものを丸で囲む。
- 2 一般建設業の場合は下段を、特定建設業の場合は上段を消す。両方に該当する場合は消さない。
- 3 不要のものを消す。
- 4 「1」→①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合 ②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合 ③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合 ④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合
 「2」→許可を受けている建設業について現在証明されている者が専任の技術者となっている建設業の種類又はその者の有資格区分に変更があった場合
 「3」→許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者に加えて、又はその者に代えて新たな者を専任の技術者として証明する場合
 「4」→許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者がこの証明書の提出を行う建設業者の専任の技術者でなくなった場合（その者がこれまで専任の技術者となっていた建設業について、新たに専任の技術者となる者があり、当該新たに専任の技術者となる者を上記「2」又は「3」に該当する者として同時に届け出る場合に限る。）なお、許可を受けている一部の業種の廃業若しくは営業所の廃止に伴い既に証明された専任の技術者を削除する場合又は法第7条第2号若しくは法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合には、届出書（別記様式第22号の3）を用いて届け出る。
 「5」→許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者が置かれる営業所のみに変更があった場合。なお、婚姻等により氏名の変更があった場合は、変更後の氏名につき上記「3」に該当するものとして、変更前の氏名につき上記「4」に該当するものとみなして、それぞれ作成する。
- 5 右詰で記入し、空位のコラムに「0」を記入する。
- 6 複数の許可を受けている場合は最も古いものを記入する。
- 7 初めて北海道知事許可の申請をする場合
- 8 姓と名の間は1コラム空ける。国家資格認定証明書、卒業証明書、住民票（実務経験のみの場合。ただし、経営業務管理責任者を兼ねていて登記されている場合はその登記事項証明書の字。）の字で記入する。
- 9 姓の最初の2文字を記入する。
- 10 建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」の「営業しようとする建設業」の欄に記入した建設業のうち、証明しようとする技術者が今後専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、次の分類に従い、該当する数字を次の表に対応する略号のコラムに記入する。（項番61において「4」の場合を除く。）
 - (1) 一般建設業の場合
 - 「1」→ 法第7条第2号イ該当
 - 「4」→ 法第7条第2号ロ該当
 - 「7」→ 法第7条第2号ハ該当
 - (2) 特定建設業の場合
 - 「2」→ 法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「3」→ 法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
 - 「5」→ 法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「6」→ 法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
 - 「8」→ 法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「9」→ 法第15条第2号イ該当

土：土木事業	屋：屋根工事業	舗：舗装工事業	内：内装仕上工事業	具：建具工事業
建：建築工事業	電：電気工事業	しゅ：しゅんせつ工事業	機：機械器具設置工事業	水：水道施設工事業
大：大工事業	管：管工事業	板：板金工事業	絶：熱絶縁工事業	消：消防施設工事業
左：左官工事業	タ：タイル・れんが・ブロック工事業	ガ：ガラス工事業	通：電気通信工事業	清：清掃施設工事業
と：とび・土工事業	鋼：鋼構造物工事業	塗：塗装工事業	園：造園工事業	解：解体工事業
石：石工事業	筋：鉄筋工事業	防：防水工事業	井：さく井工事業	

- 11 項番61において、「1」、「2」、「4」又は「5」の場合（上記4の「1」の①に該当する場合を除く。）、現在証明されている専任の技術者について、これまで専任の技術者となっていた建設業に係る建設工事すべてを上記10により記入する。
- 12 証明しようとする技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について、下表の分類に従い、該当するコードを記入する。

コード	資格区分
01	法第7条第2号イ該当
02	法第7条第2号ロ該当
03	法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
04	法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
建設業法	11 一級建設機械施工管理技士
	12 二級 "（第1種～第6種）
	13 一級土木施工管理技士
	14 二級 "（土木）
	15 "（鋼構造物塗装）
	16 "（業液注入）
	20 一級建築施工管理技士
	21 二級 "（建築）
	22 "（躯体）
	23 "（仕上げ）
	27 一級電気工事施工管理技士
	28 二級 "
	29 一級管工事施工管理技士
	30 二級 "
	31 一級電気通信工事施工管理技士
	32 二級 "
建築士法	33 一級造園施工管理技士
	34 二級 "
	37 一級建築士
技術士法	38 二級 "
	39 木造 "
	41 建設・総合技術監理（建設）
	42 建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造物及びコンクリート」）
	43 農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）
	44 電気電子・総合技術監理（電気電子）
	45 機械・総合技術監理（機械）
	46 機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）
	47 上下水道・総合技術監理（上下水道）
	48 上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）
	49 水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）
	50 森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）
	51 森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）
	52 衛生工学・総合技術監理（衛生工学）
	53 衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）
	54 衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）

電気工事	55	第一種電気工事士	
士法電気	56	第二種	3年
事業法	58	電気主任技術者(第1種～第3種)	5年
電気通信	59	電気通信主任技術者	5年
事業法	35	工事担任者(※1)	3年
水道法	65	給水装置工事主任技術者	1年
消防法	68	甲種消防設備士	
	69	乙種	
職業能力 開発促進 法	71	建築大工(1級)	
		“(2級)	3年
	64	型枠施工(1級)	
		“(2級)	3年
	72	左官(1級)	
		“(2級)	3年
	57	とび・とび工(1級)	
		“(2級)	3年
	73	コンクリート圧送施工(1級)	
		“(2級)	3年
	66	ウェルポイント施工(1級)	
		“(2級)	3年
	74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管(1級)	
		“(2級)	3年
	75	給排水衛生設備配管(1級)	
		“(2級)	3年
	76	配管・配管工(1級)	
		“(2級)	3年
	70	建築板金「ダクト板金作業」(1級)	
		“(2級)	3年
	77	タイル張り・タイル張り工(1級)	
		“(2級)	3年
	78	築炉・築炉工(1級)・れんが積み	
		“(2級)	3年
	79	ブロック建築・ブロック建築工(1級)・コンクリート積みブロック施工	
		“(2級)	3年
	80	石工・石材施工・石積み(1級)	
		“(2級)	3年
	81	鉄工・製罐(1級)	
		“(2級)	3年
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工(1級)	
		“(2級)	3年
	83	工場板金(1級)	
		“(2級)	3年
	84	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」(1級)	
		“(2級)	3年
	85	板金・板金工・打出し板金(1級)	
		“(2級)	3年
	86	かわらぶき・スレート施工(1級)	
		“(2級)	3年
	87	ガラス施工(1級)	
		“(2級)	3年
	88	塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)	
		“(2級)	3年
	89	建築塗装・建築塗装工(1級)	
		“(2級)	3年
	90	金属塗装・金属塗装工(1級)	
		“(2級)	3年
	91	噴霧塗装(1級)	
		“(2級)	3年
	67	路面標示施工	
	92	畳製作・畳工(1級)	
		“(2級)	3年
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)	
		“(2級)	3年
	94	熱絶縁施工(1級)	
		“(2級)	3年
	95	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)	
		“(2級)	3年
	96	造園(1級)	
		“(2級)	3年
	97	防水施工(1級)	
		“(2級)	3年
	98	さく井(1級)	
		“(2級)	3年
	61	地すべり防止工事	1年
	40	基礎ぐい工事	
	62	建築設備士	1年
	63	計装	1年
	60	解体工事	
	36	基幹技能者	
	99	その他	

※1 令和3年4月1日以降に「第一級アナログ通信」及び「第一級デジタル通信」の工事担任者証の交付を受けた者又は「総合通信」の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る。(資格者証交付後3年以上の実務経験が必要。)

1 3 一般の業種を特定の業種として申請する場合

1 4 「営業所の名称(旧所属)」欄は、現在証明されている専任の技術者である場合に限り、この証明書の提出前に所属していた営業所の名称を記載し、「営業所の名称(新所属)」欄は、この証明書の提出後に専任の技術者として所属する営業所の名称を記載する。

1 5 現在担当している特定【土】に更に特定【と】を担当する場合

1 6 項番6 1において、「2」、「3」、「4」又は「5」の場合、変更、追加又は削除した年月日を記入する。

- 17 次の表に掲げる振興局コードを記入する。

振興局名	コード	振興局名	コード
石狩振興局	51	宗谷総合振興局	58
渡島総合振興局	52	オホーツカ総合振興局	59
檜山振興局	53	胆振総合振興局	60
後志総合振興局	54	日高振興局	61
空知総合振興局	55	十勝総合振興局	62
上川総合振興局	56	釧路総合振興局	63
留萌振興局	57	根室振興局	64

- 18 申請者の他に申請書又は添付書類を作成した者がある場合、申請者に加えその者の氏名も記載する。

実 務 経 験 証 明 書

下記の者は、とび・土工・コンクリート工事に關し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

北海道札幌市中央区北2条西3丁目4番5号
株式会社 北海道工業
代表取締役 北海 時夫
社員

北海道知事許可（般27）石第538
とび・土工工事業 平成27年5月1日許可

証明者
被証明者との関係

技術者の氏名	西国 三男	生年月日	昭和54年6月27日	使用された期間	平成17年 4月から 平成28年 3月まで
使用者の商号 又は 名称	株式会社 北海道工業				
職 名	実 務 経 験 の 内 容			実 務 経 験 年 数	
工事係員	札幌市南区体育館基礎工事			平成17年 4月から平成18年 3月まで	
工事主任	西海邸基礎工事			平成18年 4月から平成19年 3月まで	
工事主任	北口ビル外構工事			平成19年 4月から平成20年 3月まで	
工事主任	国北マンション足場設置工事			平成20年 4月から平成21年 3月まで	
工事係長	南国ビル基礎工事			平成21年 4月から平成22年 1月まで	
工事係長	北東西南線路盤改良工事			平成22年 4月から平成23年 3月まで	
工事係長	南西ビル外構工事			平成23年 4月から平成24年 3月まで	
工事係長	水菊アパート外構工事			平成24年 4月から平成25年 3月まで	
工事課長	札幌小幌線盛土工事			平成25年 4月から平成26年10月まで	
工事課長	小札幌幌川土工工事			平成26年12月から平成28年 2月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
使用者の証明を得ることが できない場合はその理由				合計 満 10年 6月	

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

- 5 被証明者に使用者がいる場合にはその使用者（法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人）を記載する。ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「使用者の証明を得ることができない場合はその理由」欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができる。この場合にあっては、その証明者の氏名及び役職を記載する。
- 6 証明者の立場から見た被証明者との関係を記載する。
- 7 実際に雇用されていた期間を記入する。
- 8 証明者が申請者以外の建設業者の場合は許可番号、許可業種及び許可年月日を記載する。
- 9 実務経験をえた当時の商号又は名称を記載する。
- 10 実務の経験を有した当時の職名を記載する。
- 11 重複しないよう記入する。
- 12 使用者と証明者が異なる場合の理由を記載する。（例：令和〇年〇月 会社解散のため 等）

指導監督の実務経験証明書

下記の者は、とび・土工・コンクリート工事に関し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

北海道札幌市中央区北2条西3丁目4番5号
株式会社 北海道工業
代表取締役 北海 時夫
社員

北海道知事許可（般27）石第538
とび・土工工事業 平成27年5月1日許可

証明者
被証明者との関係

記

技術者の氏名	東国 二郎	生年月日	昭和52年5月11日	使用された 期 間	平成16年 4月から 平成29年 3月まで
使用者の商 号 又 は 名 称	株式会社 北海道工業				
発注者名	請負代金の額	職 名	実 務 経 験 の 内 容	実 務 経 験 年 数	
北海市	76,680千円	工事課長	北海市体育館建設工事の内基礎工事	平成26年 5月から平成27年 1月まで	
(株)北海商事	59,400千円	所長	北海商事ビル建設工事の内基礎工事	平成27年 3月から平成27年10月まで	
南海町	51,840千円	所長	南海町営住宅建設工事の内外構工事	平成28年 1月から平成28年 3月まで	
西海不動産(株)	54,216千円	所長	西海マンション改築工事の内外構工事	平成28年 5月から平成28年 9月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
使用者の証明を得ることが できない場合はその理由				合計 満 2年 1月	

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万
以上の建設工事（平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの）
1件ごとに記載すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

- 5 被証明者に使用者がいる場合にはその使用者（法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人）を記載する。ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「使用者の証明を得ることができない場合はその理由」欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができる。この場合にあつては、その証明者の氏名及び役職を記載する。
- 6 証明者の立場から見た被証明者との関係を記載する。
- 7 実際に雇用されていた期間を記入する。
- 8 証明者が申請者以外の建設業者の場合は許可番号、許可業種及び許可年月日を記載する。
- 9 実務経験を得た当時の商号又は名称を記載する。
- 10 直接請け負った発注者の名称を具体的に記載する。
- 11 税込みの金額を記載する。
- 12 重複しないよう記入する。
- 13 使用者と証明者が異なる場合の理由を記載する。（例：令和〇年〇月 会社解散のため 等）
- 14 発注者から直接請け負った建設工事に関するものに限られる。したがって元請負人から請け負った建設工事に係る実務の経験は含まれない。また、請け負った建設工事に係る実務の経験であるから、発注者の現場監督員としての経験等もここには含まれない。
「指導監督的な実務の経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような資格で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいう。

令和 年 月 日

記載要領

- 1 営業所一覧表（新規許可等）（様式第一号別紙二（１））又は営業所一覧表（更新）（様式第一号別紙二（２））に記載した順で記載する。従たる営業所をすべて記載する。
- 2 役員を兼ねている場合は「取締役〇〇支店長」等と記載する。

許可申請者 1 { 法人の役員等
~~本人~~
~~法定代理人~~
~~法定代理人の役員等~~ の住所、生年月日等に関する調書

住 所	札幌市中央区北1条西2丁目3番4号		
氏 名	北海 太郎	生 年 月 日	昭和45年 8月15日生
役 名 等	代表取締役（常勤）		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		8 なし	
上記のとおり相違ありません。			
令和 2年10月 1日		氏 名 北海 太郎	

記載要領

- 1 「{ 法人の役員等
~~本人~~
~~法定代理人~~
~~法定代理人の役員等~~」については、不要のものを消すこと。
- 2 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 3 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄及び「確認」欄への記載を要しない。
- 4 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄及び「確認」欄への記載を要しない。
- 5 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 6 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。
- 7 法人の場合は、様式第一号別紙「役員等の一覧表」に記載された役員等全員分を作成する。「法施行令第3条に規定する使用人」を兼ねている場合（例：取締役〇〇支店長）は、当該使用人の分についても作成し、様式第十三号「建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書」の作成は省略する。
- 8 建設業に係る行政処分及び行政罰に加えて、その他の賞罰についても記載する。該当がない場合は「なし」と記載する。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住	所	小樽市花園1丁目2番3号		
氏	名	西海 太郎	生 年 月 日	昭和47年11月 1日生
営 業 所	名	小樽支店		
職	名	小樽支店長		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
		2 なし		
上記のとおり相違ありません。				
令和 2年10月 1日				
氏 名 西海 太郎				

記載要領

- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 様式第十一号「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」に記載された使用人全員分を作成する。役員を兼ねている場合（例：取締役〇〇支店長）は、様式第十二号「許可申請者（法人の役員等 本人 法定代理人 法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書」により作成し、本調書の作成は省略する。
 - 建設業に係る行政処分及び行政罰に加えて、その他の賞罰についても記載する。該当がない場合は「なし」と記載する。

株 主 （出 資 者） 調 書

株主（出資者）名	住 所	所有株数又は出資の価額
北海 五郎 1	札幌市北区北10条西1丁目2番3号	1,000株 2
発行済金額		22,000千円
発行済株式総数		1,500（株）

記載要領

この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること

- 1 株主又は出資者が法人の場合はその商号又は名称を、個人の場合は氏名を記載する。
- 2 株数を記載するときは「〇〇株」と、出資の価格を記載するときは「〇〇円」と、その単位を記載する。
- 3 許可申請者が法人の場合に作成する。
- 4 最後に発行済株式総数及び発行済金額を明示する。

営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	1	昭和50年 5月 1日	4	創業
		昭和51年 5月 1日		北海道建設株式会社設立（資本金1,000万円）
		昭和55年 4月 1日	5	小樽支店開設
		昭和55年 5月 1日		資本金の増資（資本金22,000万円）
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

建設業の登録及び許可の状況	2	昭和54年 5月 7日	6	北海道知事許可（般－54）第4567号（建築）
		昭和56年 5月 1日		北海道知事許可（業種追加）（特－56）第4567号（土木、とび・土工）
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

賞罰	3	年 月 日	7	なし
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

記載要領

- 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 事業（建設業以外も含む。）を開始した年月日を記入する。
- 商号又は名称、組織の変更、資本金額の変更、営業所の開設・廃止等を記載する。
- 新規、許可換え新規、般特新規、業種追加、失効について記載する。
- 建設業に係る行政処分及び行政罰に加えて、その他の賞罰についても記載する。該当がない場合は「なし」と記載する。

所 属 建 設 業 者 団 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日
一般社団法人 小札建設業協会 / 1	昭和52年4月1日

記載要領

「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

1 未加入の場合は「なし」と記載する。

政 府 関 係 金 融 機 関	普 通 銀 行 長 期 信 用 銀 行	株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫 信 用 金 庫 ・ 信 用 協 同 組 合	そ の 他 の 金 融 機 関
1 2	2 札幌小銀行札幌駅西口支店	2 小札信用金庫入船支店	2

- 1 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。

(例 ○○銀行○○支店)

(第二面) ¹⁷

区 分 ¹⁸ ¹ ³ (2. 営業しようとする建設業 又は従たる営業所の所在地の 3. 従たる営業 所 4. 従たる営業 所) ²³

大目 知事 振興局コード

項 番 ³ ² ¹ ⁵ ¹ 国土交通大臣 許可 (般 特 ³ ⁹) 第 ⁵ ⁴ ⁶ ¹⁰ 号 許可年月日 ¹¹ ⁹ 年 ¹² ⁴ 月 ¹³ ¹⁵ 日 ⁵

許 可 番 号

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】
(主たる営業所)

営業しようとする建設業 ¹⁹ ³ ¹ ⁵ ¹⁰ ¹⁵ ²⁰ ²⁵ ³⁰ (1. 一般)
変更前 ¹⁹ ¹ ⁵ ¹⁰ ¹⁵ ²⁰ ²⁵ ³⁰

(従たる営業所)

従たる営業所の名称 ²⁰ ⁴ ⁵ ¹⁰ ¹⁵ ²⁰ ²⁵ ³⁰ ³⁵ ⁴⁰ ⁴⁵ ⁵⁰

フリガナ オタルシテン

従たる営業所の所在地市区町村コード ¹⁰ ⁵ ¹ ⁰ ³ 都道府県名 ¹¹ ¹³ ⁵ ¹⁰ 市区町村名 ¹² ¹³ ¹⁵ ²⁰ ²⁵ ³⁰ ³⁵ ⁴⁰ ⁴⁵ ⁵⁰

従たる営業所の所在地 ²⁰ ⁶ ⁵ ¹⁰ ¹⁵ ²⁰ ²⁵ ³⁰ ³⁵ ⁴⁰ ⁴⁵ ⁵⁰

郵便番号 ¹⁹ ⁷ ³ ⁵ ⁶ ¹⁰ ¹⁵ ²⁰ ²⁵ ³⁰ 電話番号 ¹⁴ ¹⁰ ¹⁵ ²⁰ ²⁵ ³⁰ ³⁵ ⁴⁰ ⁴⁵ ⁵⁰ ⁵⁵ ⁶⁰ ⁶⁵

営業しようとする建設業 ¹⁹ ⁸ ¹ ⁵ ¹⁰ ¹⁵ ²⁰ ²⁵ ³⁰ (1. 一般)
変更前 ¹⁹ ¹ ⁵ ¹⁰ ¹⁵ ²⁰ ²⁵ ³⁰

(従たる営業所)

従たる営業所の名称 ²⁰ ⁴ ⁵ ¹⁰ ¹⁵ ²⁰ ²⁵ ³⁰ ³⁵ ⁴⁰ ⁴⁵ ⁵⁰

フリガナ

従たる営業所の所在地市区町村コード ¹⁰ ⁵ ¹ ⁰ ³ 都道府県名 ¹¹ ¹³ ⁵ ¹⁰ 市区町村名 ¹² ¹³ ¹⁵ ²⁰ ²⁵ ³⁰ ³⁵ ⁴⁰ ⁴⁵ ⁵⁰

従たる営業所の所在地 ²⁰ ⁶ ⁵ ¹⁰ ¹⁵ ²⁰ ²⁵ ³⁰ ³⁵ ⁴⁰ ⁴⁵ ⁵⁰

郵便番号 ¹⁹ ⁷ ³ ⁵ ⁶ ¹⁰ ¹⁵ ²⁰ ²⁵ ³⁰ 電話番号 ¹⁴ ¹⁰ ¹⁵ ²⁰ ²⁵ ³⁰ ³⁵ ⁴⁰ ⁴⁵ ⁵⁰ ⁵⁵ ⁶⁰ ⁶⁵

営業しようとする建設業 ¹⁹ ⁸ ¹ ⁵ ¹⁰ ¹⁵ ²⁰ ²⁵ ³⁰ (1. 一般)
変更前 ¹⁹ ¹ ⁵ ¹⁰ ¹⁵ ²⁰ ²⁵ ³⁰

(従たる営業所)

従たる営業所の名称 ²⁰ ⁴ ⁵ ¹⁰ ¹⁵ ²⁰ ²⁵ ³⁰ ³⁵ ⁴⁰ ⁴⁵ ⁵⁰

フリガナ

従たる営業所の所在地市区町村コード ¹⁰ ⁵ ¹ ⁰ ³ 都道府県名 ¹¹ ¹³ ⁵ ¹⁰ 市区町村名 ¹² ¹³ ¹⁵ ²⁰ ²⁵ ³⁰ ³⁵ ⁴⁰ ⁴⁵ ⁵⁰

従たる営業所の所在地 ²⁰ ⁶ ⁵ ¹⁰ ¹⁵ ²⁰ ²⁵ ³⁰ ³⁵ ⁴⁰ ⁴⁵ ⁵⁰

郵便番号 ¹⁹ ⁷ ³ ⁵ ⁶ ¹⁰ ¹⁵ ²⁰ ²⁵ ³⁰ 電話番号 ¹⁴ ¹⁰ ¹⁵ ²⁰ ²⁵ ³⁰ ³⁵ ⁴⁰ ⁴⁵ ⁵⁰ ⁵⁵ ⁶⁰ ⁶⁵

営業しようとする建設業 ¹⁹ ⁸ ¹ ⁵ ¹⁰ ¹⁵ ²⁰ ²⁵ ³⁰ (1. 一般)
変更前 ¹⁹ ¹ ⁵ ¹⁰ ¹⁵ ²⁰ ²⁵ ³⁰

- 1 (1) から (8) までの事項について、該当するものの番号を○で囲む。
- 2 不要のものを消す。
- 3 一般建設業の場合は下段を、特定建設業の場合は上段を消す。両方に該当する場合は消さない。
- 4 右詰で記入し、空位のコラムに「0」を記入する。
- 5 複数が許可を受けている場合は最も古いものを記入する。
- 6 申請者が法人であって法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。)の指定を受けたものである場合、当該法人番号を記入する。
- 7 濁点、半濁点を表す文字は一字として記入する。
- 8 略号のフリガナの記入は不要。
略号の種類: 株式会社→(株)、特例有限会社→(有)、合資会社→(資)、合名会社→(名)、合同会社→(合)、協同組合→(同)、協業組合→(業)、企業組合→(企)
- 9 姓と名の間は1コラム空ける。
- 10 下表に掲げる市町村コードを記入する。(全国地方公共団体コード(総務省)の上5桁)

市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード
札幌市中央区	01101	登別市	01230	積丹町	01405	増毛町	01481	日高町	01601
札幌市北区	01102	恵庭市	01231	古平町	01406	小平町	01482	平取町	01602
札幌市東区	01103	伊達市	01233	仁木町	01407	苫前町	01483	新栄町	01604
札幌市白石区	01104	北広島市	01234	余市町	01408	羽幌町	01484	清河町	01607
札幌市豊平区	01105	石狩市	01235	赤井川村	01409	初山別村	01485	様似町	01608
札幌市南区	01106	北斗市	01236	南幌町	01423	遠別町	01486	えりも町	01609
札幌市西区	01107	当別町	01303	奈井江町	01424	天塩町	01487	新ひだか町	01610
札幌市厚別区	01108	新篠津村	01304	上砂川町	01425	猿払村	01511	音更町	01631
札幌市手稲区	01109	松前町	01331	由仁町	01427	浜頓別町	01512	士幌町	01632
札幌市清田区	01110	福島町	01332	長沼町	01428	中頓別町	01513	上士幌町	01633
函館市	01202	知内町	01333	桧山町	01429	枝幸町	01514	鹿追町	01634
小樽市	01203	木古内町	01334	月形町	01430	豊富町	01516	新得町	01635
旭川市	01204	七飯町	01337	浦臼町	01431	礼文町	01517	清水町	01636
室蘭市	01205	鹿部町	01343	新十津川町	01432	利尻町	01518	芽室町	01637
釧路市	01206	森町	01345	妹背牛町	01433	利尻富士町	01519	中札内村	01638
帯広市	01207	八雲町	01346	秩父別町	01434	幌延町	01520	更別村	01639
北見市	01208	長万部町	01347	雨竜町	01436	美幌町	01543	大樹町	01641
夕張市	01209	江差町	01361	北竜町	01437	津別町	01544	広尾町	01642
岩見沢市	01210	上ノ国町	01362	沼田町	01438	斜里町	01545	基町	01643
網走市	01211	厚沢部町	01363	鷹栖町	01452	清里町	01546	池田町	01644
留萌市	01212	乙部町	01364	東神楽町	01453	小清水町	01547	豊頃町	01645
苫小牧市	01213	奥尻町	01367	当麻町	01454	訓子府町	01549	本別町	01646
稚内市	01214	今金町	01370	比布町	01455	置戸町	01550	足寄町	01647
美唄市	01215	せたな町	01371	愛別町	01456	佐呂間町	01552	陸別町	01648
芦別市	01216	島牧村	01391	上川町	01457	遠軽町	01555	浦幌町	01649
江別市	01217	寿都町	01392	東川町	01458	湧別町	01559	釧路町	01661
赤平市	01218	黒松内町	01393	美瑛町	01459	滝上町	01560	厚岸町	01662
紋別市	01219	蘭越町	01394	上富良野町	01460	興部町	01561	浜中町	01663
士別市	01220	ニセコ町	01395	中富良野町	01461	西興部村	01562	標茶町	01664
名寄市	01221	真狩村	01396	南富良野町	01462	雄武町	01563	弟子屈町	01665
三笠市	01222	留寿都村	01397	占冠村	01463	大空町	01564	鶴居村	01667
根室市	01223	喜茂別町	01398	和寒町	01464	豊浦町	01571	白糠町	01668
千歳市	01224	京極町	01399	剣淵町	01465	杜町	01575	別海町	01691
滝川市	01225	倶知安町	01400	下川町	01468	白老町	01578	中標津町	01692
砂川市	01226	共和町	01401	美深町	01469	厚真町	01581	標津町	01693
歌志内市	01227	岩内町	01402	音威子府村	01470	洞爺湖町	01584	羅臼町	01694
深川市	01228	泊村	01403	中川町	01471	安平町	01585		
富良野市	01229	神恵内村	01404	幌加内町	01472	むかわ町	01586		

- 1 1 主たる営業所の所在する都道府県名を記載する。
- 1 2 主たる営業所の所在する市区町村名を記載する。(登記上と事実上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記載する。)
- 1 3 上記 1 3 の事項により記載した市区町村名に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」、「号」については「-」(ハイフン)で区切りを記入する。(登記上と事実上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記入する。)
- 1 4 市外局番、局番及び番号をそれぞれ「-」(ハイフン)で区切る。
- 1 5 申請者が法人の場合記入し、株式会社にあっては資本金額を、それ以外の法人にあっては出資金額を記入する。(申請者が個人の場合、記入しない。)
- 1 6 この届出書又は添付書類を作成した者その他の申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号を記載する。
- 1 7 届出の内容が、主たる営業所若しくは従たる営業所において営業しようとする建設業又は従たる営業所の名称若しくは所在地に係る変更、従たる営業所の新設若しくは廃止以外の場合には、第二面の提出を要しない。
- 1 8 「2」→既に許可を受けて営む建設業の種類を変更する場合及び従たる営業所の所在地を変更する場合
「3」→新たに従たる営業所を追加する場合
「4」→従たる営業所を廃止する場合
- ※ 従たる営業所の名称を変更する場合には、「3. 従たる営業所の新設」により変更後の名称で当該営業所を追加するとともに、「4. 従たる営業所の廃止」により変更前の名称の当該営業所を廃止する。
- 1 9 一般建設業の許可は「1」、特定建設業の許可は「2」を、次の表に対応する略号のコラムに記入する。

土 : 土工事業	屋 : 屋根工事業	舗 : 舗装工事業	内 : 内装仕上工事業	具 : 建具工事業
建 : 建築工事業	電 : 電気工事業	しゅ : しゅんせつ工事業	機 : 機械器具設置工事業	水 : 水道施設工事業
大 : 大工工事業	管 : 管工事業	板 : 板金工事業	絶 : 熱絶縁工事業	消 : 消防施設工事業
左 : 左官工事業	タ : タイル・レンガ・ブロック工事業	ガ : ガラス工事業	通 : 電気通信工事業	清 : 清掃施設工事業
と : とび・土工事業	鋼 : 鋼構造物工事業	塗 : 塗装工事業	園 : 造園工事業	解 : 解体工事業
石 : 石工事業	筋 : 鉄筋工事業	防 : 防水工事業	井 : さく井工事業	

- 2 0 届出の変更が従たる営業所の所在地、電話番号、営業しようとする建設業の変更の場合においては、「従たる営業所の名称」の欄に変更のある営業所の名称を記入するとともに、「内容」欄の変更する項目に変更後の内容を記入する。
- 2 1 次の表に掲げる振興局コードを記入する。

振興局名	コード	振興局名	コード
石狩振興局	51	宗谷総合振興局	58
渡島総合振興局	52	オホーツク総合振興局	59
檜山振興局	53	胆振総合振興局	60
後志総合振興局	54	日高振興局	61
室知総合振興局	55	十勝総合振興局	62
上川総合振興局	56	釧路総合振興局	63
留萌振興局	57	根室振興局	64

- 2 2 申請者の他に申請書又は添付書類を作成した者がある場合、申請者に加えその者の氏名も記載する。
- 2 3 4. 従たる営業所の廃止の場合、項番 4 から 8 は廃止する営業所の内容を記入する。

【記載例】

① 主な変更事項

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
商号	北海道建設工業株式会社	北海道建設株式会社	R1.5.1	
営業所の所在地	札幌市北区北40条東1丁目2-3	札幌市中央区北3条西6丁目3番12号	R1.5.1	
資本金	15,000千円	22,000千円	R1.5.1	
役員 1	北海 花子	退任	R1.5.1	(経) (技) 2
役員	就任	北海 一男	R1.5.1	(経)
代表者 (申請人) 3	北海 道夫	北海 太郎	R1.5.1	

- 1 役員及び株主は変更のあった者のみを届出する。役員の変更に伴い株主に変更が生じた場合は、様式14号「株主（出資者）調書」も提出する。
2 備考欄には、経営業務の管理責任者（経）、専任技術者（技）を記入する。
3 代表者（申請人）が同時に役員を就任・退任する場合は役員の変更も届け出る。

② 経営業務の管理責任者の変更（取締役が退任し、新たな役員が取締役に変更した場合）

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
役員等の氏名	取締役 北海 花子	退任	R1.5.1 3	(経) 1
役員等の氏名	就任	取締役 北海 一男	R1.5.1	(経)
役員等の氏名（経営業務の管理責任者の変更） 2	取締役 北海 花子	取締役 北海 一男	R1.5.1	(経)

- 1 (経)→経営業務の管理責任者
2 第7条第1号イに規定する常勤役員等（経営業務の管理責任者等）の変更の場合は、様式第七号及び様式第七号別紙も提出する。第7条第1号ロに規定する常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者の変更に係る場合は、様式第七号の二並びに様式第七号の二別紙一及び別紙二を提出する。
3 変更年月日は実際に変更した年月日、履歴事項全部証明書（法人）の就任年月日などを記載する。

③ 経営業務の管理責任者の変更（取締役が退任し、他の取締役に変更した場合）

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
役員等の氏名	取締役 北海 花子	退任	R1.5.1 3	(経) 1
役員等の氏名（経営業務の管理責任者の変更） 2	取締役 北海 花子	取締役 北海 一男	R1.5.1	(経)

- 1 (経)→経営業務の管理責任者
2 第7条第1号イに規定する常勤役員等（経営業務の管理責任者等）の変更の場合は、様式第七号及び様式第七号別紙も提出する。第7条第1号ロに規定する常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者の変更に係る場合は、様式第七号の二並びに様式第七号の二別紙一及び別紙二を提出する。
3 変更年月日は実際に変更した年月日、履歴事項全部証明書（法人）の就任年月日などを記載する。

④ 経営業務の管理責任者の変更（取締役は退任せず、他の取締役に変更した場合）

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
役員等の氏名（経営業務の管理責任者の変更） 2	取締役 北海 花子	取締役 北海 一男	R1.5.1 3	(経) 1

- 1 (経)→経営業務の管理責任者
2 第7条第1号イに規定する常勤役員等（経営業務の管理責任者等）の変更の場合は、様式第七号及び様式第七号別紙も提出する。第7条第1号ロに規定する常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者の変更に係る場合は、様式第七号の二並びに様式第七号の二別紙一及び別紙二を提出する。
3 変更年月日は実際に変更した年月日、履歴事項全部証明書（法人）の就任年月日などを記載する。

⑤ 営業所の新設（営業所の新設に伴い建設業法施行令第3条の使用人が就任し、専任技術者を2名配置した場合）

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の新設	—	小樽支店	R1.5.1	
令3条の使用人 小樽支店長	—	西海 太郎	R1.5.1	小樽支店
専任技術者 1	—	北国 太郎	R1.5.1	小樽支店
専任技術者	—	北国 二郎	R1.5.1	小樽支店

- 1 専任技術者を配置した場合は、様式第8号「専任技術者証明書（新規・変更）」（項番61→「3」）も提出する。

⑥ 営業所の廃止（営業所の廃止に伴い建設業法施行令第3条の使用人が退任し、専任技術者削除（後任なし）及び別の営業所へ配置換えした場合）

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の廃止	岩見沢支店	—	R1.5.1	
令3条の使用人 岩見沢支店長	南山 一郎	—	R1.5.1	岩見沢支店
専任技術者 1	南山 二郎	—	R1.5.1	岩見沢支店
専任技術者	南山 三郎	—	R1.5.1	岩見沢支店
専任技術者 2	南山 太郎	南山 三郎 3	R1.5.1	小樽支店
専任技術者	南山 三郎（土・と）	南山 三郎（土・と・建） 4	R1.5.1	小樽支店

- 1 営業所の廃止に伴い専任技術者を削除する場合は、様式第22号の3「届出書」も提出する。
2 様式第8号「専任技術者証明書（新規・変更）」（項番61→「4」）も提出する。
3 様式第8号「専任技術者証明書（新規・変更）」（項番61→「5」）も提出する。
4 様式第8号「専任技術者証明書（新規・変更）」（項番61→「2」）も提出する。

⑦ 専任技術者の配置営業所のみ変更（専任技術者の配置営業所を入れ替える場合（業種変更なし））

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
専任技術者	南山 太郎 1	南山 三郎	R1.5.1	本社
専任技術者	南山 三郎 1	南山 太郎	R1.5.1	小樽支店

- 1 様式第8号「専任技術者証明書（新規・変更）」（項番61→「5」）も提出する。

⑧ 専任技術者の交代

届 出 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日	備 考
専任技術者	南山 太郎 1	南山 三郎 2	R1. 5. 1	小樽支店

1 様式第8号「専任技術者証明書（新規・変更）」（項番6 1→「4」）も提出する。

2 様式第8号「専任技術者証明書（新規・変更）」（項番6 1→「3」）も提出する。

⑨ 営業所の業種の追加（営業所の業種の追加に伴い既存の専任技術者が担当業種を変更する場合）

届 出 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日	備 考
営業所の業種の追加	土木工事業	土木工事業	R1. 5. 1	小樽支店
営業所の業種の追加	－	建築工事業	R1. 5. 1	小樽支店
専任技術者	南山 三郎（土）	南山 三郎（土・建） 1	R1. 5. 1	小樽支店

1 様式第8号「専任技術者証明書（新規・変更）」（項番6 1→「2」）も提出する。

⑩ 営業所の業種の廃止（営業所の業種の廃止に伴い専任技術者の変更（土）及び専任技術者の削除（建）の場合）

届 出 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日	備 考
営業所の業種の廃止	土木工事業・建築工事業	土木工事業	R1. 5. 1	小樽支店
専任技術者	南山 太郎（土） 1	南山 三郎（土） 2	R1. 5. 1	小樽支店
専任技術者	南山 二郎（建） 3	－	R1. 5. 1	小樽支店

1 様式第8号「専任技術者証明書（新規・変更）」（項番6 1→「4」）も提出する。

2 様式第8号「専任技術者証明書（新規・変更）」（項番6 1→「3」）も提出する。

3 営業所の業種の廃止に伴い専任技術者を削除する場合は、様式第2 2号の3「届出書」も提出する。

⑪ 役員には変更がなく株主等のみ変更があった場合

届 出 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日	備 考
役員等	株主等 北海 花美	－	R1. 5. 1	
役員等	－	株主等 北海 五郎	R1. 5. 1	

⑫ 役員、顧問、相談役及び株主等に変更があった場合

届 出 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日	備 考
役員等	代表取締役 北山 太郎	取締役 北海 一男	R1. 5. 1	
役員等	取締役 北山 二郎	代表取締役 北海 太郎	R1. 5. 1	
役員等	取締役 北山 三郎	退任	R1. 5. 1	
役員等	就任	顧問 北海 三男	R1. 5. 1	
役員等	就任	相談役 北海 四郎	R1. 5. 1	
役員等	取締役 北海 五郎 1	株主等 北海 五郎 1	R1. 5. 1	取締役 退任 1

1 取締役兼株主等→取締役に退任後も株主等である場合

00008

届 出 書

下記のとおり、

(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった

(2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった

(3) 専任の技術者を削除した

(4) 欠格要件に該当するに至った

ので届出をします。

令和 年 月 日

2

地方整備局長
北海道開発局長
北海道知事 殿

北海道札幌市中央区北3条西6丁目3番12号
北海道建設株式会社
代表取締役 北 海 太 郎

届 出 者

項 番 大臣 コード* 振興局コード*

許可年月日

許 可 番 号

5 1 0 1 5 1 国土交通大臣 許可(一般) 2 9) 第 0 0 4 5 6 7 号 平成 2 9 年 0 5 月 0 7 日

記

1

(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経營業務の管理責任者等〕を満たさなくなった場合

氏 名

5 2

1(1)(2)

生年月日

13 1 1(1)(2) 18

〇号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名

5 3 南 山 二 郎

1(3)(4) 6

生年月日

13 1 S 4 0 年 1 2 月 0 5 日

〇号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

1(3)(4) 7

営業所の名称 小樽支店 建設工事の種類 (建)

氏 名

5 3

生年月日

13 14 16 18

〇号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

営業所の名称 建設工事の種類

氏 名

5 3

生年月日

13 14 16 18

〇号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

営業所の名称 建設工事の種類

1

(4) 建設業法第8条第1号及び第7号から第14号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的事由

1(5)

- 1 (1) から (4) までの事項について、該当するものの番号を○で囲む。
 - (1) 法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった場合（項番52「氏名」及び「生年月日」を記入する。）
 - (2) 許可を受けている一部の業種を廃業したことにより、当該業種に係る経營業務の管理責任者を削除した場合（項番52「氏名」及び「生年月日」を記入する。）
 - (3) 法第7条第2号又は法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合（項番53「氏名」及び「生年月日」を記入する。また、「営業所の名称」及び「建設工事の種類」を記載する。）
 - (4) 許可を受けている一部の業種の廃業、営業所の廃止等のため、専任の技術者を削除した場合（項番53「氏名」及び「生年月日」を記入する。また、「営業所の名称」及び「建設工事の種類」を記載する。）
 - (5) 法第8条第1号及び第7号から第14号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合（「具体的事由」を記載する。）
- 2 不要のものを消す。
- 3 一般建設業の場合は下段を、特定建設業の場合は上段を消す。両方に該当する場合は消さない。
- 4 右詰で記入し、空位のコラムに「0」を記入する。
- 5 複数の許可を受けている場合は最も古いものを記入する。
- 6 姓と名の間は1コラム空ける。
- 7 届け出た技術者が専任の技術者となっていた建設業に係る建設工事について、次の表に対応する略号を記載する。

土	： 土木工事業	屋	： 屋根工事業	舗	： 舗装工事業	内	： 内装仕上工事業	具	： 建具工事業
建	： 建築工事業	電	： 電気工事業	しゅ	： しゅんせつ工事業	機	： 機械器具設置工事業	水	： 水道施設工事業
大	： 大工工事業	管	： 管工事業	板	： 板金工事業	絶	： 熱絶縁工事業	消	： 消防施設工事業
左	： 左官工事業	タ	： タイル・れんが・ブロック工事業	ガ	： ガラス工事業	通	： 電気通信工事業	清	： 清掃施設工事業
と	： とび・土工工事業	鋼	： 鋼構造物工事業	塗	： 塗装工事業	園	： 造園工事業	解	： 解体工事業
石	： 石工事業	筋	： 鉄筋工事業	防	： 防水工事業	井	： さく井工事業		

- 8 次の表に掲げる振興局コードを記入する。

振興局名	コード	振興局名	コード
石狩振興局	51	宗谷総合振興局	58
渡島総合振興局	52	オホーツカ総合振興局	59
檜山振興局	53	胆振総合振興局	60
後志総合振興局	54	日高振興局	61
空知総合振興局	55	十勝総合振興局	62
上川総合振興局	56	釧路総合振興局	63
留萌振興局	57	根室振興局	64

- 9 申請者の他に申請書又は添付書類を作成した者がある場合、申請者に加えその者の氏名も記載する。

00009

廃業届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

令和 年 月 日

1
 地方整備局長
 北海道開発局長
 北海道知事 殿

9
 北海道札幌市中央区北3条西6丁目3番12号
 北海道建設株式会社
 届出者 代表取締役 北海 太郎

届出の区分 ☐ 項番 ³
 5 4 2 (1. 全部の業種の廃業)
 2. 一部の業種の廃業)

許可番号 ☐ 5 5 0 1 5 1 知事 振興局 コード **8** **1** 国土交通大臣 許可 (般 特 2 9) 第 **3** 0 0 4 5 6 7 号 許可年月日 **4** **3** 平成 2 9 年 0 5 月 0 7 日

記

廃止した建設業 ☐ 5 6 **5** 建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解
 届出時に許可を受けている建設業 ☐ 5 7 **6** 2 1 5 2 10 15 20 25 30 (1. 一般)
 2. 特定)

行政庁側記入欄
 整理区分 ☐ 5 8 ³

決裁年月日 ☐ 5 9 令和 ³ 年 ⁵ 月 ⁷ 日

【備考】

廃業等の年月日 令和 年 月 日
 廃業等の理由 (1) 許可に係る建設業者が死亡したため
 (2) 法人が合併により消滅したため
 (3) 法人が破産手続開始の決定により解散したため
 (4) **7** 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため
 (5) 許可を受けた建設業を廃止したため

- 1 不要のものを消す。
 - (1) 法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった場合（項番52「氏名」及び「生年月日」を記入する。）
 - (2) 許可を受けている一部の業種を廃業したことにより、当該業種に係る経營業務の管理責任者を削除した場合（項番52「氏名」及び「生年月日」を記入する。）
 - (3) 法第7条第2号又は法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合（項番53「氏名」及び「生年月日」を記入する。また、「営業所の名称」及び「建設工事の種類」を記載する。）
 - (4) 許可を受けている一部の業種の廃業、営業所の廃止等のため、専任の技術者を削除した場合（項番53「氏名」及び「生年月日」を記入する。また、「営業所の名称」及び「建設工事の種類」を記載する。）
 - (5) 法第8条第1号及び第7号から第14号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合（「具体的事由」を記載する。）
- 2 一般建設業の場合は下段を、特定建設業の場合は上段を消す。両方に該当する場合は消さない。
- 3 右詰で記入し、空位のカラムに「0」を記入する。
- 4 複数の許可を受けている場合は最も古いものを記入する。
- 5 廃止を届け出る建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表に対応する略号のカラムに記入する。

土	土木工事業	屋	屋根工事業	舗	舗装工事業	内	内装仕上工事業	具	建具工事業
建	建築工事業	電	電気工事業	しゅ	しゅんせつ工事業	機	機械器具設置工事業	水	水道施設工事業
大	大工工事業	管	管工事業	板	板金工事業	絶	熱絶縁工事業	消	消防施設工事業
左	左官工事業	タ	タイル・れんが・ブロック工事業	ガ	ガラス工事業	通	電気通信工事業	清	清掃施設工事業
と	とび・土工工事業	鋼	鋼構造物工事業	塗	塗装工事業	園	造園工事業	解	解体工事業
石	石工事業	筋	鉄筋工事業	防	防水工事業	井	さく井工事業		

- 6 廃止を届け出る建設業を含め、許可を受けている建設業のすべてについて、上記6の事項と同じ要領で記入する。
- 7 該当するものの番号を○で囲む。
- 8 次の表に掲げる振興局コードを記入する。

振興局名	コード	振興局名	コード
石狩振興局	51	宗谷総合振興局	58
渡島総合振興局	52	オホーツカ総合振興局	59
檜山振興局	53	胆振総合振興局	60
後志総合振興局	54	日高振興局	61
空知総合振興局	55	十勝総合振興局	62
上川総合振興局	56	釧路総合振興局	63
留萌振興局	57	根室振興局	64

- 9 申請者の他に申請書又は添付書類を作成した者がある場合、申請者に加えその者の氏名も記載する。

00101

譲渡及び譲受け認可申請書
(第1面)

この申請書により、建設業の譲渡及び譲受けの認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日
北海道札幌市東区北16条東1丁目3番15号
株式会社東日本建設
代表取締役 菅 梅子
申請者 譲渡人
北海道札幌市中央区北3条西6丁目3番12号
北海道建設株式会社
代表取締役 北 海 太 郎
譲受人

行政庁側記入欄

大臣 コード* 振興局コード*
知事 振興局知事

許可番号 01 国土交通大臣 許可 (一般) 第 0000000000 号 令和 11 年 13 月 15 日
認可申請年月日 02 令和 03 年 05 月 07 日

譲渡及び譲受け 03 令和 03 年 01 月 20 日
譲渡及び譲受け 04
の理由

譲渡及び譲受け 05 円
引き続き使用する 06 01 国土交通大臣 許可 (一般) 第 0004567 号
許可番号 05 01 国土交通大臣 許可 (一般) 第 0004567 号

<譲受人に関する事項> 08
譲渡及び譲受け後に 07 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1. 一般) (2. 特定)
営業しようとする 建設業
認可申請時において 08 2 1 2 10 15 25 30 (1. 一般) (2. 特定)
許可を受けている建設業
商号又は名称 09 ホ ッ カ イ ド ウ ケ ン セ ツ 23 25 30 35 40
フリガナ
商号又は名称 10 北 海 道 建 設 (株) 15 20
フリガナ
代表者又は個人 11 ホ ッ カ イ タ ロ ウ 12 15 20
の氏名のフリガナ
代表者又は個人 12 北 海 太 郎 13 支配人の氏名

譲渡及び譲受け後の 14 01 1 0 1 都道府県名 北海道 市区町村名 札幌市中央区
主たる営業所の所在地
譲渡及び譲受け後の 17 北 3 条 西 6 一 3 一 1 2 15 20
主たる営業所の所在地
郵便番号 15 060-1234 電話番号 011-123-4567

ファックス番号 19
資本金額又は出資総額 20
法人又は個人の別 16 1 (1. 法人) 2. 個人 22 1234567890123
兼業の有無 17 1 (1. 有) 2. 無 建設業以外に行っている営業の種類 製造業

大臣 コード* 振興局コード*
知事 振興局知事
許可番号 18 01 5 1 国土交通大臣 許可 (一般) 第 0004567 号 平成 29 年 05 月 15 日

(第2面)

<譲渡人に関する事項>

譲渡する建設業	19	22	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	2	(1.一般) 2.特定	
商号又は名称のフリガナ	20	10	ヒ	ガ	シ	ニ	ホ	ン	ケ	ン	セ	ツ																							
商号又は名称	21	11	(	株	)	東	日	本	建	設																									
代表者又は個人の氏名のフリガナ	22	12	ス	ガ		ウ	メ	コ																											
代表者又は個人の氏名	23	12	菅		梅	子																													
主たる営業所の所在地市区町村	24	14	0	1	1	0	1																												
主たる営業所の所在地	25	17	北	1	6	条	東	1	-	3	-	1	5																						
郵便番号	26	18	0	6	5	-	0	0	1	6																									
ファックス番号		19																																	
法人又は個人の別	27	3	1	(1.法人) 2.個人																															
兼業の有無	28	3	1	(1.有) 2.無																															
許可番号	29	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先

所属等

ファックス番号

氏名 北 海 花 子

電話番号 0 1 1 - 1 2 3 - 4 5 6 7

- 1 不要のものを消す。
- 2 申請者の他に申請書又は添付書類を作成した者がある場合、申請者に加えその者の氏名も記載する。
- 3 譲渡及び譲受けを行う年月日を記入する。
- 4 譲渡及び譲受けを行う理由を簡潔に記入する。
- 5 譲渡する建設業又は譲受人が現在有している建設業の許可番号のうち、引き続き使用する許可番号を記入する。
- 6 次の表に掲げる振興局コードを記入する。

振興局名	コード	振興局名	コード
石狩振興局	51	宗谷総合振興局	58
渡島総合振興局	52	オホーツク総合振興局	59
檜山振興局	53	胆振総合振興局	60
後志総合振興局	54	日高振興局	61
空知総合振興局	55	十勝総合振興局	62
上川総合振興局	56	釧路総合振興局	63
留萌振興局	57	根室振興局	64

- 7 右詰で記入し、空位のカラムに「0」を記入する。
- 8 この申請により認可を受け譲渡及び譲受けが行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の分類に従い、該当する数字を次の表に対応する略号のカラムに記入する。

土：土木工事業	屋：屋根工事業	舗：舗装工事業	内：内装仕上工事業	具：建具工事業
建：建築工事業	電：電気工事業	しゅ：しゅんせつ工事業	機：機械器具設置工事業	水：水道施設工事業
大：大工工事業	管：管工事業	板：板金工事業	絶：熱絶縁工事業	消：消防施設工事業
左：左官工事業	タ：タイル・れんが・ブロック工事業	ガ：ガラス工事業	通：電気通信工事業	清：清掃施設工事業
と：とび・土工事業	鋼：鋼構造物工事業	塗：塗装工事業	園：造園工事業	解：解体工事業
石：石工事業	筋：鉄筋工事業	防：防水工事業	井：さく井工事業	：

- 9 譲受人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、9と同じ要領で記入する。
- 10 濁点、半濁点を表す文字は一字として記入する。
- 11 略号のフリガナの記入は不要。
略号の種類：
株式会社→(株)、特例有限会社→(有)、合資会社→(資)、合名会社→(名)、
合同会社→(合)、協同組合→(同)、協業組合→(業)、企業組合→(企)
- 12 姓と名の間は1カラム空ける。
- 13 申請者が個人の場合において、支配人があるときはその氏名を記載する。
- 14 下表に掲げる市区町村コードを記入する。(全国地方公共団体コード(総務省)の上5桁)

市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード
札幌市中央区	01101	登別市	01230	積丹町	01405	増毛町	01481	日高町	01601
札幌市北区	01102	恵庭市	01231	古平町	01406	小平町	01482	平取町	01602
札幌市東区	01103	伊達市	01233	仁木町	01407	苫前町	01483	新冠町	01604
札幌市白石区	01104	北広島市	01234	余市町	01408	羽幌町	01484	浦河町	01607
札幌市豊平区	01105	石狩市	01235	赤井川村	01409	初山別村	01485	様似町	01608
札幌市南区	01106	北斗市	01236	南幌町	01423	遠別町	01486	えりも町	01609
札幌市西区	01107	当別町	01303	奈井江町	01424	天塩町	01487	新ひだか町	01610
札幌市厚別区	01108	新篠津村	01304	上砂川町	01425	猿払村	01511	音更町	01631
札幌市手稲区	01109	松前町	01331	由仁町	01427	浜頓別町	01512	士幌町	01632
札幌市清田区	01110	福島町	01332	長沼町	01428	中頓別町	01513	上士幌町	01633
函館市	01202	知内町	01333	栗山町	01429	枝幸町	01514	鹿追町	01634
小樽市	01203	木古内町	01334	月形町	01430	豊富町	01516	新得町	01635
旭川市	01204	七飯町	01337	浦臼町	01431	礼文町	01517	清水町	01636
室蘭市	01205	鹿部町	01343	新十津川町	01432	利尻町	01518	芽室町	01637
釧路市	01206	森町	01345	妹背牛町	01433	利尻富士町	01519	中札内村	01638
帯広市	01207	八雲町	01346	秩父別町	01434	幌延町	01520	更別村	01639
北見市	01208	長万部町	01347	雨竜町	01436	美幌町	01543	大樹町	01641
夕張市	01209	江差町	01361	北竜町	01437	津別町	01544	広尾町	01642
岩見沢市	01210	上ノ国町	01362	沼田町	01438	斜里町	01545	幕別町	01643
網走市	01211	厚沢部町	01363	鷹栖町	01452	清里町	01546	池田町	01644
留萌市	01212	乙部町	01364	東神楽町	01453	小清水町	01547	豊頃町	01645
苫小牧市	01213	奥尻町	01367	当麻町	01454	訓子府町	01549	本別町	01646
稚内市	01214	今金町	01370	比布町	01455	置戸町	01550	足寄町	01647
美幌市	01215	せたな町	01371	愛別町	01456	佐呂間町	01552	陸別町	01648
芦別市	01216	島牧村	01391	上川町	01457	遠軽町	01555	浦幌町	01649
江別市	01217	寿都町	01392	東川町	01458	湧別町	01559	釧路町	01661
赤平市	01218	黒松内町	01393	美瑛町	01459	滝上町	01560	厚岸町	01662
紋別市	01219	蘭越町	01394	上富良野町	01460	興部町	01561	浜中町	01663
士別市	01220	ニセコ町	01395	中富良野町	01461	西興部村	01562	標茶町	01664
名寄市	01221	真狩村	01396	南富良野町	01462	雄武町	01563	弟子屈町	01665
三笠市	01222	留寿都村	01397	占冠村	01463	大空町	01564	鶴居村	01667
根室市	01223	喜茂別町	01398	和寒町	01464	豊浦町	01571	白糠町	01668
千歳市	01224	京極町	01399	剣淵町	01465	壮瞥町	01575	別海町	01691
滝川市	01225	倶知安町	01400	下川町	01468	白老町	01578	中標津町	01692
砂川市	01226	共和町	01401	美深町	01469	厚真町	01581	標津町	01693
歌志内市	01227	岩内町	01402	音威子府村	01470	洞爺湖町	01584	羅臼町	01694
深川市	01228	泊村	01403	中川町	01471	安平町	01585		
富良野市	01229	神恵内村	01404	幌加内町	01472	むかわ町	01586		

- 15 主たる営業所の所在する都道府県名を記載する。
- 16 主たる営業所の所在する市区町村名を記載する。（登記上と事実上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記載する。）
- 17 上記17の事項により記載した市区町村名に続く町名、街区符号及び住居番号等を「丁目」「番」「号」については「ー」（ハイフン）で区切り記入する。（登記上と事実上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記入する。）
- 18 市外局番、局番及び番号をそれぞれ「ー」（ハイフン）で区切る。
- 19 申請者が法人の場合記入し、株式会社にあっては資本金額を、それ以外の法人にあっては出資総額を記入する。（申請者が個人の場合、記入しない。）
- 20 申請者が法人であって法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合、当該法人番号を記入する。
- 21 建設業以外に営業している業種がある場合、その業種を記入する。
- 22 この申請書により譲渡及び譲受けの認可を申請する譲渡人が許可を受けている建設業を9と同じ要領で記入する。
- 23 この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号を記載する。

令和 年 月 日

1 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。

2 「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

3 フリガナを必ず振る。

4 常勤の役員とは、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の期間中、その職務に従事している者をいう。

5 法人役員の範囲は、手引きの3ページを参照のこと。

1

(主たる営業所) **8** / **9**

(従たる営業所)

(従たる営業所)

- 115 -

- 1 太線の枠内は記入しない。
- 2 一般建設業の許可は「1」、特定建設業の許可は「2」を、次の表に対応する略号のカラムに記入する。
- 3 下表に掲げる市町村コードを記入する。（全国地方公共団体コード（総務省）の上5桁）

市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード
札幌市中央区	01101	登別市	01230	積丹町	01405	増毛町	01481	日高町	01601
札幌市北区	01102	恵庭市	01231	古平町	01406	小平町	01482	平取町	01602
札幌市東区	01103	伊達市	01233	仁木町	01407	苫前町	01483	新冠町	01604
札幌市白石区	01104	北広島市	01234	余市町	01408	羽幌町	01484	浦河町	01607
札幌市豊平区	01105	石狩市	01235	赤井川村	01409	初山別村	01485	様似町	01608
札幌市南区	01106	北斗市	01236	南幌町	01423	遠別町	01486	えりも町	01609
札幌市西区	01107	当別町	01303	奈井江町	01424	天塩町	01487	新ひだか町	01610
札幌市厚別区	01108	新篠津村	01304	上砂川町	01425	猿払村	01511	音更町	01631
札幌市手稲区	01109	松前町	01331	由仁町	01427	浜頓別町	01512	士幌町	01632
札幌市清田区	01110	福島町	01332	長沼町	01428	中頓別町	01513	上士幌町	01633
函館市	01202	知内町	01333	栗山町	01429	枝幸町	01514	鹿追町	01634
小樽市	01203	木古内町	01334	月形町	01430	豊富町	01516	新得町	01635
旭川市	01204	七飯町	01337	浦臼町	01431	礼文町	01517	清水町	01636
室蘭市	01205	鹿部町	01343	新十津川町	01432	利尻町	01518	芽室町	01637
釧路市	01206	森町	01345	妹背牛町	01433	利尻富士町	01519	中札内村	01638
帯広市	01207	八雲町	01346	秩父別町	01434	幌延町	01520	更別村	01639
北見市	01208	長万部町	01347	雨竜町	01436	美幌町	01543	大樹町	01641
夕張市	01209	江差町	01361	北竜町	01437	津別町	01544	広尾町	01642
岩見沢市	01210	上ノ国町	01362	沼田町	01438	斜里町	01545	幕別町	01643
網走市	01211	厚沢部町	01363	鷹栖町	01452	清里町	01546	池田町	01644
留萌市	01212	乙部町	01364	東神楽町	01453	小清水町	01547	豊頃町	01645
苫小牧市	01213	奥尻町	01367	当麻町	01454	訓子府町	01549	本別町	01646
稚内市	01214	今金町	01370	比布町	01455	置戸町	01550	足寄町	01647
美唄市	01215	せたな町	01371	愛別町	01456	佐呂間町	01552	陸別町	01648
芦別市	01216	島牧村	01391	上川町	01457	遠軽町	01555	浦幌町	01649
江別市	01217	寿都町	01392	東川町	01458	湧別町	01559	釧路町	01661
赤平市	01218	黒松内町	01393	美瑛町	01459	滝上町	01560	厚岸町	01662
紋別市	01219	蘭越町	01394	上富良野町	01460	興部町	01561	浜中町	01663
士別市	01220	ニセコ町	01395	中富良野町	01461	西興部村	01562	標茶町	01664
名寄市	01221	真狩村	01396	南富良野町	01462	雄武町	01563	弟子屈町	01665
三笠市	01222	留寿都村	01397	占冠村	01463	大空町	01564	鶴居村	01667
根室市	01223	喜茂別町	01398	和寒町	01464	豊浦町	01571	白糠町	01668
千歳市	01224	京極町	01399	剣淵町	01465	壮瞥町	01575	別海町	01691
滝川市	01225	倶知安町	01400	下川町	01468	白老町	01578	中標津町	01692
砂川市	01226	共和町	01401	美深町	01469	厚真町	01581	標津町	01693
歌志内市	01227	岩内町	01402	音威子府村	01470	洞爺湖町	01584	羅臼町	01694
深川市	01228	泊村	01403	中川町	01471	安平町	01585		
富良野市	01229	神恵内村	01404	幌加内町	01472	むかわ町	01586		

- 4 従たる営業所の所在する都道府県名を記載する。
- 5 従たる営業所の所在する市区町村名を記載する。（登記上と事実上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記載する。）
- 6 上記5の事項により記載した市区町村名に続く町名、街区符号及び住居番号等を「丁目」「番」「号」については「ー」（ハイフン）で区切りを記入する。（登記上と事実上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記載する。）
- 7 市外局番、局番及び番号をそれぞれ「ー」（ハイフン）で区切る。
- 8 従たる営業所が3以上ある場合、2枚目以降の主たる営業所欄は記載不要。
- 9 従たる営業所がない（主たる営業所のみ）場合は、右上の余白に「該当なし」と記載する。この場合、主たる営業所欄も記載不要。

専任技術者一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	フリガナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店 / 1	キタグニ 北国 タロウ 太郎 / 2	土－９、と－９ / 3	１３ / 4
本店	キタグニ 北国 ジロウ 二郎	建－７	２１
本店	スガ 菅 ジロウ 次郎	と－８、解－８	１４
小樽支店	ミナミ 南 イチロウ 一郎	土－９、と－９	１３
小樽支店	ミナミ 南 サブロウ 三郎	建－７	２１
帯広支店	スガ 菅 コウイチ 光一	と－９	１１

- 1 譲渡及び譲受け認可申請書（別記様式第二十二号の五）別紙二「営業所一覧表」の営業所名称と同じ順序で、各営業所ごとに記載する。
- 2 国家資格認定証明書、卒業証明書、住民票（実務経験のみの場合）の字で記入する。
- 3 譲渡及び譲受け認可申請書（別記様式第二十二号の五）別紙二「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土－9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表に対応する略号とを「－」（ハイフン）で結んで記載する。

・一般建設業の場合

「1」・・・・・・法第7条第2号イ該当
「4」・・・・・・法第7条第2号ロ該当
「7」・・・・・・法第7条第2号ハ該当

・特定建設業の場合

「2」・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
「3」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
「5」・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
「6」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
「8」・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
「9」・・・・・・法第15条第2号イ該当

土	： 土木工事業	屋	： 屋根工事業	舗	： 舗装工事業	内	： 内装仕上工事業	具	： 建具工事業
建	： 建築工事業	電	： 電気工事業	しゅ	： しゅんせつ工事業	機	： 機械器具設置工事業	水	： 水道施設工事業
大	： 大工工事業	管	： 管工事業	板	： 板金工事業	絶	： 熱絶縁工事業	消	： 消防施設工事業
左	： 左官工事業	タ	： タイル・れんが・ブロック工事業	ガ	： ガラス工事業	通	： 電気通信工事業	清	： 清掃施設工事業
と	： とび・土工工事業	鋼	： 鋼構造物工事業	塗	： 塗装工事業	園	： 造園工事業	解	： 解体工事業
石	： 石工事業	筋	： 鉄筋工事業	防	： 防水工事業	井	： さく井工事業		：

- 4 記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について、下表の分類に従い、該当するコードを記載する。

コード		資格区分
建設業法	01	法第7条第2号イ該当
	02	法第7条第2号ロ該当
	03	法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
	04	法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
	11	一級建設機械施工管理技士
	12	二級 " （第1種～第6種）
	13	一級土木施工管理技士
	14	二級 " （土木）
	15	" （鋼構造物塗装）
	16	" （薬液注入）
	20	一級建築施工管理技士
	21	二級 " （建築）
	22	" （躯体）
	23	" （仕上げ）
	27	一級電気工事施工管理技士
	28	二級 "
	29	一級管工事施工管理技士
	30	二級 "
	31	一級電気通信工事施工管理技士
	32	二級 "
	33	一級造園施工管理技士
	34	二級 "
建築士法	37	一級建築士
	38	二級 "
	39	木造 "
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造物及びコンクリート」）
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）
	45	機械・総合技術監理（機械）
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）
	52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）

電気工事 士法電気 事業法	55	第一種電気工事士	
	56	第二種 "	3年
	58	電気主任技術者(第1種～第3種)	5年
電気通信 事業法	59	電気通信主任技術者	5年
	35	工事担任者(※1)	3年
水道法	65	給水装置工事主任技術者	1年
消防法	68	甲種消防設備士	
	69	乙種 "	
職業能力 開発促進 法	71	建築大工(1級)	
		" (2級)	3年
	64	型枠施工(1級)	
		" (2級)	3年
	72	左官(1級)	
		" (2級)	3年
	57	とび・とび工(1級)	
		" (2級)	3年
	73	コンクリート圧送施工(1級)	
		" (2級)	3年
	66	ウェルポイント施工(1級)	
		" (2級)	3年
	74	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管(1級)	
		" " (2級)	3年
	75	給排水衛生設備配管(1級)	
		" (2級)	3年
	76	配管・配管工(1級)	
		" " (2級)	3年
	70	建築板金「ダクト板金作業」(1級)	
		" (2級)	3年
	77	タイル張り・タイル張り工(1級)	
		" " (2級)	3年
	78	築炉・築炉工(1級)・れんが積み	
		" " (2級)	3年
	79	ブロック建築・ブロック建築工(1級)・コンクリート積みブロック施工	
		" " (2級)	3年
	80	石工・石材施工・石積み(1級)	
		" " " (2級)	3年
	81	鉄工・製罐(1級)	
		" " (2級)	3年
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工(1級)	
		" " (2級)	3年
	83	工場板金(1級)	
		" (2級)	3年
	84	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」(1級)	
		" " " (2級)	3年
	85	板金・板金工・打出し板金(1級)	
		" " " (2級)	3年
	86	かわらぶき・スレート施工(1級)	
		" " (2級)	3年
	87	ガラス施工(1級)	
		" (2級)	3年
	88	塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)	
		" " " (2級)	3年
	89	建築塗装・建築塗装工(1級)	
		" " (2級)	3年
	90	金属塗装・金属塗装工(1級)	
		" " (2級)	3年
	91	噴霧塗装(1級)	
		" (2級)	3年
	67	路面標示施工	
	92	畳製作・畳工(1級)	
		" " (2級)	3年
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)	
		" " " " " " " (2級)	3年
	94	熱絶縁施工(1級)	
		" (2級)	3年
	95	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)	
		" " " " " (2級)	3年
	96	造園(1級)	
		" (2級)	3年

97	防水施工(1級)	
	“(2級)	3年
98	さく井(1級)	
	“(2級)	3年
61	地すべり防止工事	1年
40	基礎ぐい工事	
62	建築設備士	1年
63	計装	1年
60	解体工事	
36	基幹技能者	
99	その他	

※1 令和3年4月1日以降に「第一級アナログ通信」及び「第一級デジタル通信」の工事担任者証の交付を受けた者又は「総合通信」の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る。(資格者証交付後3年以上の実務経験が必要。)

誓 約 書

申請者は、第13条の2第8項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の日から法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 年 月 日

申請者 北海道建設株式会社

~~地方整備局長~~

~~北海道開発局長~~

北海道知事 殿

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」

00111

合併認可申請書
(第1面)

この申請書により、合併の認可を申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

令和 年 月 日

2
申請者

北海道札幌市中央区北3条西6丁目3番12号

北海道建設株式会社

代表取締役 北 海 太 郎

北海道札幌市東区北16条東1丁目3番15号

株式会社東日本建設

代表取締役 菅 梅 子

1

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
北海道知事 殿

行政庁側記入欄		大臣 コード* 知事 振興局コード*		許可年月日	
許 可 番 号	01	3	国土交通大臣 知事 許可（般- ☐ 特- ☐ ）第	5	10
認 可 申 請 年 月 日	02	令和	3	年	7
				月	15
					日

合 併 年 月 日 03 令和 03 年 01 月 20 日

合 併 理 由 04

合 併 の 価 格 05 円

引き続き使用する 許可番号	06	5	6	1	大臣 コード* 知事 振興局コード*	5	7	10
					国土交通大臣 北海道知事 許可（般- ☐ 特- ☐ ）第			

<合併存続法人又は合併により新設される法人に関する事項>

合併後に営業しようとする建設業 07 21 2 1.一般 2.特定

認可申請時において合併存続法人が許可を受けている建設業 08 21 2 1.一般 2.特定

商号又は名称のフリガナ 09 ホ ッ カ イ ド ウ ケ ン セ ツ 10

商号又は名称 10 北 海 道 建 設 (株) 11

代表者の氏名のフリガナ 11 ホ ッ カ イ タ ロ ウ 12

代 表 者 の 氏 名 12 北 海 太 郎 12

合併後の主たる営業所の所在地市町村コード 13 01101 都道府県名 北海道 14 市区町村名 札幌市中央区 15

合併後の主たる営業所の所在地 14 北 3 条 西 6 - 3 - 1 2 16

郵便番号 15 060-1234 電話番号 011-1234-567 17

ファックス番号

資本金額等 16 資本金額又は出資総額 4 5 10 22000 (千円) 18

法人番号 13 15 20 25 1234567890123 19

建設業以外に行っている営業の種類
製造業 **20**

＜合併消滅法人に関する事項＞

受けている建設業

- 123 -

- 1 不要のものを消す。
- 2 申請者の他に申請書又は添付書類を作成した者がある場合、申請者に加えその者の氏名記載する。
- 3 合併を行う年月日を記入する
- 4 合併を行う理由を簡潔に記入する。
- 5 合併消滅法人又は合併存続法人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入する。
- 6 次の表に掲げる振興局コードを記入する。

振興局名	コード	振興局名	コード
石狩振興局	51	宗谷総合振興局	58
渡島総合振興局	52	オホーツク総合振興局	59
檜山振興局	53	胆振総合振興局	60
後志総合振興局	54	日高振興局	61
空知総合振興局	55	十勝総合振興局	62
上川総合振興局	56	釧路総合振興局	63
留萌振興局	57	根室振興局	64

- 7 右詰で記入し、空位のコラムに「0」を記入する。
- 8 この申請により認可を受け合併が行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表に対応する略号のコラムに記入する。

土：土木工事業	屋：屋根工事業	舗：舗装工事業	内：内装仕上工事業	具：建具工事業
建：建築工事業	電：電気工事業	しゅ：しゅんせつ工事業	機：機械器具設置工事業	水：水道施設工事業
大：大工工事業	管：管工事業	板：板金工事業	絶：熱絶縁工事業	消：消防施設工事業
左：左官工事業	タ：タイル・れんが・ブロック工事業	ガ：ガラス工事業	通：電気通信工事業	清：清掃施設工事業
と：とび・土工工事業	鋼：鋼構造物工事業	塗：塗装工事業	園：造園工事業	解：解体工事業
石：石工事業	筋：鉄筋工事業	防：防水工事業	井：さく井工事業	：

- 9 合併存続法人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入する。
- 10 濁点、半濁点を表す文字は一字として記入する。
- 11 略号のフリガナの記入は不要。
略号の種類：
株式会社→（株）、特例有限会社→（有）、合資会社→（資）、合名会社→（名）、
合同会社→（合）、協同組合→（同）、協業組合→（業）、企業組合→（企）
- 12 姓と名の間は1コラム空ける。
- 13 下表に掲げる市区町村コードを記入する。（全国地方公共団体コード（総務省）の上5桁）

市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード
札幌市中央区	01101	登別市	01230	積丹町	01405	増毛町	01481	日高町	01601
札幌市北区	01102	恵庭市	01231	古平町	01406	小平町	01482	平取町	01602
札幌市東区	01103	伊達市	01233	仁木町	01407	苫前町	01483	新冠町	01604
札幌市白石区	01104	北広島市	01234	余市町	01408	羽幌町	01484	浦河町	01607
札幌市豊平区	01105	石狩市	01235	赤井川村	01409	初山別村	01485	様似町	01608
札幌市南区	01106	北斗市	01236	南幌町	01423	遠別町	01486	えりも町	01609
札幌市西区	01107	当別町	01303	奈井江町	01424	天塩町	01487	新ひだか町	01610
札幌市厚別区	01108	新篠津村	01304	上砂川町	01425	猿払村	01511	音更町	01631
札幌市手稲区	01109	松前町	01331	由仁町	01427	浜頓別町	01512	士幌町	01632
札幌市清田区	01110	福島町	01332	長沼町	01428	中頓別町	01513	上士幌町	01633
函館市	01202	知内町	01333	栗山町	01429	枝幸町	01514	鹿追町	01634
小樽市	01203	木古内町	01334	月形町	01430	豊富町	01516	新得町	01635
旭川市	01204	七飯町	01337	浦臼町	01431	礼文町	01517	清水町	01636
室蘭市	01205	鹿部町	01343	新十津川町	01432	利尻町	01518	芽室町	01637
釧路市	01206	森町	01345	妹背牛町	01433	利尻富士町	01519	中札内村	01638
帯広市	01207	八雲町	01346	秩父別町	01434	幌延町	01520	更別村	01639
北見市	01208	長万部町	01347	雨竜町	01436	美幌町	01543	大樹町	01641
夕張市	01209	江差町	01361	北竜町	01437	津別町	01544	広尾町	01642
岩見沢市	01210	上ノ国町	01362	沼田町	01438	斜里町	01545	幕別町	01643
網走市	01211	厚沢部町	01363	鷹栖町	01452	清里町	01546	池田町	01644
留萌市	01212	乙部町	01364	東神楽町	01453	小清水町	01547	豊頃町	01645
苫小牧市	01213	奥尻町	01367	当麻町	01454	訓子府町	01549	本別町	01646
稚内市	01214	今金町	01370	比布町	01455	置戸町	01550	足寄町	01647
美幌市	01215	せたな町	01371	愛別町	01456	佐呂間町	01552	陸別町	01648
芦別市	01216	島牧村	01391	上川町	01457	遠軽町	01555	浦幌町	01649
江別市	01217	寿都町	01392	東川町	01458	湧別町	01559	釧路町	01661
赤平市	01218	黒松内町	01393	美瑛町	01459	滝上町	01560	厚岸町	01662
紋別市	01219	蘭越町	01394	上富良野町	01460	興部町	01561	浜中町	01663
士別市	01220	ニセコ町	01395	中富良野町	01461	西興部村	01562	標茶町	01664
名寄市	01221	真狩村	01396	南富良野町	01462	雄武町	01563	弟子屈町	01665
三笠市	01222	留寿都村	01397	占冠村	01463	大空町	01564	鶴居村	01667
根室市	01223	喜茂別町	01398	和寒町	01464	豊浦町	01571	白糠町	01668
千歳市	01224	京極町	01399	剣淵町	01465	壮瞥町	01575	別海町	01691
滝川市	01225	倶知安町	01400	下川町	01468	白老町	01578	中標津町	01692
砂川市	01226	共和町	01401	美深町	01469	厚真町	01581	標津町	01693
歌志内市	01227	岩内町	01402	音威子府村	01470	洞爺湖町	01584	羅臼町	01694
深川市	01228	泊村	01403	中川町	01471	安平町	01585		
富良野市	01229	神恵内村	01404	幌加内町	01472	むかわ町	01586		

- 14 主たる営業所の所在する都道府県名を記載する。
- 15 主たる営業所の所在する市区町村名を記載する。（登記上と事実上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記載する。）

- 16 上記15の事項により記載した市区町村名に続く町名、街区符号及び住居番号等を「丁目」「番」「号」については「ー」（ハイフン）で区切り記入する。（登記上と事実上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記入する。）
- 17 市外局番、局番及び番号をそれぞれ「ー」（ハイフン）で区切る。
- 18 申請者が法人の場合記入し、株式会社にあっては資本金額を、それ以外の法人にあっては出資総額を記入する。（申請者が個人の場合、記入しない。）
- 19 申請者が法人であって法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合、当該法人番号を記入する。
- 20 建設業以外に営業している業種がある場合、その業種を記入する。
- 21 この申請書により合併の認可を申請する合併消滅法人が許可を受けている建設業を8と同じ要領で記入する。
- 22 この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号を記載する。

令和 年 月 日

役員等の氏名及び役名等

1 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。

2 「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

營業所一覽表

行政庁側記入欄	
区 分	項番 ³ 8 1 1 大臣 知事 振興局コト*
許可番号	項番 ³ 8 2 [] [] [] 国土交通大臣 知事
許可(一般[] [])第	[] ⁵ [] [] [] [] ¹⁰
号	[] ¹¹ [] ¹³ [] ¹⁵
令和	[]年[]月[]日

(主たる営業所) **8** / **9**

[illegible]

(従たる営業所)

[illegible]

(従たる営業所)

3 5 10 15 20
 23 25 30 35 40
 フリガナ オビヒロシテン
 従たる営業所の称 8 4 帯 広 支 店
 23 25 30 35 40
 従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 0 1 2 0 7 都道府県名 北海道 市区町村名 帯広市
 6 5 10 15 20
 23 25 30 35 40
 従たる営業所の所在地 8 6 西 1 条 北 1 ー 1
 23 25 30 35 40
 郵便番号 8 7 0 8 0 ー 0 0 3 1 電話番号 0 1 5 5 ー 2 5 ー 8 8 8 8
 2 7
 営業しようとする建設業 8 8 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
 (1. 一般)
 (2. 特定)

- 1 太線の枠内は記入しない。
- 2 一般建設業の許可は「1」、特定建設業の許可は「2」を、次の表に対応する略号のカラムに記入する。
- 3 下表に掲げる市町村コードを記入する。（全国地方公共団体コード（総務省）の上5桁）

市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード
札幌市中央区	01101	登別市	01230	積丹町	01405	増毛町	01481	日高町	01601
札幌市北区	01102	恵庭市	01231	古平町	01406	小平町	01482	平取町	01602
札幌市東区	01103	伊達市	01233	仁木町	01407	苫前町	01483	新冠町	01604
札幌市白石区	01104	北広島市	01234	余市町	01408	羽幌町	01484	浦河町	01607
札幌市豊平区	01105	石狩市	01235	赤井川村	01409	初山別村	01485	様似町	01608
札幌市南区	01106	北斗市	01236	南幌町	01423	遠別町	01486	えりも町	01609
札幌市西区	01107	当別町	01303	奈井江町	01424	天塩町	01487	新ひだか町	01610
札幌市厚別区	01108	新篠津村	01304	上砂川町	01425	猿払村	01511	音更町	01631
札幌市手稲区	01109	松前町	01331	由仁町	01427	浜頓別町	01512	士幌町	01632
札幌市清田区	01110	福島町	01332	長沼町	01428	中頓別町	01513	上士幌町	01633
函館市	01202	知内町	01333	栗山町	01429	枝幸町	01514	鹿追町	01634
小樽市	01203	木古内町	01334	月形町	01430	豊富町	01516	新得町	01635
旭川市	01204	七飯町	01337	清臼町	01431	礼文町	01517	清水町	01636
室蘭市	01205	鹿部町	01343	新十津川町	01432	利尻町	01518	芽室町	01637
釧路市	01206	森町	01345	妹背牛町	01433	利尻富士町	01519	中札内村	01638
帯広市	01207	八雲町	01346	秩父別町	01434	幌延町	01520	更別村	01639
北見市	01208	長万部町	01347	雨竜町	01436	美幌町	01543	大樹町	01641
夕張市	01209	江差町	01361	北竜町	01437	津別町	01544	広尾町	01642
岩見沢市	01210	上ノ国町	01362	沼田町	01438	斜里町	01545	幕別町	01643
網走市	01211	厚沢部町	01363	鷹栖町	01452	清里町	01546	池田町	01644
留萌市	01212	乙部町	01364	東神楽町	01453	小清水町	01547	豊頃町	01645
苫小牧市	01213	奥尻町	01367	当麻町	01454	訓子府町	01549	本別町	01646
稚内市	01214	今金町	01370	比布町	01455	置戸町	01550	足寄町	01647
美瑛市	01215	せたな町	01371	愛別町	01456	佐呂間町	01552	陸別町	01648
芦別市	01216	島牧村	01391	上川町	01457	遠軽町	01555	浦幌町	01649
江別市	01217	寿都町	01392	東川町	01458	湧別町	01559	釧路町	01661
赤平市	01218	黒松内町	01393	美瑛町	01459	滝上町	01560	厚岸町	01662
紋別市	01219	蘭越町	01394	上富良野町	01460	興部町	01561	浜中町	01663
士別市	01220	ニセコ町	01395	中富良野町	01461	西興部村	01562	標茶町	01664
名寄市	01221	真狩村	01396	南富良野町	01462	雄武町	01563	弟子屈町	01665
三笠市	01222	留寿都村	01397	占冠村	01463	大空町	01564	鶴居村	01667
根室市	01223	喜茂別町	01398	和寒町	01464	豊浦町	01571	白糠町	01668
千歳市	01224	京極町	01399	剣淵町	01465	壮瞥町	01575	別海町	01691
滝川市	01225	倶知安町	01400	下川町	01468	白老町	01578	中標津町	01692
砂川市	01226	共和町	01401	美深町	01469	厚真町	01581	標津町	01693
歌志内市	01227	岩内町	01402	音威子府村	01470	洞爺湖町	01584	羅臼町	01694
深川市	01228	泊村	01403	中川町	01471	安平町	01585		
富良野市	01229	神恵内村	01404	幌加内町	01472	むかわ町	01586		

- 4 従たる営業所の所在する都道府県名を記載する。
- 5 従たる営業所の所在する市区町村名を記載する。（登記上と事実上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記載する。）
- 6 上記5の事項により記載した市区町村名に続く町名、街区符号及び住居番号等を「丁目」「番」「号」については「ー」（ハイフン）で区切りを記入する。（登記上と事実上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記載する。）
- 7 市外局番、局番及び番号をそれぞれ「ー」（ハイフン）で区切る。
- 8 従たる営業所が3以上ある場合、2枚目以降の主たる営業所欄は記載不要。
- 9 従たる営業所がない（主たる営業所のみ）場合は、右上の余白に「該当なし」と記載する。この場合、主たる営業所欄も記載不要。

専任技術者一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	フリガナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店 / 1	キタグニ 北国 タロウ 太郎 / 2	土－９、と－９ / 3	１３ / 4
本店	キタグニ 北国 ジロウ 二郎	建－７	２１
本店	スガ 菅 ジロウ 次郎	と－８、解－８	１４
小樽支店	ミナミ 南 イチロウ 一郎	土－９、と－９	１３
小樽支店	ミナミ 南 サブロウ 三郎	建－７	２１
帯広支店	スガ 菅 コウイチ 光一	と－９	１１

- 1 合併認可申請書（別記様式第二十二号の七）別紙二「営業所一覧表」の営業所名称と同じ順序で、各営業所ごとに記載する。
- 2 国家資格認定証明書、卒業証明書、住民票（実務経験のみの場合）の字で記入する。
- 3 合併認可申請書（別記様式第二十二号の七）別紙二「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土－9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表に対応する略号とを「－」（ハイフン）で結んで記載する。

・一般建設業の場合

「1」・・・・・・法第7条第2号イ該当
「4」・・・・・・法第7条第2号ロ該当
「7」・・・・・・法第7条第2号ハ該当

・特定建設業の場合

「2」・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
「3」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
「5」・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
「6」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
「8」・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
「9」・・・・・・法第15条第2号イ該当

土	： 土木工事業	屋	： 屋根工事業	舗	： 舗装工事業	内	： 内装仕上工事業	具	： 建具工事業
建	： 建築工事業	電	： 電気工事業	しゅ	： しゅんせつ工事業	機	： 機械器具設置工事業	水	： 水道施設工事業
大	： 大工工事業	管	： 管工事業	板	： 板金工事業	絶	： 熱絶縁工事業	消	： 消防施設工事業
左	： 左官工事業	タ	： タイル・れんが・ブロック工事業	ガ	： ガラス工事業	通	： 電気通信工事業	清	： 清掃施設工事業
と	： とび・土工工事業	鋼	： 鋼構造物工事業	塗	： 塗装工事業	園	： 造園工事業	解	： 解体工事業
石	： 石工事業	筋	： 鉄筋工事業	防	： 防水工事業	井	： さく井工事業		：

- 4 記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について、下表の分類に従い、該当するコードを記載する。

コード		資格区分
建設業法	01	法第7条第2号イ該当
	02	法第7条第2号ロ該当
	03	法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
	04	法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
	11	一級建設機械施工管理技士
	12	二級 “ （第1種～第6種）
	13	一級土木施工管理技士
	14	二級 “ （土木）
	15	“ （鋼構造物塗装）
	16	“ （薬液注入）
	20	一級建築施工管理技士
	21	二級 “ （建築）
	22	“ （躯体）
	23	“ （仕上げ）
	27	一級電気工事施工管理技士
	28	二級 “
	29	一級管工事施工管理技士
	30	二級 “
	31	一級電気通信工事施工管理技士
	32	二級 “
	33	一級造園施工管理技士
	34	二級 “
建築士法	37	一級建築士
	38	二級 “
	39	木造 “
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造物及びコンクリート」）
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）
	45	機械・総合技術監理（機械）
	46	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体力学」又は「熱工学」）
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）
	52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）

電気工事 士法電気 事業法	55	第一種電気工事士	
	56	第二種 "	3年
	58	電気主任技術者(第1種～第3種)	5年
電気通信 事業法	59	電気通信主任技術者	5年
	35	工事担任者(※1)	3年
水道法	65	給水装置工事主任技術者	1年
消防法	68	甲種消防設備士	
	69	乙種 "	
職業能力 開発促進 法	71	建築大工(1級)	
		" (2級)	3年
	64	型枠施工(1級)	
		" (2級)	3年
	72	左官(1級)	
		" (2級)	3年
	57	とび・とび工(1級)	
		" (2級)	3年
	73	コンクリート圧送施工(1級)	
		" (2級)	3年
	66	ウェルポイント施工(1級)	
		" (2級)	3年
	74	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管(1級)	
		" " (2級)	3年
	75	給排水衛生設備配管(1級)	
		" (2級)	3年
	76	配管・配管工(1級)	
		" " (2級)	3年
	70	建築板金「ダクト板金作業」(1級)	
		" (2級)	3年
	77	タイル張り・タイル張り工(1級)	
		" " (2級)	3年
	78	築炉・築炉工(1級)・れんが積み	
		" " (2級)	3年
	79	ブロック建築・ブロック建築工(1級)・コンクリート積みブロック施工	
		" " (2級)	3年
	80	石工・石材施工・石積み(1級)	
		" " (2級)	3年
	81	鉄工・製罐(1級)	
		" " (2級)	3年
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工(1級)	
		" " (2級)	3年
	83	工場板金(1級)	
		" (2級)	3年
	84	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」(1級)	
		" " " (2級)	3年
	85	板金・板金工・打出し板金(1級)	
		" " " (2級)	3年
	86	かわらぶき・スレート施工(1級)	
		" " (2級)	3年
	87	ガラス施工(1級)	
		" (2級)	3年
	88	塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)	
		" " " (2級)	3年
	89	建築塗装・建築塗装工(1級)	
		" " (2級)	3年
	90	金属塗装・金属塗装工(1級)	
		" " (2級)	3年
	91	噴霧塗装(1級)	
		" (2級)	3年
	67	路面標示施工	
	92	畳製作・畳工(1級)	
		" " (2級)	3年
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)	
		" " " " " " " (2級)	3年
	94	熱絶縁施工(1級)	
		" (2級)	3年
	95	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)	
		" " " " " (2級)	3年
	96	造園(1級)	
		" (2級)	3年

97	防水施工(1級)	
	〃 (2級)	3年
98	さく井(1級)	
	〃 (2級)	3年
61	地すべり防止工事	1年
40	基礎ぐい工事	
62	建築設備士	1年
63	計装	1年
60	解体工事	
36	基幹技能者	
99	その他	

※1 令和3年4月1日以降に「第一級アナログ通信」及び「第一級デジタル通信」の工事担任者証の交付を受けた者又は「総合通信」の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る。(資格者証交付後3年以上の実務経験が必要。)

(第1面)

令和 年 月 日

北海道札幌市中央区北3条西6丁目3番12号
北海道建設株式会社
代表取締役 北 海 太 郎

北海道札幌市東区北16条東1丁目3番15号
株式会社東日本建設
代表取締役 菅 梅 子

行政庁側記入欄										大臣 知事 振興局コード*										許可年月日											
許可番号		項番		3		国土交通大臣 知事許可		(一般-□□)		第		5		10		号		令和		11		年		13		月		15		日	
認可申請年月日		0		2		令和		3		年		5		7		月		日													

分割の理由 0 4 4

分割の価格 05 円

引き続き使用する許可番号

大臣 知事 振興局 国土交通大臣 北海道知事 許可 (一般特) 第 号

0 6 0 1 5 1 2 9 0 0 4 5 6 7 10

5 6 1 5 7

[illegible]

認 可 請 時 にお
い 許 可 を 受 け
て 認 可 証 を 受 け 取 る 日 付 (年 月 日)

3	9	5	10	15	20	25	30
0	8	2	1	2			

(1. 一 般)

[illegible][illegible][illegible]

代の	表氏	者名		1	2	北	海		5	12	太	郎			10		
----	----	----	--	---	---	---	---	--	---	----	---	---	--	--	----	--	--

分割後の主たる所有地における営業用として利用する市町村 13 都道府県名 14 北海道 市区町村名 15 札幌市中央区

[illegible]

郵便番号 150-6123 電話番号 011-1234

ファックス番号 18

資本金額等 1 6 資本金額又は出資総額 4 5 2 2 0 0 0 0 (千円)

法人番号

13	15						20					25
1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3

20
建設業以外に行っている営業の種類
製造業

＜分割被承継法人に関する事項＞

ファックス番号

大臣
知事
振興局

許可番号 29015161 国土交通大臣 北海道知事 許可（設特）300）第0008765号 許可年月日 平成30年08月15日

連絡先

所属等 氏名 北 海 花 子 電話番号 0 1 1 - 1 2 3 - 4 5 6 7
ファックス番号

- 1 不要のものを消す。
- 2 申請者の他に申請書又は添付書類を作成した者がある場合、申請者に加えその者の氏名も記載する。
- 3 分割を行う年月日を記入する
- 4 分割を行う理由を簡潔に記入する。
- 5 分割被承継法人又は分割承継法人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入する。
- 6 次の表に掲げる振興局コードを記入する。

振興局名	コード	振興局名	コード
石狩振興局	51	宗谷総合振興局	58
渡島総合振興局	52	オホーツク総合振興局	59
檜山振興局	53	胆振総合振興局	60
後志総合振興局	54	日高振興局	61
空知総合振興局	55	十勝総合振興局	62
上川総合振興局	56	釧路総合振興局	63
留萌振興局	57	根室振興局	64

- 7 右詰で記入し、空位のコラムに「0」を記入する。
- 8 この認可を受け分割が行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表に対応する略号のコラムに記入する。

土：土木工事業	屋：屋根工事業	舗：舗装工事業	内：内装仕上工事業	具：建具工事業
建：建築工事業	電：電気工事業	しゅ：しゅんせつ工事業	機：機械器具設置工事業	水：水道施設工事業
大：大工工事業	管：管工事業	板：板金工事業	絶：熱絶縁工事業	消：消防施設工事業
左：左官工事業	タ：タイル・れんが・ブロック工事業	ガ：ガラス工事業	通：電気通信工事業	清：清掃施設工事業
と：とび・土工工事業	鋼：鋼構造物工事業	塗：塗装工事業	園：造園工事業	解：解体工事業
石：石工事業	筋：鉄筋工事業	防：防水工事業	井：さく井工事業	

- 9 分割承継法人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、9と同じ要領で記入する。
- 10 濁点、半濁点を表す文字は一字として記入する。
- 11 略号のフリガナの記入は不要。
略号の種類：
株式会社→(株)、特例有限会社→(有)、合資会社→(資)、合名会社→(名)、
合同会社→(合)、協同組合→(同)、協業組合→(業)、企業組合→(企)
- 12 姓と名の間は1コラム空ける。
- 13 次の表に掲げる市区町村コードを記入する。(全国地方公共団体コード(総務省)の上5桁)

市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード
札幌市中央区	01101	登別市	01230	釧路市	01405	増毛町	01481	日高町	01601
札幌市北区	01102	恵庭市	01231	古平町	01406	小平町	01482	平取町	01602
札幌市東区	01103	伊達市	01233	仁木町	01407	苫前町	01483	新冠町	01604
札幌市白石区	01104	北広島市	01234	余市町	01408	羽幌町	01484	浦河町	01607
札幌市豊平区	01105	石狩市	01235	赤井川村	01409	初山別村	01485	様似町	01608
札幌市南区	01106	北斗市	01236	南幌町	01423	遠別町	01486	えりも町	01609
札幌市西区	01107	当別町	01303	奈井江町	01424	天塩町	01487	新ひだか町	01610
札幌市厚別区	01108	新篠津村	01304	上砂川町	01425	猿払村	01511	音更町	01631
札幌市手稲区	01109	松前町	01331	由仁町	01427	浜頓別町	01512	士幌町	01632
札幌市清田区	01110	福島町	01332	長沼町	01428	中頓別町	01513	上士幌町	01633
函館市	01202	知内町	01333	栗山町	01429	枝幸町	01514	鹿追町	01634
小樽市	01203	木古内町	01334	月形町	01430	豊富町	01516	新得町	01635
旭川市	01204	七飯町	01337	浦臼町	01431	礼文町	01517	清水町	01636
室蘭市	01205	鹿部町	01343	新十津川町	01432	利尻町	01518	芽室町	01637
釧路市	01206	森町	01345	妹背牛町	01433	利尻富士町	01519	中札内村	01638
帯広市	01207	八雲町	01346	秩父別町	01434	幌延町	01520	更別村	01639
北見市	01208	長万部町	01347	雨竜町	01436	美幌町	01543	大樹町	01641
夕張市	01209	江差町	01361	北竜町	01437	津別町	01544	広尾町	01642
岩見沢市	01210	上ノ国町	01362	沼田町	01438	斜里町	01545	幕別町	01643
網走市	01211	厚沢部町	01363	鷹栖町	01452	清里町	01546	池田町	01644
留萌市	01212	乙部町	01364	東神楽町	01453	小清水町	01547	豊頃町	01645
苫小牧市	01213	奥尻町	01367	当麻町	01454	訓子府町	01549	本別町	01646
稚内市	01214	今金町	01370	比布町	01455	置戸町	01550	足寄町	01647
美瑛市	01215	せたな町	01371	愛別町	01456	佐呂間町	01552	陸別町	01648
芦別市	01216	島牧村	01391	上川町	01457	遠軽町	01555	浦幌町	01649
江別市	01217	寿都町	01392	東川町	01458	湧別町	01559	釧路町	01661
赤平市	01218	黒松内町	01393	美瑛町	01459	滝上町	01560	厚岸町	01662
紋別市	01219	蘭越町	01394	上富良野町	01460	興部町	01561	浜中町	01663
士別市	01220	ニセコ町	01395	中富良野町	01461	西興部村	01562	標茶町	01664
名寄市	01221	真狩村	01396	南富良野町	01462	雄武町	01563	弟子屈町	01665
三笠市	01222	留寿都村	01397	占冠村	01463	大空町	01564	鶴居村	01667
根室市	01223	喜茂別町	01398	和寒町	01464	豊浦町	01571	白糠町	01668
千歳市	01224	京極町	01399	剣淵町	01465	壮瞥町	01575	別海町	01691
滝川市	01225	倶知安町	01400	下川町	01468	白老町	01578	中標津町	01692
砂川市	01226	共和町	01401	美深町	01469	厚真町	01581	標津町	01693
歌志内市	01227	岩内町	01402	音威子府村	01470	洞爺湖町	01584	羅臼町	01694
深川市	01228	泊村	01403	中川町	01471	安平町	01585		
富良野市	01229	神恵内村	01404	幌加内町	01472	むかわ町	01586		

- 14 主たる営業所の所在する都道府県名を記載する。
- 15 主たる営業所の所在する市区町村名を記載する。（登記上と事実上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記載する。）
- 16 上記16の事項により記載した市区町村名に続く町名、街区符号及び住居番号等を「丁目」「番」「号」については「-」（ハイフン）で区切り記入する。（登記上と事実上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記入する。）
- 17 市外局番、局番及び番号をそれぞれ「-」（ハイフン）で区切る。
- 18 申請者が法人の場合記入し、株式会社にあっては資本金額を、それ以外の法人にあっては出資総額を記入する。（申請者が個人の場合、記入しない。）
- 19 申請者が法人であって法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合、当該法人番号を記入する。
- 20 建設業以外に営業している業種がある場合、その業種を記入する。
- 21 この申請書により合併の認可を申請する合併消滅法人が許可を受けている建設業を9と同じ要領で記入する。
- 22 この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号を記載する。

令和 年 月 日

1 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに
限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
2 「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

營業所一覽表

行政庁側記入欄

区 分

大臣
知事

許可番号) 第 号

許可年月日 令和 年 月 日

(主たる営業所) 8 / 9

主たる営業所名 フリガナ ホンテン

主たる営業所の名 称 2 本店

営業しようとする建設業 8 3 2 1 2 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 2

(1. 一般
2. 特定)

(従たる営業所)

フリガナ オタルシテン

従たる営業所の名称 ☐ 8 4 小 樽 支 店 ☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐

☐ 23 ☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐

内 容
従たる営業所の所在地市区町村コード ☐ 8 5 0 1 2 0 3 都道府県名 北海道 市区町村名 小樽市

従たる営業所の所在地 ☐ 8 6 入 船 1 - 5 - 1 0 ☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐

郵便番号 ☐ 8 7 0 4 7 - 0 0 2 1 電話番号 ☐ 0 1 3 4 - 9 8 - 7 6 5 4

営業しようとする建設業 ☐ 8 8 土 工 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

(1 . 一般)
(2 . 特定)

(従たる営業所)

従たる営業所の所在地市区町村コード
 都道府県名 _____ 市区町村名 _____
 郵便番号 _____ 電話番号 _____
 営業しようとする建設業種 _____ (1. 一般)
 (2. 特定)

- 1 太線の枠内は記入しない。
- 2 一般建設業の許可は「1」、特定建設業の許可は「2」を、次の表に対応する略号のカラムに記入する。
- 3 次の表に掲げる市町村コードを記入する。（全国地方公共団体コード（総務省）の上5桁）

市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード
札幌市中央区	01101	登別市	01230	積丹町	01405	増毛町	01481	日高町	01601
札幌市北区	01102	恵庭市	01231	古平町	01406	小平町	01482	平取町	01602
札幌市東区	01103	伊達市	01233	仁木町	01407	苫前町	01483	新冠町	01604
札幌市白石区	01104	北広島市	01234	余市町	01408	羽幌町	01484	浦河町	01607
札幌市豊平区	01105	石狩市	01235	赤井川村	01409	初山別村	01485	様似町	01608
札幌市南区	01106	北斗市	01236	南幌町	01423	遠別町	01486	えりも町	01609
札幌市西区	01107	当別町	01303	奈井江町	01424	天塩町	01487	新ひだか町	01610
札幌市厚別区	01108	新篠津村	01304	上砂川町	01425	猿払村	01511	音更町	01631
札幌市手稲区	01109	松前町	01331	由仁町	01427	浜頓別町	01512	士幌町	01632
札幌市清田区	01110	福島町	01332	長沼町	01428	中頓別町	01513	上士幌町	01633
函館市	01202	知内町	01333	栗山町	01429	枝幸町	01514	鹿追町	01634
小樽市	01203	木古内町	01334	月形町	01430	豊富町	01516	新得町	01635
旭川市	01204	七飯町	01337	浦臼町	01431	礼文町	01517	清水町	01636
室蘭市	01205	鹿部町	01343	新十津川町	01432	利尻町	01518	芽室町	01637
釧路市	01206	森町	01345	妹背牛町	01433	利尻富士町	01519	中札内村	01638
帯広市	01207	八雲町	01346	秩父別町	01434	幌延町	01520	更別村	01639
北見市	01208	長万部町	01347	雨竜町	01436	美幌町	01543	大樹町	01641
夕張市	01209	江差町	01361	北竜町	01437	津別町	01544	広尾町	01642
岩見沢市	01210	上ノ国町	01362	沼田町	01438	斜里町	01545	幕別町	01643
網走市	01211	厚沢部町	01363	鷹栖町	01452	清里町	01546	池田町	01644
留萌市	01212	乙部町	01364	東神楽町	01453	小清水町	01547	豊頃町	01645
苫小牧市	01213	奥尻町	01367	当麻町	01454	訓子府町	01549	本別町	01646
稚内市	01214	今金町	01370	比布町	01455	置戸町	01550	足寄町	01647
美唄市	01215	せたな町	01371	愛別町	01456	佐呂間町	01552	陸別町	01648
芦別市	01216	島牧村	01391	上川町	01457	遠軽町	01555	浦幌町	01649
江別市	01217	寿都町	01392	東川町	01458	湧別町	01559	釧路町	01661
赤平市	01218	黒松内町	01393	美瑛町	01459	滝上町	01560	厚岸町	01662
紋別市	01219	蘭越町	01394	上富良野町	01460	興部町	01561	浜中町	01663
士別市	01220	ニセコ町	01395	中富良野町	01461	西興部村	01562	標茶町	01664
名寄市	01221	真狩村	01396	南富良野町	01462	雄武町	01563	弟子屈町	01665
三笠市	01222	留寿都村	01397	占冠村	01463	大空町	01564	鶴居村	01667
根室市	01223	喜茂別町	01398	和寒町	01464	豊浦町	01571	白糠町	01668
千歳市	01224	京極町	01399	剣淵町	01465	壮瞥町	01575	別海町	01691
滝川市	01225	倶知安町	01400	下川町	01468	白老町	01578	中標津町	01692
砂川市	01226	共和町	01401	美深町	01469	厚真町	01581	標津町	01693
歌志内市	01227	岩内町	01402	音威子府村	01470	洞爺湖町	01584	羅臼町	01694
深川市	01228	泊村	01403	中川町	01471	安平町	01585		
富良野市	01229	神恵内村	01404	幌加内町	01472	むかわ町	01586		

- 4 従たる営業所の所在する都道府県名を記載する。
- 5 従たる営業所の所在する市区町村名を記載する。（登記上と事実上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記載する。）
- 6 上記5の事項により記載した市区町村名に続く町名、街区符号及び住居番号等を「丁目」「番」「号」については「-」（ハイフン）で区切りを記入する。（登記上と事実上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記載する。）
- 7 市外局番、局番及び番号をそれぞれ「-」（ハイフン）で区切る。
- 8 従たる営業所が3以上ある場合、2枚目以降の主たる営業所欄は記載不要。
- 9 従たる営業所がない（主たる営業所のみ）場合は、右上の余白に「該当なし」と記載する。この場合、主たる営業所欄も記載不要。

専任技術者一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	フリガナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店 / 1	キタグニ タロウ 北国 太郎 / 2	土－９、と－９ / 3	１３ / 4
本店	キタグニ ジロウ 北国 二郎	建－７	２１
本店	スガ ジロウ 菅 次郎	と－８、解－８	１４
小樽支店	ミナミ イチロウ 南 一郎	土－９、と－９	１３
小樽支店	ミナミ サブロウ 南 三郎	建－７	２１
帯広支店	スガ コウイチ 菅 光一	と－９	１１

- 1 分割認可申請書（別記様式第二十二号の八）別紙二「営業所一覧表」の営業所名称と同じ順序で、各営業所ごとに記載する。
- 2 国家資格認定証明書、卒業証明書、住民票（実務経験のみの場合）の字で記入する。
- 3 分割認可申請書（別記様式第二十二号の八）別紙二「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土－9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表に対応する略号とを「－」（ハイフン）で結んで記載する。

・一般建設業の場合

「1」・・・・・・法第7条第2号イ該当
「4」・・・・・・法第7条第2号ロ該当
「7」・・・・・・法第7条第2号ハ該当

・特定建設業の場合

「2」・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
「3」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
「5」・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
「6」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
「8」・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
「9」・・・・・・法第15条第2号イ該当

土：土木工事業	屋：屋根工事業	舗：舗装工事業	内：内装仕上工事業	具：建具工事業
建：建築工事業	電：電気工事業	しゅ：しゅんせつ工事業	機：機械器具設置工事業	水：水道施設工事業
大：大工工事業	管：管工事業	板：板金工事業	絶：熱絶縁工事業	消：消防施設工事業
左：左官工事業	タ：タイル・れんが・ブロック工事業	ガ：ガラス工事業	通：電気通信工事業	清：清掃施設工事業
と：とび・土工工事業	鋼：鋼構造物工事業	塗：塗装工事業	園：造園工事業	解：解体工事業
石：石工事業	筋：鉄筋工事業	防：防水工事業	井：さく井工事業	：

- 4 記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について、下表の分類に従い、該当するコードを記載する。

コード		資格区分
	01	法第7条第2号イ該当
	02	法第7条第2号ロ該当
	03	法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
	04	法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
建設業法	11	一級建設機械施工管理技士
	12	二級 “ （第1種～第6種）
	13	一級土木施工管理技士
	14	二級 “ （土木）
	15	“ （鋼構造物塗装）
	16	“ （薬液注入）
	20	一級建築施工管理技士
	21	二級 “ （建築）
	22	“ （躯体）
	23	“ （仕上げ）
	27	一級電気工事施工管理技士
	28	二級 “
	29	一級管工事施工管理技士
	30	二級 “
	31	一級電気通信工事施工管理技士
	32	二級 “
	33	一級造園施工管理技士
	34	二級 “
建築士法	37	一級建築士
	38	二級 “
	39	木造 “
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造物及びコンクリート」）
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）
	45	機械・総合技術監理（機械）
	46	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体力学」又は「熱工学」）
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）
	52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）

電気工事 士法電気 事業法	55	第一種電気工事士	
	56	第二種 "	3年
	58	電気主任技術者(第1種～第3種)	5年
電気通信 事業法	59	電気通信主任技術者	5年
	35	工事担任者(※1)	3年
水道法	65	給水装置工事主任技術者	1年
消防法	68	甲種消防設備士	
	69	乙種 "	
職業能力 開発促進 法	71	建築大工(1級)	
		" (2級)	3年
	64	型枠施工(1級)	
		" (2級)	3年
	72	左官(1級)	
		" (2級)	3年
	57	とび・とび工(1級)	
		" (2級)	3年
	73	コンクリート圧送施工(1級)	
		" (2級)	3年
	66	ウェルポイント施工(1級)	
		" (2級)	3年
	74	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管(1級)	
		" " (2級)	3年
	75	給排水衛生設備配管(1級)	
		" (2級)	3年
	76	配管・配管工(1級)	
		" " (2級)	3年
	70	建築板金「ダクト板金作業」(1級)	
		" (2級)	3年
	77	タイル張り・タイル張り工(1級)	
		" " (2級)	3年
	78	築炉・築炉工(1級)・れんが積み	
		" " (2級)	3年
	79	ブロック建築・ブロック建築工(1級)・コンクリート積みブロック施工	
		" " (2級)	3年
	80	石工・石材施工・石積み(1級)	
		" " (2級)	3年
	81	鉄工・製罐(1級)	
		" " (2級)	3年
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工(1級)	
		" " (2級)	3年
	83	工場板金(1級)	
		" (2級)	3年
	84	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」(1級)	
		" " " (2級)	3年
	85	板金・板金工・打出し板金(1級)	
		" " " (2級)	3年
	86	かわらぶき・スレート施工(1級)	
		" " (2級)	3年
	87	ガラス施工(1級)	
		" (2級)	3年
	88	塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)	
		" " " (2級)	3年
	89	建築塗装・建築塗装工(1級)	
		" " (2級)	3年
	90	金属塗装・金属塗装工(1級)	
		" " (2級)	3年
	91	噴霧塗装(1級)	
		" (2級)	3年
	67	路面標示施工	
	92	畳製作・畳工(1級)	
		" " (2級)	3年
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)	
		" " " " " " " " (2級)	3年
	94	熱絶縁施工(1級)	
		" (2級)	3年
	95	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)	
		" " " " " (2級)	3年
	96	造園(1級)	
		" (2級)	3年

97	防水施工(1級)	
	〃 (2級)	3年
98	さく井(1級)	
	〃 (2級)	3年
61	地すべり防止工事	1年
40	基礎ぐい工事	
62	建築設備士	1年
63	計装	1年
60	解体工事	
36	基幹技能者	
99	その他	

※1 令和3年4月1日以降に「第一級アナログ通信」及び「第一級デジタル通信」の工事担任者証の交付を受けた者又は「総合通信」の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る。(資格者証交付後3年以上の実務経験が必要。)

様式二十二号の九（第十三条の二関係）

届 出 書

令和 年 月 日

北海道知事 殿

北海道建設株式会社

届出者

代表取締役 北海 太郎

1

以下のとおり、国土交通大臣に { 譲渡及び譲受け
合 併
分 割 } の認可の申請を行いましたの
で届出をします。

記

1. 届出者に関する事項

名称	北海道建設株式会社
許可番号	北海道知事許可（般-29）石第 004567 号
許可を受けている 建設業	土木一式工事業、建築一式工事業、とび・土工・コンクリート工事業

2. 譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割に関する事項

（1）譲渡人、合併消滅法人又は分割被承継法人に関する事項

名称	株式会社東日本建設
許可番号	北海道知事許可（般-30）石第 008765 号
許可を受けている 建設業	とび・土工・コンクリート工事業、解体工事業

（2）譲受人、合併存続法人若しくは合併により設立される法人又は分割承継法人に関する事項

名称	届出者と同じ 3
許可番号	
許可を受けている 建設業	2

（3）その他

認可の 申請	申請先の地方整備局等	北海道開発局
	申請を行った日	令和2年10月20日
譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の予定日		令和3年1月20日

記載要領

- 1 「 $\left\{ \begin{array}{cc} \text{譲渡及び譲受け} & \\ \text{合} & \text{併} \\ \text{分} & \text{割} \end{array} \right\}$ 」 については、不要なものを消すこと。
- 2 2.（2）について合併により設立される法人又は分割承継法人（新設分割により設立される法人に限る。）である場合には、許可番号及び許可を受けている建設業については記載を要しない。
- 3 2.（1）又は（2）について届出者と同一である場合には、名称の欄に「届出者と同一」と記載することで、2.（1）又は（2）の名称以外の部分については記載を要しない。

00131

相 続 認 可 申 請 書
(第1面)この申請書により、建設業の相続の認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

1
地方整備局長
~~北海道開発局長~~
北海道知事 殿

2
申請者 相続人 北海道札幌市中央区北3条西6丁目3番12号
北 道 夫

行政庁側記入欄	大臣コード 知事	振興局コード	許可年月日
許可番号	項番	国土交通大臣 知事許可(般-)	第 号
認可申請年月日	令和 年 月 日		

被相続人の死亡
令和 年 月 日

大臣コード
知事

振興局コード

1
国土交通大臣
北海道知事許可(般-)

第 号

<相続人に関する事項>

相続後に相続人が営業しようとする建設業

1
土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

1. 一般
2. 特定

認可申請時ににおいて相続人が許可を受けている建設業

1
3 8 5 10 15 25 30

1. 一般
2. 特定

商号又は名称のフリガナ

1
9

商号又は名称

1
10

氏 名 の フ リ ガ ナ

1
9

氏 名

1
10

氏 名

1
10

被相続人との続

1
1

相続後の主たる営業所の所在地
市区町村コード

1
2

相続後の主たる営業所の所在地

1
3

郵便番号

1
4

電話番号

1
6

ファックス番号

兼業の有無

1
5

建設業以外に行っている営業の種類

大臣コード
知事

振興局コード

許可年月日

許可番号

1
6

18

ファックス番号建設業以外に行っている営業の種類

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

ファックス番号

電話番号 011-704-9865

- 1 不要のものを消す。
 2 申請者の他に申請書又は添付書類を作成した者がある場合、申請者に加えその者の氏名も記載する。
 3 被相続人の死亡の年月日を記入する。
 4 被相続人又は相続人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入する。
 5 次の表に掲げる振興局コードを記入する。

振興局名	コード	振興局名	コード
石狩振興局	51	宗谷総合振興局	58
渡島総合振興局	52	オホーツク総合振興局	59
檜山振興局	53	胆振総合振興局	60
後志総合振興局	54	日高振興局	61
空知総合振興局	55	十勝総合振興局	62
上川総合振興局	56	釧路総合振興局	63
留萌振興局	57	根室振興局	64

- 6 右詰で記入し、空位のコラムに「0」を記入する。
 7 この申請により認可を受け建設業者としての地位を承継した後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の分類に従い、該当する数字を次の表に対応する略号のコラムに記入する。

土：土木工事業	屋：屋根工事業	舗：舗装工事業	内：内装仕上工事業	具：建具工事業
建：建築工事業	電：電気工事業	しゅ：しゅんせつ工事業	機：機械器具設置工事業	水：水道施設工事業
大：大工工事業	管：管工事業	板：板金工事業	絶：熱絶縁工事業	消：消防施設工事業
左：左官工事業	タ：タイル・れんが・ブロック工事業	ガ：ガラス工事業	通：電気通信工事業	清：清掃施設工事業
と：とび・土工工事業	鋼：鋼構造物工事業	塗：塗装工事業	園：造園工事業	解：解体工事業
石：石工事業	筋：鉄筋工事業	防：防水工事業	井：さく井工事業	：

- 8 相続人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入する。
 9 濁点、半濁点を表す文字は一字として記入する。
 10 略号のフリガナの記入は不要。
 略号の種類：
 株式会社→（株）、特例有限会社→（有）、合資会社→（資）、合名会社→（名）、
 合同会社→（合）、協同組合→（同）、協業組合→（業）、企業組合→（企）
 11 姓と名の間は1コラム空ける。
 12 下表に掲げる市区町村コードを記入する。（全国地方公共団体コード（総務省）の上5桁）

市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード
札幌市中央区	01101	登別市	01230	積丹町	01405	増毛町	01481	日高町	01601
札幌市北区	01102	恵庭市	01231	古平町	01406	小平町	01482	平取町	01602
札幌市東区	01103	伊達市	01233	仁木町	01407	苫前町	01483	新冠町	01604
札幌市白石区	01104	北広島市	01234	余市町	01408	羽幌町	01484	浦河町	01607
札幌市豊平区	01105	石狩市	01235	赤井川村	01409	初山別村	01485	様似町	01608
札幌市南区	01106	北斗市	01236	南幌町	01423	遠別町	01486	えりも町	01609
札幌市西区	01107	当別町	01303	奈井江町	01424	天塩町	01487	新ひだか町	01610
札幌市厚別区	01108	新篠津村	01304	上砂川町	01425	猿払村	01511	音更町	01631
札幌市手稲区	01109	松前町	01331	由仁町	01427	浜頓別町	01512	士幌町	01632
札幌市清田区	01110	福島町	01332	長沼町	01428	中頓別町	01513	上士幌町	01633
函館市	01202	知内町	01333	栗山町	01429	枝幸町	01514	鹿追町	01634
小樽市	01203	木古内町	01334	月形町	01430	豊富町	01516	新得町	01635
旭川市	01204	七飯町	01337	浦臼町	01431	礼文町	01517	清水町	01636
室蘭市	01205	鹿部町	01343	新十津川町	01432	利尻町	01518	芽室町	01637
釧路市	01206	森町	01345	妹背牛町	01433	利尻富士町	01519	中札内村	01638
帯広市	01207	八雲町	01346	秩父別町	01434	幌延町	01520	更別村	01639
北見市	01208	長万部町	01347	雨竜町	01436	美幌町	01543	大樹町	01641
夕張市	01209	江差町	01361	北竜町	01437	津別町	01544	広尾町	01642
岩見沢市	01210	上ノ国町	01362	沼田町	01438	斜里町	01545	幕別町	01643
網走市	01211	厚沢部町	01363	鷹栖町	01452	清里町	01546	池田町	01644
留萌市	01212	乙部町	01364	東神楽町	01453	小清水町	01547	豊頃町	01645
苫小牧市	01213	奥尻町	01367	当麻町	01454	訓子府町	01549	本別町	01646
稚内市	01214	今金町	01370	比布町	01455	置戸町	01550	足寄町	01647
美瑛市	01215	せたな町	01371	愛別町	01456	佐呂間町	01552	陸別町	01648
芦別市	01216	島牧村	01391	上川町	01457	遠軽町	01555	浦幌町	01649
江別市	01217	寿都町	01392	東川町	01458	湧別町	01559	釧路町	01661
赤平市	01218	黒松内町	01393	美瑛町	01459	滝上町	01560	厚岸町	01662
紋別市	01219	蘭越町	01394	上富良野町	01460	興部町	01561	浜中町	01663
士別市	01220	ニセコ町	01395	中富良野町	01461	西興部村	01562	標茶町	01664
名寄市	01221	真狩村	01396	南富良野町	01462	雄武町	01563	弟子屈町	01665
三笠市	01222	留寿都村	01397	占冠村	01463	大空町	01564	鶴居村	01667
根室市	01223	喜茂別町	01398	和寒町	01464	豊浦町	01571	白糠町	01668
千歳市	01224	京極町	01399	剣淵町	01465	壮瞥町	01575	別海町	01691
滝川市	01225	倶知安町	01400	下川町	01468	白老町	01578	中標津町	01692
砂川市	01226	共和町	01401	美深町	01469	厚真町	01581	標津町	01693
歌志内市	01227	岩内町	01402	音威子府村	01470	洞爺湖町	01584	羅臼町	01694
深川市	01228	泊村	01403	中川町	01471	安平町	01585		
富良野市	01229	神恵内村	01404	幌加内町	01472	むかわ町	01586		

- 13 主たる営業所の所在する都道府県名を記載する。
- 14 主たる営業所の所在する市区町村名を記載する。（登記上と事実上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記載する。）
- 15 上記15の事項により記載した市区町村名に続く町名、街区符号及び住居番号等を「丁目」「番」「号」については「ー」（ハイフン）で区切り記入する。（登記上と事実上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記入する。）
- 16 市外局番、局番及び番号をそれぞれ「ー」（ハイフン）で区切る。
- 17 建設業以外に営業している業種がある場合、その業種を記入する。
- 18 この申請書により相続の認可を申請する相続人が許可を受けている建設業を9と同じ要領で記入する。
- 19 この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号を記載する。

営業所一覧表

[illegible]

(主たる営業所) **8** / **9**

主たる営業所 2 3

フリガナ

主たる営業所の
名 称

2 3

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

営 業 し ょ う と す る 建 設 業 8 3

(1. 一般
2. 特定)

(従たる営業所)

[illegible]

(従たる営業所)

従たる営業所の
 名

フリガナ

8	4	3	5	10	15	20
23	25	30	35	40		

従たる営業所の
 所在地市区町村
 コー
 ド

都道府県名

市区町村名

従たる営業所の
 所在地

8	5	3	5	10	15	20
23	25	30	35	40		

郵便番号

8	7	3	5	6	10	15	20

電話番号

8	8	10	15	20

営業しようとする建設業

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

(1. 一般)
 (2. 特定)

- 1 太線の枠内は記入しない。
 2 一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表に対応する略号のカラムに記入す

土：土木工事業	屋：屋根工事業	舗：舗装工事業	内：内装仕上工事業	具：建具工事業
建：建築工事業	電：電気工事業	しゅ：しゅんせつ工事業	機：機械器具設置工事業	水：水道施設工事業
大：大工工事業	管：管工事業	板：板金工事業	絶：熱絶縁工事業	消：消防施設工事業
左：左官工事業	タ：タイル・れんが・ブロック工事業	ガ：ガラス工事業	通：電気通信工事業	清：清掃施設工事業
と：とび・土工工事業	鋼：鋼構造物工事業	塗：塗装工事業	園：造園工事業	解：解体工事業
石：石工事業	筋：鉄筋工事業	防：防水工事業	井：さく井工事業	：

- 3 下表に掲げる市町村コードを記入する。（全国地方公共団体コード（総務省）の上5桁）

市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード	市区町村名	団体コード
札幌市中央区	01101	登別市	01230	積丹町	01405	増毛町	01481	日高町	01601
札幌市北区	01102	恵庭市	01231	古平町	01406	小平町	01482	平取町	01602
札幌市東区	01103	伊達市	01233	仁木町	01407	苫前町	01483	新冠町	01604
札幌市白石区	01104	北広島市	01234	余市町	01408	羽幌町	01484	浦河町	01607
札幌市豊平区	01105	石狩市	01235	赤井川村	01409	初山別村	01485	様似町	01608
札幌市南区	01106	北斗市	01236	南幌町	01423	遠別町	01486	えりも町	01609
札幌市西区	01107	当別町	01303	奈井江町	01424	天塩町	01487	新ひだか町	01610
札幌市厚別区	01108	新篠津村	01304	上砂川町	01425	猿払村	01511	音更町	01631
札幌市手稲区	01109	松前町	01331	長沼町	01427	浜頓別町	01512	士幌町	01632
札幌市清田区	01110	福島町	01332	長沼町	01428	中頓別町	01513	上士幌町	01633
函館市	01202	知内町	01333	栗山町	01429	枝幸町	01514	鹿追町	01634
小樽市	01203	木古内町	01334	月形町	01430	豊富町	01516	新得町	01635
旭川市	01204	七飯町	01337	浦臼町	01431	礼文町	01517	清水町	01636
室蘭市	01205	鹿部町	01343	新十津川町	01432	利尻町	01518	芽室町	01637
釧路市	01206	森町	01345	妹背牛町	01433	利尻富士町	01519	中札内村	01638
帯広市	01207	八雲町	01346	秩父別町	01434	幌延町	01520	更別村	01639
北見市	01208	長万部町	01347	雨竜町	01436	美幌町	01543	大樹町	01641
夕張市	01209	江差町	01361	北竜町	01437	津別町	01544	広尾町	01642
岩見沢市	01210	上ノ国町	01362	沼田町	01438	斜里町	01545	幕別町	01643
網走市	01211	厚沢部町	01363	鷹栖町	01452	清里町	01546	池田町	01644
留萌市	01212	乙部町	01364	東神楽町	01453	小清水町	01547	豊頃町	01645
苫小牧市	01213	奥尻町	01367	当麻町	01454	訓子府町	01549	本別町	01646
稚内市	01214	今金町	01370	比布町	01455	置戸町	01550	足寄町	01647
美瑛市	01215	せたな町	01371	愛別町	01456	佐呂間町	01552	陸別町	01648
芦別市	01216	島牧村	01391	上川町	01457	遠軽町	01555	浦幌町	01649
江別市	01217	寿都町	01392	東川町	01458	湧別町	01559	釧路町	01661
赤平市	01218	黒松内町	01393	美瑛町	01459	滝上町	01560	厚岸町	01662
紋別市	01219	蘭越町	01394	上富良野町	01460	興部町	01561	浜中町	01663
士別市	01220	ニセコ町	01395	中富良野町	01461	西興部村	01562	標茶町	01664
名寄市	01221	真狩村	01396	南富良野町	01462	雄武町	01563	弟子屈町	01665
三笠市	01222	留寿都村	01397	占冠村	01463	大空町	01564	鶴居村	01667
根室市	01223	喜茂別町	01398	和寒町	01464	豊浦町	01571	白糠町	01668
千歳市	01224	京極町	01399	剣淵町	01465	壮瞥町	01575	別海町	01691
滝川市	01225	倶知安町	01400	下川町	01468	白老町	01578	中標津町	01692
砂川市	01226	共和町	01401	美深町	01469	厚真町	01581	標津町	01693
歌志内市	01227	岩内町	01402	音威子府村	01470	洞爺湖町	01584	羅臼町	01694
深川市	01228	泊村	01403	中川町	01471	安平町	01585		
富良野市	01229	神恵内村	01404	幌加内町	01472	むかわ町	01586		

- 4 従たる営業所の所在する都道府県名を記載する。
 5 従たる営業所の所在する市区町村名を記載する。（登記上と事実上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記載する。）
 6 上記5の事項により記載した市区町村名に続く町名、街区符号及び住居番号等を「丁目」「番」「号」については「ー」（ハイフン）で区切りを記入する。（登記上と事実上の所在地が異なる場合は事実上の所在地を記載する。）
 7 市外局番、局番及び番号をそれぞれ「ー」（ハイフン）で区切る。
 8 従たる営業所が3以上ある場合、2枚目以降の主たる営業所欄は記載不要。
 9 従たる営業所がない（主たる営業所のみ）場合は、右上の余白に「該当なし」と記載する。この場合、主たる営業所欄も記載不要。

専任技術者一覽表

令和 年 月 日

営業所の名称	専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店 / 1	北道夫 / 2	とー 9 / 3	1 3 / 4

- 1 相続認可申請書（別記様式第二十二号の十）別紙一「営業所一覧表」の営業所名称と同じ順序で、各営業所ごとに記載する。
- 2 国家資格認定証明書、卒業証明書、住民票（実務経験のみの場合）の字で記入する。
- 3 相続認可申請書（別記様式第二十二号の十）別紙一「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土－9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表に対応する略号とを「－」（ハイフン）で結んで記載する。

・一般建設業の場合

「1」・・・・・・法第7条第2号イ該当
「4」・・・・・・法第7条第2号ロ該当
「7」・・・・・・法第7条第2号ハ該当

・特定建設業の場合

「2」・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
「3」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
「5」・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
「6」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
「8」・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
「9」・・・・・・法第15条第2号イ該当

土	： 土木工事業	屋	： 屋根工事業	舗	： 舗装工事業	内	： 内装仕上工事業	具	： 建具工事業
建	： 建築工事業	電	： 電気工事業	しゅ	： しゅんせつ工事業	機	： 機械器具設置工事業	水	： 水道施設工事業
大	： 大工工事業	管	： 管工事業	板	： 板金工事業	絶	： 熱絶縁工事業	消	： 消防施設工事業
左	： 左官工事業	タ	： タイル・れんが・ブロック工事業	ガ	： ガラス工事業	通	： 電気通信工事業	清	： 清掃施設工事業
と	： とび・土工工事業	鋼	： 鋼構造物工事業	塗	： 塗装工事業	園	： 造園工事業	解	： 解体工事業
石	： 石工事業	筋	： 鉄筋工事業	防	： 防水工事業	井	： さく井工事業		：

- 4 記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について、下表の分類に従い、該当するコードを記載する。

コード		資格区分
	01	法第7条第2号イ該当
	02	法第7条第2号ロ該当
	03	法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
	04	法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
建設業法	11	一級建設機械施工管理技士
	12	二級 " （第1種～第6種）
	13	一級土木施工管理技士
	14	二級 " （土木）
	15	" （鋼構造物塗装）
	16	" （薬液注入）
	20	一級建築施工管理技士
	21	二級 " （建築）
	22	" （躯体）
	23	" （仕上げ）
	27	一級電気工事施工管理技士
	28	二級 "
	29	一級管工事施工管理技士
	30	二級 "
	31	一級電気通信工事施工管理技士
	32	二級 "
建築士法	33	一級造園施工管理技士
	34	二級 "
	37	一級建築士
技術士法	38	二級 "
	39	木造 "
	41	建設・総合技術監理（建設）
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造物及びコンクリート」）
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）
	45	機械・総合技術監理（機械）
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）
	52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）

電気工事 士法電気 事業法	55	第一種電気工事士	
	56	第二種 "	3年
	58	電気主任技術者(第1種～第3種)	5年
電気通信 事業法	59	電気通信主任技術者	5年
	35	工事担任者(※1)	3年
水道法	65	給水装置工事主任技術者	1年
消防法	68	甲種消防設備士	
	69	乙種 "	
職業能力 開発促進 法	71	建築大工(1級)	
		" (2級)	3年
	64	型枠施工(1級)	
		" (2級)	3年
	72	左官(1級)	
		" (2級)	3年
	57	とび・とび工(1級)	
		" (2級)	3年
	73	コンクリート圧送施工(1級)	
		" (2級)	3年
	66	ウェルポイント施工(1級)	
		" (2級)	3年
	74	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管(1級)	
		" " (2級)	3年
	75	給排水衛生設備配管(1級)	
		" (2級)	3年
	76	配管・配管工(1級)	
		" " (2級)	3年
	70	建築板金「ダクト板金作業」(1級)	
		" (2級)	3年
	77	タイル張り・タイル張り工(1級)	
		" " (2級)	3年
	78	築炉・築炉工(1級)・れんが積み	
		" " (2級)	3年
	79	ブロック建築・ブロック建築工(1級)・コンクリート積みブロック施工	
		" " (2級)	3年
	80	石工・石材施工・石積み(1級)	
		" " (2級)	3年
	81	鉄工・製罐(1級)	
		" " (2級)	3年
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工(1級)	
		" " (2級)	3年
	83	工場板金(1級)	
		" (2級)	3年
	84	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」(1級)	
		" " " (2級)	3年
	85	板金・板金工・打出し板金(1級)	
		" " " (2級)	3年
	86	かわらぶき・スレート施工(1級)	
		" " (2級)	3年
	87	ガラス施工(1級)	
		" (2級)	3年
	88	塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)	
		" " " (2級)	3年
	89	建築塗装・建築塗装工(1級)	
		" " (2級)	3年
	90	金属塗装・金属塗装工(1級)	
		" " (2級)	3年
	91	噴霧塗装(1級)	
		" (2級)	3年
	67	路面標示施工	
	92	畳製作・畳工(1級)	
		" " (2級)	3年
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)	
		" " " " " (2級)	3年
	94	熱絶縁施工(1級)	
		" (2級)	3年
	95	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)	
		" " " " (2級)	3年
	96	造園(1級)	
		" (2級)	3年

97	防水施工(1級)	
	“(2級)	3年
98	さく井(1級)	
	“(2級)	3年
61	地すべり防止工事	1年
40	基礎ぐい工事	
62	建築設備士	1年
63	計装	1年
60	解体工事	
36	基幹技能者	
99	その他	

※1 令和3年4月1日以降に「第一級アナログ通信」及び「第一級デジタル通信」の工事担任者証の交付を受けた者又は「総合通信」の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る。(資格者証交付後3年以上の実務経験が必要。)

誓 約 書

申請者は、第13条の3第6項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 年 月 日
申請者 北海道札幌市中央区北3条西6丁目3番12号
北 道夫

北海道知事 殿

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」

様式二十二号の十二（第十三条の三関係）

届 出 書

令和 2 年 1 0 月 2 1 日

北海道知事 殿

北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 3 番 12 号

届出者 北 道夫

1

以下のとおり、国土交通大臣に相続の認可の申請を行いましたので、
被相続人

に関する事項について、届出をします。

1

1. 届出をする ~~相 続 人~~ に関する事項
被相続人

名称	北 工務店
許可番号	北海道知事許可（般-29）第 012345 号
許可を受けている 建設業	とび・土工・コンクリート工事業

2. 届出者に関する事項

2

名称	北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 3 番 12 号 北 道夫
許可番号	
許可を受けている 建設業	

3. その他

認可の申請	申請先の地方整備局等	北海道開発局
	申請を行つた日	令和 2 年 10 月 20 日
被相続人の死亡日		令和 2 年 10 月 10 日

記載要領

- 「相 続 人
被相続人」については、不要なものを消すこと。
1. の届出が相続人に関するものであるときは、2. の届出者に関する事項の記載は要しない。

ちょう付欄		
消印 消印 消印 消印 消印 消印 消印 消印		
手数料の名称	建設業許可申請手数料	建設業許可更新申請手数料
ちょう付金額	1. 新規申請 9万円 2. 同一の許可区分における 業種の追加申請 . . . 5万円	更新申請 5万円
令和 年 月 日 申請		
住所		
申請者 商号・名称		
代表者名		

き り と り 線 印

令和 年 月 日

振興局建設指導課 印

住所

申請者 商号・名称

代表者名

- 158 -

[illegible]

最初に許可(登録)を受けた年月	令和 平成 昭和	年	月	許可(登録)の年数	年 数		

営業所写真台紙作成例

営業所名 _____

所有区分 ☐ 自己所有 ☐ 賃貸借等

外観全景	撮影年月日	年	月	日

※ 看板等（設置している場合）が確認できるよう建物の全景を撮影する。

入口付近	撮影年月日	年	月	日

※ 表札等（営業所名等）を確認できるよう撮影する。

営業所名 _____

内部全景	撮影年月日	年	月	日

※ 電話、机等什器備品を確認できるよう撮影する。

標識	撮影年月日	年	月	日

※ 標識は記載内容が判読できるよう撮影する。なお、新規許可申請の場合は不要。ただし、営業所の新設の場合は必要。

診 断 書 作 成 例

氏名

男 ・ 女
年 月 日生（満 歳）

住所

上記の者は、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有すると診断する。

診断にあたっての根拠

所見（現病歴、現症状、重症度、現在の精神状態と関連する既往症・合併症など）

1 各種検査

長谷川式認知症スケール（☐ 点（ 年 月 日実施） ☐ 実施不可）

MMSE（☐ 点（ 年 月 日実施） ☐ 実施不可）

脳の萎縮又は損傷の有無

☐ あり ⇒（☐ 部分的にみられる ☐ 全体的にみられる ☐ 著しい ☐ 未実施）

☐ なし

知能検査

その他

2 短期間内に回復する可能性

☐ 回復する可能性は高い ☐ 回復する可能性は低い ☐ 分からない

（特記事項）

3 判断能力について

（1）見当識の障害の有無

☐ あり ⇒（☐ まれに障害がみられる ☐ 障害がみられるときが多い

☐ 障害が高度）

☐ なし

〔

〕

(2) 他人との意思疎通の障害の有無

- ☐ あり ⇒ (☐ 意思疎通ができないときもある ☐ 意思疎通ができないときが多い
 ☐ 意思疎通ができない)

☐ なし

[

]

(3) 理解力・判断力の障害の有無

- ☐ あり ⇒ (☐ 問題はあるが程度は軽い ☐ 問題があり程度は重い
 ☐ 問題が顕著)

☐ なし

[

]

(4) 記憶力の障害の有無

- ☐ あり ⇒ (☐ 問題はあるが程度は軽い ☐ 問題があり程度は重い
 ☐ 問題が顕著)

☐ なし

[

]

(5) その他（上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載）

[

]

参考となる事項（本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況等）

年 月 日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名

印